

琴平町地域防災計画

〔資料編〕

令和元年度修正

目 次

参考

1. 条例、規則、要綱等

- (1) 琴平町防災会議条例-----参考- 1
- (2) 琴平町災害対策本部条例-----参考- 3
- (3) 琴平町水防協議会条例-----参考- 4
- (4) 災害弔慰金の支給等に関する条例-----参考- 5
- (5) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則-----参考- 10

2. 協定、覚書等

- (1) 災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定-----参考- 15
- (2) 香川県消防相互応援協定書-----参考- 17
- (3) 香川県防災ヘリコプター応援協定-----参考- 20
- (4) 鉄道災害時の安全対策に関する覚書-----参考- 21
- (5) 中讃地区広域市町村圏消防相互応援協定書-----参考- 33
- (6) 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱-----参考- 35
- (7) 日本水道協会香川県支部水道災害相互応援要綱-----参考- 41
- (8) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書-----参考- 43
- (9) 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ-----参考- 54
- (10) 災害時における情報交換及び支援に関する協定書-----参考- 58
- (11) 災害時の相互応援に関する協定書-----参考- 60
- (12) 災害時の医療救護活動に関する協定書-----参考- 62
- (13) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書-----参考- 69
- (14) 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書-----参考- 71
- (15) 災害時の協力に関する協定書-----参考- 73
- (16) 災害時における西日本電信電話株式会社施設の利用に関する協定書 参考- 75
- (17) 大規模地震等の災害時における創価学会琴平文化会館施設の一時避難所使
用に関する申し合わせ事項確認書 -----参考- 78
- (18) 災害時における物資供給に関する協定書-----参考- 80
- (19) 災害時における救援物資提供に関する協定書-----参考- 82
- (20) 災害時における救援物資提供に関する協定書-----参考- 84
- (21) 災害時における要配慮者等の緊急受入れに関する協定書-----参考- 85
- (22) 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書-----参考- 87
- (23) その他の協定-----参考- 89

3. その他要綱等

- (1) 火災・災害等即報要領-----参考- 90
- (2) 災害報告取扱要領-----参考-112
- (3) 琴平町防災会議委員-----参考-122
- (4) 被害状況報告書-----参考-123

資料編

1. 災害に関する記録等

- (1) 過去における県下の主な風水害等一覧-----資料- 1
- (2) 過去における県下の主な地震一覧-----資料- 5

2. 防災上注意すべき区域等

- (1) 河川重要水防区域-----資料- 7
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所-----資料- 7
- (3) 土石流危険溪流-----資料- 9
- (4) 山腹崩壊危険地区-----資料- 9
- (5) 崩壊土砂流出危険地区-----資料- 10
- (6) ため池一覧-----資料- 10
- (7) 浸水想定区域に位置する要配慮者施設一覧-----資料- 11
- (8) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域-----資料- 12
- (9) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者施設一覧-----資料- 13
- (10) 洪水予報、水防警報、水位情報の周知について-----資料- 14

3. 危険物等施設関係

- (1) 一般取扱所-----資料- 15
- (2) 給油取扱所-----資料- 15
- (3) 地下タンク貯蔵所-----資料- 15
- (4) 屋内タンク貯蔵所-----資料- 16
- (5) 屋内貯蔵所-----資料- 16

4. 気象関係

- (1) 水位、雨量観測所-----資料- 17
- (2) 震度観測点-----資料- 17
- (3) 気象庁震度階級関連解説表-----資料- 18

5. 消防水防関係

- (1) 仲多度南部消防組合現勢-----資料- 22

(2)	消防団現勢-----	資料-	23
(3)	消防水利の現況-----	資料-	24
(4)	水防資機材一覧表-----	資料-	24
6.	通信施設関係		
(1)	香川県防災情報システム-----	資料-	25
(2)	香川県防災行政無線施設-----	資料-	26
(3)	町防災行政無線システム-----	資料-	27
7.	医療救護関係		
(1)	災害時の医療救護体制-----	資料-	28
(2)	救護病院一覧表-----	資料-	29
(3)	広域救護病院一覧表-----	資料-	29
8.	保健・衛生関係		
(1)	精神科医療機関-----	資料-	30
(2)	一般廃棄物処理施設-----	資料-	31
(3)	一般廃棄物収集車両-----	資料-	32
(4)	火葬場一覧-----	資料-	32
9.	交通・輸送関係		
(1)	緊急通行車両の標章及び確認証明書-----	資料-	33
(2)	緊急輸送路-----	資料-	35
(3)	緊急輸送路線確保計画-----	資料-	41
10.	避難収容関係		
(1)	指定避難所兼指定緊急避難場所一覧表-----	資料-	42
11.	備蓄・調達関係		
(1)	備蓄物資一覧-----	資料-	43
(2)	生活必需物資等の調達方法-----	資料-	45
12.	防災ヘリコプター関係		
(1)	災害対策用ヘリポート-----	資料-	46
(2)	広域航空応援受援マニュアル-----	資料-	47
13.	その他		
(1)	災害救助法による救助の程度、方法及び期間-----	資料-	53
(2)	被災者生活再建支援金の概要-----	資料-	56

(3)	防災関係機関連絡先一覧	資料	58
(4)	防災計画一覧表	資料	60

1 条例、規則、要綱等

(1) 琴平町防災会議条例

昭和 38 年 10 月 1 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき琴平町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 琴平町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長は事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 香川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指命する者
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

6 前項第 1 号については 2 名とし、第 2 号 1 名、第 3 号 5 名、第 6 号 3 名とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、香川県職員及び町職員並びに学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成26年6月17日条例第11号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 琴平町災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 1 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、琴平町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 琴平町水防協議会条例

昭和 55 年 9 月 29 日

条例第 22 号

(総則)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 26 条の規定に基づき琴平町水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第 2 条 協議会は、香川県琴平町役場内に置く。

(会務)

第 3 条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、会長の指名する委員がこれを代理する。

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

第 5 条 協議会は、委員の半数以上が出席するの でなければ、議事を開き、議決することができない。

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。

2 町長は、前項の委員が職務上適当でない と認め たときは、任期中でも解任又は解嘱することができる。

3 第 1 項の委員に、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 8 条 協議会に、幹事及書記を置き、町長が命ずる。

幹事は、会長の指揮を受け庶務を整理し、書記は上司の命を受けて庶務に従事する。

(雑則)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 24 年 6 月 5 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 63 年 9 月 27 日

条例第 14 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)
 - 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
 - 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病に掛かった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 250 万円とし、その他の場合にあつては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合
150 万円

- ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270 万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - ロ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250 万円
 - ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内の規則で定める率とする。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年琴平町条例第 23 号)は廃止する。

附 則(平成 11 年 3 月 25 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 6 日条例第 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(5) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 63 年 9 月 24 日

規則第 5 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 18 条)
- 第 5 章 補則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 63 年 9 月 27 日琴平町条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(利率)

第 7 条 条例第 14 条第 1 項に規定する資金の利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

(調査)

第 8 条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 9 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第 2 号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第 3 号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 10 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第 4 号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 11 条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 12 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 13 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 5 号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 14 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第7号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第10号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第13号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同が生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(様式第15号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 49 年琴平町規則第 15 号)は廃止する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の前日に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

2 協定、覚書等

(1) 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1 琴平町長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下〔警察通信設備の使用等〕という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2 琴平町長が、法第57条の規定に基づき、使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話および警察無線電信とする。

第3 琴平町長が、法第57条の規定に基づき、警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該町（町村）の地域を管轄する警察機関の通信統制官等（別添「通信統制官等指定表」参照）に対して次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者および受信者

第4 通信統制官等は、当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の設定は、通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第5 琴平町長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該町（町村）の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

- 1 本協定は、昭和38年7月27日から施行する。

警察通信統制官指定表

統制する範囲	通信統制官等
県下全域 (有線電話・無線電話)	警務部警務課長
県下全域 (無線電話)	生活安全部通信指令課長
高松北警察署管内 (〃 ・ 〃)	高松北警察署長
高松南警察署管内 (〃 ・ 〃)	高松南警察署長
坂出警察署管内 (〃 ・ 〃)	坂出警察署長
丸亀警察署管内 (〃 ・ 〃)	丸亀警察署長
善通寺警察署管内 (〃 ・ 〃)	善通寺警察署長
観音寺警察署管内 (〃 ・ 〃)	観音寺警察署長
高瀬警察署管内 (〃 ・ 〃)	高瀬警察署長
高松西警察署管内 (〃 ・ 〃)	高松西警察署長
琴平警察署管内 (〃 ・ 〃)	琴平警察署長
高松東警察署管内 (〃 ・ 〃)	高松東警察署長
東かがわ警察署管内 (〃 ・ 〃)	東かがわ警察署長
さぬき警察署管内 (〃 ・ 〃)	さぬき警察署長
小豆警察署管内 (〃 ・ 〃)	小豆警察署長

(2) 香川県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1号各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を応援側の長に提出するものとし、また、

応援側の長は、応援活動状況（別紙様式 2）を受援側の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第 6 条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第 7 条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第 8 条 応援隊の指揮は、消防組織法第 24 条の 4 の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（応援隊の報告）

第 9 条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第 10 条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

（1）機械器具の小破損の修理、燃料、消防戦団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。

（2）機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

（3）前各号以外の経費については、原則として受援者側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

（改廃）

第 11 条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

（委任）

第 12 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

この協定は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 この協定の締結を証するため、本書 49 通を作成し、記名押印のうえ各 1 通を保管する。

昭和 61 年 12 月 1 日

5 市長、38 町長、6 事務組合管理者

(3) 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救助業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防衛活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における

防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあつては当該町長）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

(4) 鉄道災害時の安全対策に関する覚書（四国旅客鉄道株式会社）

高松市消防局、坂出市消防本部、丸亀市消防本部、善通寺市消防本部、三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部、仲多度南部消防組合消防本部、多度津町消防本部、大川広域消防本部および讃岐地区広域消防本部(以下「甲」という。)と四国旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が管理している軌道敷内で、甲の出動を要する人身事故等(以下「鉄道災害」という。)が発生した場合の相互連絡、協力体制を定めることにより、安全で迅速な救助活動および公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

1 目的

この覚書は、鉄道災害が発生した場合における救助活動等を、迅速かつ効果的に行うとともに、甲と乙が相互に連携・協力して、二次災害防止のための安全管理体制を確保することを目的とする。

2 管轄消防機関への連絡について

- (1) 甲は、鉄道災害の発生について乙から通報を受けた場合に、当該鉄道災害が管轄区域外におけるものであるときには、管轄消防機関に速やかに通報があった旨連絡する。
- (2) 甲は、鉄道災害の発生について通報を受けた場合に、その発生場所が管轄区域の境界付近であるときには、出動計画に基づき救助隊を出動させるとともに、隣接する消防機関にも出動を要請し、早期に現場を確認する。

3 災害の通報について

- (1) 鉄道災害が発生した場合における乙から甲への通報は、119番緊急ダイヤル等により、災害発生場所、災害概要、要救助者の状況等を迅速かつ正確に行う。
なお、乙はキロ程によって場所が把握できる踏切等所在地一覧を作成し甲に配布する。
- (2) 鉄道災害の発生について、一般人から甲に通報があった場合には、乙にその情報を速やかに提供する。
- (3) 甲と乙は、緊急時の連絡が円滑に行えるよう、緊急連絡表を作成することとし、連絡先の変更等がある場合は速やかに変更内容を通知する。

4 二次災害の防止について

- (1) 甲は、災害現場において救助活動を開始する前に、乙の現地連絡責任者に災害発生線路の列車抑止を確認し、必要があれば隣接線路等の列車抑止・徐行を要請する。
なお、列車による人身事故以外で現地連絡責任者が配置されていない場合には、緊急連絡表により甲は乙に列車抑止・徐行を要請する。

(2) 乙は、列車の運行状況等救助活動に必要な情報を積極的に甲に提供する。

5 救助隊の現場誘導について

乙は、駅または駅付近において、鉄道災害が発生した旨通報を受けた場合には、救助隊の進入口を確認するとともに、救助隊を進入口から災害現場まで誘導する駅員を配置する等必要な処置を行う。(無人駅を除く)

6 乗客(非負傷者)の避難誘導について

(1) 甲は、鉄道災害が発生した場合には、乗客(非負傷者)の避難誘導状況について乙の乗務員に確認する。

(2) 甲は、救助活動の概要を乙に説明し、乙は構内アナウンス、車内アナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を抑えるとともに、乗客の協力を得た円滑な避難誘導を行う。

(3) 甲と乙は、協力して、乗客(非負傷者)の避難誘導を実施する。

7 電源等の安全管理について

甲は、救助活動を行うため軌道内に進入する場合には、列車の電源が遮断されているかどうか確認する。

救助活動において電源の遮断が必要な場合には、乙に電源の遮断を要請するかまたは派遣された乙の技術者の指示を受けて救助活動を実施する。

8 救助活動における車両の一部破壊、ジャッキアップ等について

(1) 甲は、救助活動等において車両の一部を破壊もしくはジャッキアップ等をする必要がある場合は、早期に乙に技術者の派遣を依頼し協力を得る。

技術者の派遣が時間的、体制的に困難な場合も想定されるので、あらかじめ管内の乙が保有する車両の構造を把握し、破壊可能箇所および範囲等を認識しておく。

(2) 甲は、列車全体の構造等について乙の乗務員から情報を収集する。

(3) 甲は、ジャッキアップ等による救助活動が終了し、復旧作業を行う場合には、乙と連携して行う。

(4) 甲は、鉄道の運行に極力影響を及ぼさないように救助方法を選択する。

9 特殊な場所への進入について

(1) 甲は、トンネル内や橋梁上等特殊な場所で鉄道災害が発生した場合には、迅速に救助活動ができるよう、人員、資機材の搬送方法について乙の協力を得る。

(2) 甲は、高架、橋梁、トンネル内の進入方法について、事前に乙の協力を得て調査しておく。

10 救助資機材の調達について

甲は、大規模な鉄道災害が発生し、乙の保有している大型ジャッキや工事車両等の資機材を使用することが必要となる場合には、災害発生場所への進入経路および作業スペースが確保されるよう乙と協議し、その協力を得る。

11 大規模災害時の対応について

甲は、鉄道災害が発生した場合には、多くの負傷者が発生することを想定し、災害を覚知した初期段階から、広域応援、防災ヘリコプターの活用等を考慮しながら救助活動を進めていく。

1.2 訓練等の実施について

甲と乙は、日頃より相互の連絡調整、情報交換を密にし、鉄道災害を想定した合同の救助訓練の実施に努める。

1.3 協議

この覚書に定めのない事項およびこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年12月1日

甲 高松市宮脇町一丁目2番34号
高松市消防局
消防局長 佐伯眞作

坂出市久米町一丁目17番23号
坂出市消防本部
消防長 三木和夫

丸亀市大手町二丁目4番1号
丸亀市消防本部
消防長 大谷洋司

善通寺市善通寺町六丁目10番21号

善通寺市消防本部

消防長 岸田 稔

観音寺市坂本町一丁目1番7号

三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部

消防長 岩本 茂樹

仲多度郡琴平町五条313番地

仲多度南部消防組合消防本部

消防長 片山 隆二

仲多度郡多度津町本通三丁目1番33号

多度津町消防本部

消防長 塩田 耕三

東かがわ市町田56番1

大川広域消防本部

消防長 古市 忠夫

木田郡三木町大字氷上373番地2

讃岐地区広域消防本部

消防長 溝淵 正

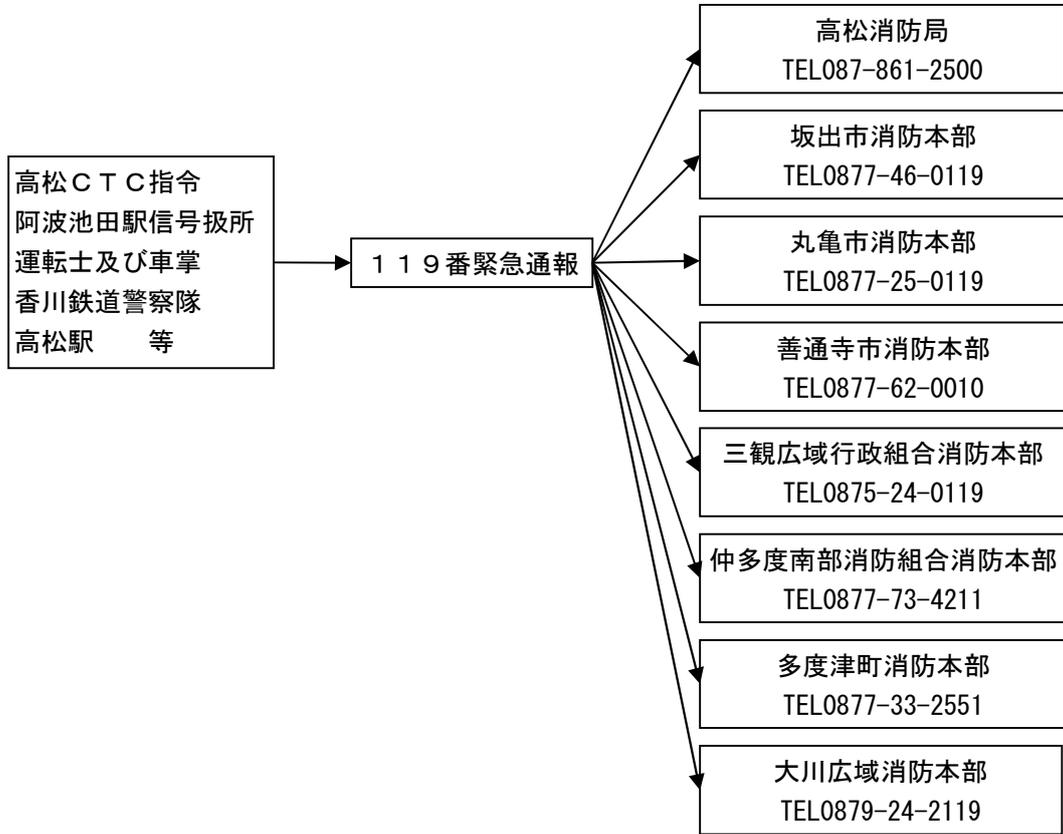
乙 高松市浜ノ町8番33号

四国旅客鉄道株式会社

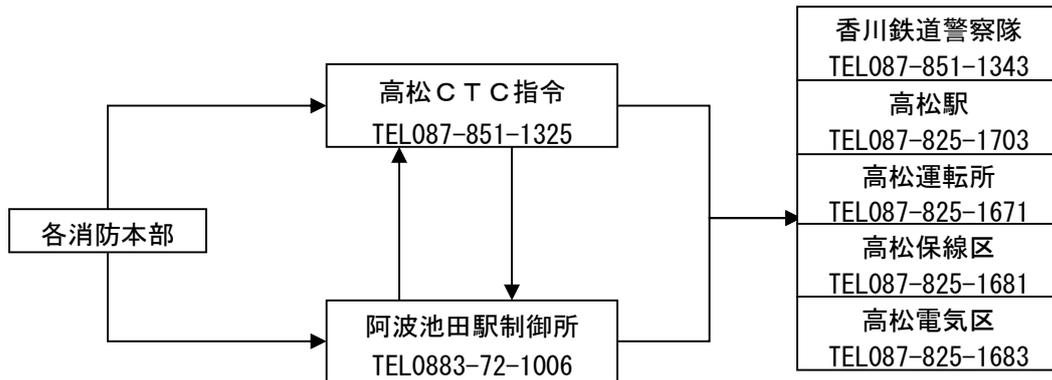
安全推進室長 上池 裕

JR 鉄道運転事故発生時の緊急連絡先（24 時間体制）

1. JR 四国から香川県内消防局等に連絡



2. 香川県内各消防局等からことでんへの連絡



※保線区、電気区は夜間不在

※高松CTC指令エリア

瀬戸大橋線 児島～宇多津駅間

予讃線 高松～松山駅間

高德線 高松～徳島駅間

※阿波池田駅制御所のエリア

土讃線 多度津～高知駅間

◇鉄道人身事故対応標準について

四国旅客鉄道株式会社

1. 目的

鉄道人身事故が発生した場合において、警察・消防関係者及び社員が行う死傷者の救出活動の安全を確保するとともに、列車抑止及び運転再開を円滑に行うことを目的として、必要な具体的手順を定めるものとする。

2. 具体的な取扱い

- (1) 情報連絡の確実をきするため、現地に「現地連絡責任者」を指定する。
- (2) 現地連絡責任者に指定された乗務員、駅社員、保線社員等の社員は、指令員と連絡を密に取りながら、後続及び対向列車の運転再開まで現地で連絡を行う責任者となる。
- (3) 鉄道人身事故が発生した場合、軽微な負傷の場合を除いて、後事を一般公衆に依頼をしないものとする。
- (4) 現地連絡責任者が到着しない場合は、該当列車の乗務員が現地連絡者となり、消防又は警察関係者との対応を行うものとする。
- (5) 鉄道人身事故が発生した場合、死傷者を安全な場所に移動できたことを確認しない限り、該当列車は運転再開しないものとする。但し、安全な場所に移動できない場合であっても、現地連絡責任者に後事を引き継げる場合は、該当列車は運転再開を行うことができるものとする。
- (6) 消防又は警察関係者の死傷者救出及び運搬作業が終了して、安全な場所に退出したことを確認するまで、後続及び対向列車の運転を再開しない。
- (7) 消防又は警察関係者の、死傷者救出及び運搬作業等に伴い隣接線の列車抑制及び電車線のき電停止等が必要な場合は、要請に基づき列車抑止等の手配を取れるものとする。
- (8) 現地連絡責任者及び指令員は、相互にチェックリストを使用し、情報の伝達に万全を期するものとする。

3. 鉄道人身事故対応標準の配付

平成 15 年 2 月 26 日付け安推第 91 号により各箇所へ配布した。

4. 教育・訓練

現地連絡責任者の対象者及び指令員に対して、教育・訓練を 3 月中に実施する。

5. 実施日

関係社員に対する教育・訓練が完了後、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

鉄道災害時の安全対策に関する覚書（高松琴平電気鉄道株式会社）

高松市消防局、仲多度南部消防組合消防本部、大川広域消防本部、飯綾消防組合消防本部および讃岐地区広域消防本部(以下「甲」という。)と高松琴平電気鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が管理している軌道敷内で、甲の出動を要する人身事故等(以下「鉄道災害」という。)が発生した場合の相互連絡、協力体制を定めることにより、安全で迅速な救助活動および公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

1 目的

この覚書は、鉄道災害が発生した場合における救助活動等を、迅速かつ効果的に行うとともに、甲と乙が相互に連携・協力して、二次災害防止のための安全管理体制を確保することを目的とする。

2 管轄消防機関への連絡について

- (1) 甲は、鉄道災害の発生について乙から通報を受けた場合に、当該鉄道災害が管轄区域外におけるものであるときには、管轄消防機関に速やかに通報があった旨連絡する。
- (2) 甲は、鉄道災害の発生について通報を受けた場合に、その発生場所が管轄区域の境界付近であるときには、出動計画に基づき救助隊を出動させるとともに、隣接する消防機関にも出動を要請し、早期に現場を確認する。

3 災害の通報について

- (1) 鉄道災害が発生した場合における乙から甲への通報は、119番緊急ダイヤル等により、災害発生場所、災害概要、要救助者の状況等を迅速かつ正確に行う。
なお、乙はキロ程によって場所が把握できる踏切等所在地一覧を作成し甲に配布する。
- (2) 鉄道災害の発生について、一般人から甲に通報があった場合には、乙にその情報を速やかに提供する。
- (3) 甲と乙は、緊急時の連絡が円滑に行えるよう、緊急連絡表を作成することとし、連絡先の変更等がある場合は速やかに変更内容を通知する。

4 二次災害の防止について

- (1) 甲は、災害現場において救助活動を開始する前に、乙の現地連絡責任者に災害発生線路の列車抑止を確認し、必要があれば隣接線路等の列車抑止・徐行を要請する。
なお、列車による人身事故以外で現地連絡責任者が配置されていない場合には、緊急連絡表により甲は乙に列車抑止・徐行を要請する。

(2) 乙は、列車の運行状況等救助活動に必要な情報を積極的に甲に提供する。

5 救助隊の現場誘導について

乙は、駅または駅付近において、鉄道災害が発生した旨通報を受けた場合には、救助隊の進入口を確認するとともに、救助隊を進入口から災害現場まで誘導する駅員を配置する等必要な処置を行う。(無人駅を除く)

6 乗客(非負傷者)の避難誘導について

(1) 甲は、鉄道災害が発生した場合には、乗客(非負傷者)の避難誘導状況について乙の乗務員に確認する。

(2) 甲は、救助活動の概要を乙に説明し、乙は構内アナウンス、車内アナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を抑えるとともに、乗客の協力を得た円滑な避難誘導を行う。

(3) 甲と乙は、協力して、乗客(非負傷者)の避難誘導を実施する。

7 電源等の安全管理について

甲は、救助活動を行うため軌道内に進入する場合には、列車の電源が遮断されているかどうか確認する。

救助活動において電源の遮断が必要な場合には、乙に電源の遮断を要請するかまたは派遣された乙の技術者の指示を受けて救助活動を実施する。

8 救助活動における車両の一部破壊、ジャッキアップ等について

(1) 甲は、救助活動等において車両の一部を破壊もしくはジャッキアップ等をする必要がある場合は、早期に乙に技術者の派遣を依頼し協力を得る。

技術者の派遣が時間的、体制的に困難な場合も想定されるので、あらかじめ管内の乙が保有する車両の構造を把握し、破壊可能箇所および範囲等を認識しておく。

(2) 甲は、列車全体の構造等について乙の乗務員から情報を収集する。

(3) 甲は、ジャッキアップ等による救助活動が終了し、復旧作業を行う場合には、乙と連携して行う。

(4) 甲は、鉄道の運行に極力影響を及ぼさないように救助方法を選択する。

9 特殊な場所への進入について

(1) 甲は、トンネル内や橋梁上等特殊な場所で鉄道災害が発生した場合には、迅速に救助活動ができるよう、人員、資機材の搬送方法について乙の協力を得る。

(2) 甲は、高架、橋梁、トンネル内の進入方法について、事前に乙の協力を得て調査しておく。

10 救助資機材の調達について

甲は、大規模な鉄道災害が発生し、乙の保有している大型ジャッキや工事車両等の資機材を使用することが必要となる場合には、災害発生場所への進入経路および作業スペースが確保されるよう乙と協議し、その協力を得る。

11 大規模災害時の対応について

甲は、鉄道災害が発生した場合には、多くの負傷者が発生することを想定し、災害を覚知した初期段階から、広域応援、防災ヘリコプターの活用等を考慮しながら救助活動を進めていく。

1 2 訓練等の実施について

甲と乙は、日頃より相互の連絡調整、情報交換を密にし、鉄道災害を想定した合同の救助訓練の実施に努める。

1 3 協議

この覚書に定めのない事項およびこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年12月25日

甲 高松市宮脇町一丁目2番34号

高松市消防局

消防局長 佐伯真作

仲多度郡琴平町五条313番地

仲多度南部消防組合消防本部

消防長 片山隆二

東かがわ市野田56番地1
大川広域消防本部
消防長 古市忠夫

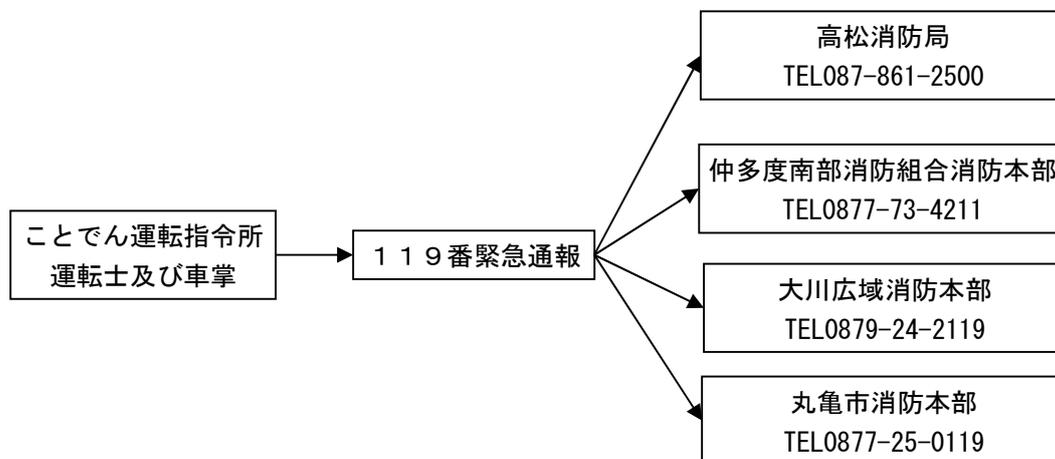
綾歌郡飯山町下法軍寺296番地1
飯綾消防組合消防本部
消防長 岩崎富夫

木田郡三木町大字氷上373番地2
讃岐地区広域消防本部
消防長 溝淵正

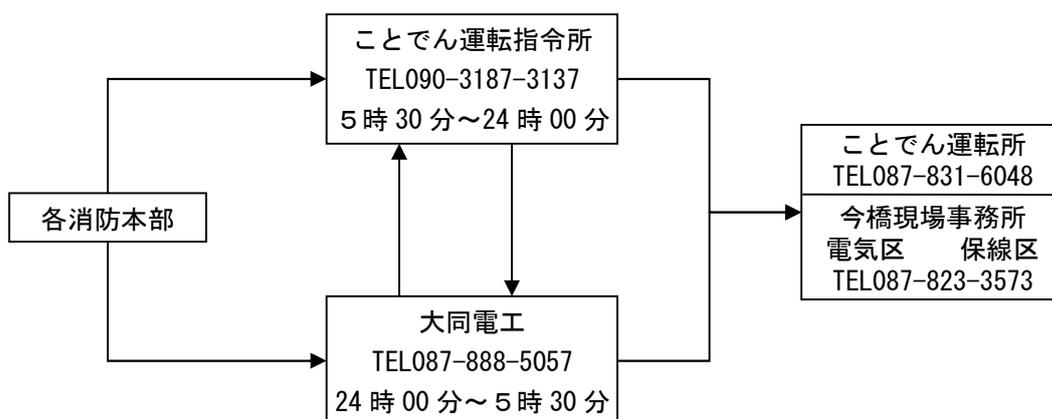
乙 高松市栗林町二丁目19番20号
高松琴平電気鉄道株式会社
運輸部長 川上純

高松琴平電気鉄道運転事故等発生時の緊急連絡先（24 時間体制）

1. ことのでんから香川県内消防局等に連絡



2. 香川県内各消防局等からことのでんへの連絡



3. ことのでん指令所のエリア

- 琴平線： 高松築港 ～ 琴電琴平駅間
- 長尾線： 高松築港 ～ 長尾駅間
- 志度線： 瓦町 ～ 琴電志度駅間

(5) 中讃地区広域市町村圏消防相互応援協定書

(目的)

第一条 この協定は、中讃地区広域市町村圏計画に拠る広域消防行政の体制確立を図るため、その一環として消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、丸亀市、善通寺市、多度津町、仲多度南部消防組合および飯綾消防組合（以下「関係市町等」という。）の区域内に水火災、地震等の災害または救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合、相互の消防力を活用して災害を防除し、およびこれらの災害に因る被害を軽減することを目的とする。

(応援の種類)

第二条 相互応援は次の区分により行なう。

(1) 普通応援 関係市町等が、それぞれ相互に接する地域およびその周辺で発生した災害等を認知し、または受報した場合に出動する応援をいう。

(2) 特別応援 関係市町等の管轄区域内に発生した災害等で特に応援を必要とする場合に、受援市町等（以下「受援側」という。）の長の要請により応援市町等（以下「応援側」という。）が出動する応援をいう。

(応援要請の手続)

第三条 応援を要請しようとするときは、受援側の長から応援側の長に対し電話その他の方法により次の事項を明らかにして要請する。

- (1) 災害の種別
- (2) 被害の状況
- (3) 災害等の発生場所および派遣を必要とする場所
- (4) 応援を要する隊の数および人員
- (5) 応援を要する機械器具（特殊車を含む）および化学消火薬剤
- (6) その他必要事項

(応援消防隊の指揮)

第四条 応援消防隊の指揮は、受援側の現場最高指揮者が応援消防隊の長を通じて行う。ただし緊急を要する場合には、直接応援消防隊の隊員に対して行うことができる。

(経費の負担)

第五条 応援出動に要した諸経費ならびに損害を生じた場合の補償については、原則として応援市町等の負担とする。ただし、本条により難いと認められた経費等については当該関係市町等においてその都度協議のうえ決定する。

(協定の改正)

第六条 この協定の改正を行う必要があると認められるときは、関係市町等において協議する。

(委任)

第七条 この協定の実施に関し、必要な事項については関係市町等の消防長が協議のうえ、別に定める。

(疑義)

第八条 この協定の実施に関し、疑義を生じたときおよびこの協定により難しい問題が生じたときは、その都度関係市町等が協議して決定する。

(実施期日)

第九条 この協定は、昭和49年6月1日から実施する。

この協定の成立を証するため協定書を作成し、関係者記名押印のうえ各1通保有する。

昭和49年6月1日

丸亀市長 堀家重俊

善通寺市長 平尾勘市

香川県仲多度郡琴南町長 西内 徹

香川県仲多度郡満濃町長 新名 功

琴平町長 大森敏之

多度津町長 信濃 勇

香川県仲多度郡仲南町長 枝園貞夫

香川県綾歌郡綾歌町長 佐藤善美

香川県綾歌郡飯山町長 新土光夫

仲多度南部消防組合管理者 新名 功

飯綾消防組合管理者 新土光夫

(6) 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合には、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。

(2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

(事務局の設置)

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地方支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整

(2) 県支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 工事業者の斡旋

(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。

4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

(1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。

(2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2)による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、平成8年10月4日から施行する。

2 水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱(昭和59年5月23日制定)は、廃止する。

様式1 (第10条関係)

災 害 時 連 絡 表

支部事務局

補 職 名	氏 名	電 話
連絡担当責任者 総務担当課長 ()		勤務先電話 () F A X () 自宅電話 ()
総務担当係長 ()		勤務先電話 () 自宅電話 ()
防災担当者 ()		勤務先電話 () 自宅電話 ()
備 考		

様式2 (第10条関係)

防災関係物資等の備蓄状況調査表

(平成 年度末現在)

県支部

項目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	
	給 水 車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク (ℓ)	基	基	
	給水タンク (ℓ)	基	基	
	給水タンク (ℓ)	基	基	
	ポリ容器 (ℓ)	個	個	
	ポリ容器 (ℓ)	個	個	
そ の 他				
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

(7) 日本水道協会香川県支部水道災害相互応援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）が定める日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱（以下「地方支部要綱」という。）に基づき、日本水道協会香川県支部（以下「県支部」という。）内の正会員（以下「会員」という。）が災害により水道施設に被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互応援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の責務)

第2条 県支部内に災害により被害が発生した場合、会員はこの要綱の定めるところにより被災会員に対する応援活動について、全面的に協力するものとする。

(応援活動の要請)

第3条 被災会員は、県支部を通じて会員に対し必要な応援活動を要請することができる。

(応援活動)

第4条 応援活動は、原則として被災会員の応急給水および応急復旧計画に基づき、おおむね次のような作業に従事するものとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

(被災状況の調査および連絡)

第5条 被災会員は、災害により水道施設に被害を受けた場合は、すみやかに被害の状況を調査し、把握し、復旧作業計画を県支部長に提出するものとする。

2 県支部長は、前項により被災会員から提出された復旧作業計画に基づき、必要な応援を各会員に要請するものとする。

(応援職員の派遣)

第6条 前条により応援要請を受けた会員は、ただちに応援体制を整え被災会員に協力しなければならない。

2 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、必要な給水用具、作業用器具および緊急資材のほか衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

4 応援職員は、被災会員の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援受入れ体制等)

第7条 会員は、応急給水作業および応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるよう、別紙応援受入れに関する必要事項に基づき平常からその体制を確立しておくものとする。

2 県支部長は、地方支部要綱に基づく防災関係物資等の備蓄状況調査表の提出をもつて、県支部内の備蓄状況を把握するものとする。

(費用の負担)

第8条 この要綱に基づく応援に要する費用については、原則として地方支部要綱第8条の規定を準用する。

2 応援職員が応援活動により負傷、疾病および死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。

3 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては、応援会員がその賠償の責に任ずるものとする。

4 前各項の規定で判断できないものについては、関係会員が協議して決めるものとする。

(会員以外の町への応援)

第9条 会員以外の町から応援要請を受けたときは、この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県支部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

(8) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(社団法人香川県宅地建物取引業協会との協定)

(趣 旨)

第1条 この協定は、香川県（以下「甲」という。）が、社団法人香川県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

- (1) 香川県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、土木部住宅課長とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施 行)

第9条 この協定は平成17年7月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年7月5日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 真 鍋 武 紀

乙 香川県高松市松福町一丁目10番5号
社団法人香川県宅地建物取引業協会

会 長 植 本 義 明

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定の締結について（概要）

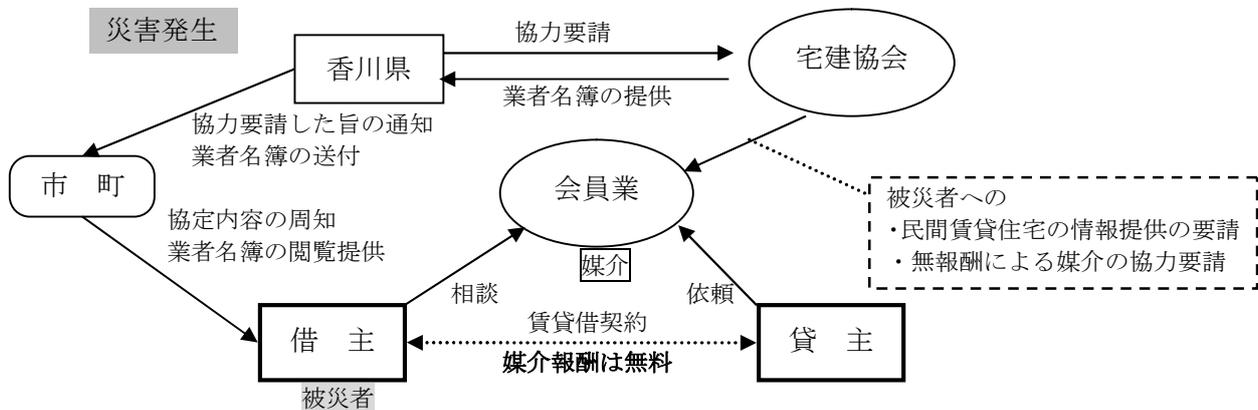
1 目的

地震時の大規模な災害による住宅に住めなくなった被災者に対しては、災害救助法適用による応急仮設住宅や県営住宅の一時入居（空室がある場合）などの支援策があるが、それらを補完するものとして、応急仮設住宅建設の遅れや不足が生じたときに対応し、民間賃貸住宅の空き住宅を有効に活用するために、社団法人香川県宅地建物取引業協会との間で民間賃貸住宅の媒介（仲介）を無報酬で行うための協定を締結した。

2 協定の内容

迅速かつ効果的に住宅の供給を行うため、次の2点について社団法人香川県宅地建物取引業協会と事前に協力関係を定める。

- (1) 入居可能な民間賃貸住宅の情報提供を要請すること
- (2) 民間賃貸住宅の媒介（仲介）を無報酬で行うよう協力を要請すること



※ 居住用建物の媒介報酬（宅地建物取引業法）

会員業者は、貸主と借主の双方から合わせて借賃の1か月分（消費税は別途）以内の額を媒介報酬として受領できる。（一般的には、借主の会員業者への承諾により、借主が1か月分を支払う場合が多い）

3 その他

- (1) 協会は、あらかじめ、その支部ごとに協力体制の整備を行います。
- (2) この協定の実施細目は、協定締結後に協議して定めることにします。

4 他県の状況

新潟県（平成10年）、東京都（平成14年）、埼玉県（平成16年）、滋賀県（平成16年）、徳島県（平成17年）の5都県で同様の協定が締結され、その他の県でも協定の締結を検討しているところがあります。

昨年の新潟県中越地震では、協定により、平成16年度末で情報提供が391件、無報酬による媒介（仲介）が273件の実績が報告されています。

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定に賛同する会員業者名簿(社団法人香川県宅地建物取引業協会)

支部名	商号	代表者氏名	電話番号	FAX番号	事務所所在地
高松西支部	㈱ライブハウジング	竹内 健剛	087-831-4041	087-862-4188	高松市番町3-7-9
	瀬戸不動産㈱	中原 弘	087-882-9156	087-870-5257	高松市郷東町3-1
	にしき不動産	高橋 直紀	087-811-7577	087-811-7588	高松市錦町2-12-21
	リアル・ピット㈱	金森 幹子	087-822-8281	087-822-8283	高松市扇町2丁目8-32
高松玉藻支部	橋本不動産㈱	橋本 義明	087-822-5555	087-822-5566	高松市内町3-11
	㈱トータル企画	山田 巧	087-851-7773	087-851-7789	高松市百間町4-6
	㈱杉住宅高松支店	亀田 司	087-822-5501	087-821-2419	高松市瓦町1-4-9
	㈱エス・アイ・ホーム	杉原 一郎	087-834-3333	087-826-3000	高松市瓦町1-3-4
高松光洋支部	㈱アートオフィス花園	多田 隼三	087-862-1768	087-834-1515	高松市今里町2-29-15
	(名)小竹組	小竹 和夫	087-851-9096	087-822-6975	高松市福岡町4-28-30
高松東部支部	㈱上原不動産事務所	上原 明夫	087-845-5111	087-845-5113	木田郡牟礼町原471-1
	㈱セントラルハウジング	中井 龍夫	087-847-7890	087-847-4705	高松市小村町678-5
	アステック	岡 義春	087-845-7855	087-845-7898	木田郡牟礼町牟礼2230-1
	㈱プロスト	濱野 幸一	087-845-4736	087-845-4764	木田郡牟礼町牟礼2439
高松中央支部	㈱日下住宅	日下 雅彦	087-862-3988	087-833-1489	高松市亀井町8-12
	㈱安野不動産	安野 公尚	087-826-2100	087-826-2323	高松市福岡町13-5
	㈱ユウホーム	杉村 裕治	087-835-5656	087-833-5355	高松市築地町13-4
高松栗林支部	三井興産	溝淵 嘉之	087-831-8484	087-861-1413	高松市番町3-18-26
	岡崎産業㈱	岡崎 進	087-834-5454	087-834-5437	高松市中央町15-18
	三和信産㈱	杉野 温	087-831-1161	087-831-4436	高松市宮脇町1-34-9
	㈱誠實工務店	蒲生 省二	087-833-5544	087-837-3565	高松市桜町2-8-10
	小西不動産	小西 サツ子	087-831-4488	087-834-1888	高松市栗林町2-2-12
	共立不動産	浦野 孝文	087-866-4555	087-866-3550	高松市三条町321-9
	マルエーホーム㈱	松下 朝善	087-834-2644	087-834-2699	高松市藤塚町6-14
	スマイル住宅	藤原 和浩	087-831-8310	087-831-8313	高松市楠上町1-5-23
四国プランニング㈱	河西 清昭	087-812-5472	087-812-5473	高松市中央町15-14	
高松南支部	㈱大場産業	大場 恒則	087-847-4747	087-847-4700	高松市六条町199-6
	㈱県南部不動産商事	柏 佳都実	087-867-7818	087-867-7819	高松市花ノ宮町2-10-28
	東洋総合開発㈱	石川 大祐	087-866-1040	087-866-5615	高松市三条町109
	㈱日進堂	千田 善博	087-866-6100	087-866-6139	高松市伏石町1164-5
	エヌケー興産㈱	浜 大輔	087-868-1785	087-868-1700	高松市林町1563-1
	㈱太田賃貸センター	久保 勇	087-815-2114	087-815-2124	高松市伏石町1217-3
	㈱労住協不動産センター	川松 義春	087-868-6868	087-868-7970	高松市松崎町586-8
	楽生不動産	岡内 勝也	087-867-5708	087-867-5708	高松市太田下町1365-1
高南支部	㈱高商	久保 喜治	087-889-1118	087-888-2255	高松市仏生山町甲681-6
	松野不動産㈱	松野 誠寛	087-888-0011	087-888-0022	高松市出作町383-2
	㈱あコンツェルン	沖野 啓子	087-881-4688	087-881-4696	高松市香西本町507
	㈱坂井工務店	坂井 幸博	087-885-2105	087-885-0916	高松市円座町610-5
大川支部	㈱福一不動産	福家 豊一	0879-24-1002	0879-24-1012	東かがわ市湊1673-10
	㈱シロトリ倉庫	土手添 壽伸	0879-25-1225	0879-25-0444	東かがわ市三本松1694
小豆支部	丸島産業㈱	高橋 邦彦	0879-62-1226	0879-62-4451	小豆郡土庄町洲崎甲2013-4
綾南支部	国分寺開発㈱	中西 貴	087-874-6161	087-874-6163	綾歌郡国分寺町新居1127-1
	㈱谷上不動産	谷上 照好	087-874-0611	087-874-0511	綾歌郡国分寺町新居1321
	沼田不動産	沼田 義弘	087-874-5019	087-874-5019	綾歌郡国分寺町新居1800-12
	㈱永大産業	永谷 克子	087-876-0604	087-876-0635	綾歌郡綾南町大字陶4745-3
	㈱リックス	平尾 勉	087-874-3013	087-874-3024	綾歌郡国分寺町福家甲3872-6
	佐野不動産	佐野 親右	087-874-6537	087-874-6537	綾歌郡国分寺町国分2253-7
	塩崎不動産	塩崎 孝博	087-874-0740	087-874-8715	綾歌郡国分寺町国分831-1
	さくら不動産㈱	奥野 リエ子	087-874-5715	087-874-6757	綾歌郡国分寺町国分2245-6

支部名	商号	代表者氏名	電話番号	FAX番号	事務所所在地
坂出支部	安部不動産	安部 邦彦	0877-44-1112	0877-45-1212	坂出市本町3-6-11
	㈱イバラ不動産	茨 正徳	0877-46-4850	0877-45-8836	坂出市文京町1-1-18
	㈱ウミノ	海野 勝安	0877-46-6077	0877-45-3494	坂出市白金町2-1-17
	三洋不動産㈱	佐竹 克彦	0877-46-5958	0877-45-7400	坂出市京町1-6-37
	㈱大和地所	香川 芳文	0877-98-2626	0877-98-2371	丸亀市飯山町下法軍寺379-4
	㈱光不動産	三島 亀三郎	0877-46-6633	0877-45-7505	坂出市青葉町1-29
	㈱森口不動産商事	森口 豊	0877-45-0455	0877-45-6169	坂出市駒止町1-5-45
	㈱横山不動産	横山 博	0877-48-3052	0877-48-3126	坂出市府中町5326-4
	山種土地開発	山本 清輝	0877-44-0667	0877-44-1338	坂出市久米町1-1-12
	㈱谷上不動産	谷上 正	0877-45-0219	0877-45-0339	坂出市中央町10-17
	㈱セイコー不動産	長尾 昌治	0877-46-1241	0877-46-1241	坂出市室町3-6-25
	㈱藤仲開発坂出支店	藤川 恭弘	0877-44-3988	0877-44-3989	坂出市江尻町191-359
	香川エステート	香川 虎生	0877-49-5541	0877-49-6090	綾歌郡宇多津町1848
	㈱エステート・マキ	牧 麗子	0877-49-2777	0877-49-3878	綾歌郡宇多津町浜四番丁46-24
	㈱宝商事	徳原 邦男	0877-46-2378	0877-45-3435	坂出市京町1-2-12
滝不動産事務所	滝 敏行	0877-98-7177	0877-98-7180	丸亀市飯山町川原927-1	
丸亀支部	㈱池田不動産	池田 忠義	0877-22-3930	0877-22-3930	丸亀市西平山町263-2
	㈱大岡一級建築士事務所	大岡 智	0877-22-2501	0877-22-2575	丸亀市山北町91-3
	大岡不動産	大岡 正	0877-22-1760	0877-23-6258	丸亀市田村町1030
	佐川不動産	佐川 忠義	0877-24-6629		丸亀市中府町2-4-37
	大建住宅㈱	大岡 信夫	0877-28-7992	0877-28-8937	丸亀市郡家町1032-1
	第二建築㈱	島川 修治	0877-24-5858	0877-24-5899	丸亀市福島町8-5
	㈱丸亀地所	植田 誠一	0877-24-3737	0877-24-1718	丸亀市柞原町296-1
	横井不動産商事㈱	横井 秀憲	0877-25-2233	0877-25-1133	丸亀市川西町北2211
	大手町興産㈱	都築 伊佐夫	0877-22-2295	0877-22-6558	丸亀市新浜町1-12-13
	泉建設㈱	泉 清文	0877-23-3311	0877-23-3313	丸亀市風袋町117
	丸高住建	高井 道春	0877-23-4944	0877-23-4944	丸亀市土器町西4-564
	ビッグ不動産	大西 浩二	0877-22-8174	0877-22-8173	丸亀市田村町496-2
	㈱四国建材社	大熊 一正	0877-22-2241	0877-22-2245	丸亀市幸町1-6-5
	三菱電機ライフサービス㈱丸亀	上野 博	0877-24-8295	0877-24-8291	丸亀市新浜町2-6-1
	㈱大英不動産	加内 雅彦	0877-22-0963	0877-22-4984	丸亀市土居町2-19-20
	中田不動産	中田 雄	0877-22-8561	0877-25-3699	丸亀市城南町21-1
	㈱原田不動産商事	原田 千恵子	0877-24-7576	0877-24-7575	丸亀市津森町876-1
	ヒロコーポレーション	富沢 和子	0877-22-1670	0877-22-1989	丸亀市城西町1-2-12
	㈱サンライト	池内 英和	0877-23-6162	0877-23-6142	丸亀市田村町441-1
	㈱岩井ハウジング	岩井 勝英	0877-24-9771	0877-24-5110	丸亀市藤町83-1
	石川不動産事務所	石川 保雄	0877-23-4933	0877-24-5922	丸亀市土器町東3-51
	㈱コスモ不動産	野津 智	0877-25-0856	0877-25-0863	丸亀市中府町3-1-1
サンユーコーポレーション	川原 雄二	0877-58-2202	0877-58-2510	丸亀市土器町東7-823	
㈱佐野興産	下山 健次	0877-58-4550	0877-58-4556	丸亀市土器町東9-275-1	
㈱オークラハウス	香川 和彦	0877-56-1133	0877-56-1237	丸亀市郡家町3529-1	
仲多度支部	高砂不動産	高木 康博	0877-75-3432	0877-73-3432	仲多度郡溝津町四條573-8
	㈱富士不動産	大西 敏信	0877-62-1607	0877-62-2287	善通寺市仙遊町1-5-13
	藤井不動産事務所	藤井 啓彰	0877-73-5470	0877-73-5470	仲多度郡琴平町五條937-3
	森藤不動産	森藤 重儀	0877-77-2857		仲多度郡仲南町大字七箇2916-1
三豊支部	㈱入江不動産	入江 宏幸	0875-83-7444	0875-83-7445	三豊郡詫間町詫間610-10
	㈱フロンティア	三谷 利憲	0875-23-3303	0875-23-3301	観音寺市本大町1673-3
	㈱庄栄不動産	庄司 三千雄	0875-23-2638	0875-25-4888	観音寺市植田町351-5
	小西不動産㈱	小西 幸夫	0875-23-3800	0875-23-2589	観音寺市柞田町上出甲55-1
	㈱光川不動産	光川 尚男	0875-73-4652	0875-73-4870	三豊郡高瀬町下勝間1528-6
	小林不動産	小林 保憲	0875-83-2234	0875-83-4210	三豊郡詫間町詫間5720-2
㈱三興組	斎賀 謹	0875-52-3525	0875-52-5550	三豊郡豊浜町姫浜161-1	

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 (社団法人全日本不動産協会香川県本部との協定)

(趣 旨)

第1条 この協定は、香川県（以下「甲」という。）が、社団法人全日本不動産協会香川県本部（以下「乙」という。）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

- (1) 香川県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、土木部住宅課長とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この協定は平成17年9月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月22日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市宮脇町一丁目8番28号
社団法人全日本不動産協会香川県本部

本部長 井関喜夫

香川 県 本 部 会 員 名 簿

香川県本部 整理番号	商 号	免許番号	代表者氏名	TEL	FAX	〒	住 所
1	(有)アーク	37(5)2812	高橋 克明	0877-23-4777	0877-24-2930	763-0008	丸亀市土器町西4-364丸大ビル2F
2	アーク流通センター(株)	37(6)2616	芦原 博信	087-834-5387	087-834-5355	760-0005	高松市宮脇町1丁目8番28号
3	葵不動産	37(1)3900	吉田美智子	0877-62-9918	0877-62-8030	765-0011	善通寺市上吉田町3丁目6番8号
4	(有)アサヒ企画	37(1)3819	藤原 明	0875-25-9886	0875-25-9905	768-0060	観音寺市坂本町4丁目5番5号
5	(有)アサヒ住宅	37(2)3628	高橋 宇市	0877-73-3038	0877-73-5847	766-0022	仲多度郡満濃町吉野下50-1
6	(有)アットホーム・エステート	37(1)3880	鈴木 誠司	087-814-8850	087-814-8851	761-8075	高松市多肥下町1127
7	泉木不動産事務所	37(2)3529	泉木 郁雄	087-868-6220	087-868-6220	760-0005	高松市宮脇町2丁目11番17号
8	井関商事	37(12)801	井関 喜夫	087-841-9720	087-841-9789	761-0113	高松市屋島西町1547番地1
9	イマタニ不動産事務所	37(6)2630	今谷 志郎	087-889-2153		761-0302	高松市上林町794-2
10	岩正不動産	37(2)3661	三好 正明	087-878-2755	087-878-2955	761-2203	綾歌郡綾上町山田上甲1539-2
11	(有)ウイック	37(4)3122	若宮 達也	087-851-4824	087-851-4831	760-0002	高松市茜町28-26
12	(有)WE S T	37(2)3706	佐藤 竹夫	087-844-2030		761-0102	高松市新田町1143番地
13	ウッデインハウス(株)	37(3)3443	佐藤 義則	087-844-0002	087-843-2600	761-0102	高松市新田町1143番地
14	(株)ウッドホーム三創	37(2)3698	中庭恵美子	087-866-2050	087-867-5122	761-0301	高松市林町2217番地8
15	(株)永 商	37(5)2825	上原 正則	087-867-8150	087-866-3545	761-8057	高松市田村町533-1
16	栄地企画	37(7)2446	岡田 英則	087-866-2705	087-867-2235	760-0080	高松市木太町1153番地1
17	エール開発	37(3)3490	水口万里子	087-881-3566	087-881-3746	761-8032	高松市鶴市町687
18	エス・エム・ケイ・インターナショナル(株)	37(2)3577	清水 良二	0877-49-3455	0877-25-1115	769-0205	綾歌郡宇多津町浜5番丁63番地1
19	(株)エヌ・イー・ケイ・オー	37(3)3350	三好 正英	0879-42-3467	0879-42-2271	769-2401	さぬき市津田町津田1444-4
20	(株)オーク	37(1)3904	佐藤 義則	087-844-0111	087-843-2600	761-0102	高松市新田町1143番地
21	オカモト不動産	37(5)2815	岡本 明美	087-837-8420	087-837-8421	760-0002	高松市茜町25-13
22	小河住宅	37(6)2640	小河 栄子	087-834-6482	087-834-6482	760-0080	高松市木太町3276-3
23	オフイスネットワーク	37(1)3841	中久木秀行	087-815-2477	087-815-2477	760-0078	高松市今里町7-14
24	菊池不動産	37(2)3709	菊池 栄子	0879-25-3445	0879-25-5418	769-2702	東かがわ市松原1234-28
25	(有)京四国	37(5)2894	玉越 浩達	087-866-2929	087-865-4511	761-8071	高松市伏石町667-1
26	共同技研開発(株)	37(9)1847	守山 尚武	087-841-6781	087-841-3116	761-0111	高松市屋島東町1200
27	京都ハウジング(株)	37(3)3398	鈴木 武子	0877-24-5400	0877-24-1855	763-0046	丸亀市南条町59-1
28	クラウン総業(株)	37(6)2677	溝淵 敏和	087-831-0008	087-831-2244	760-0008	高松市亀岡町18-10
29	(株)グランデイール	37(4)3201	八川秀人	087-835-0337	087-835-0307	760-0005	高松市宮脇町1-16-13
30	(有)クローバル・エボリューション	37(1)3889	鎌野 孝治	087-888-6194	087-888-4712	761-0450	高松市三谷町1658番地5
31	(有)ケイアイ	37(4)3186	山下 靖子	087-837-3996	087-822-0708	760-0004	高松市西宝町3丁目1番2号
32	ケイ不動産	37(2)3716	塩野千恵子	087-870-2275	087-870-2276	769-2101	さぬき市志度町志度1355-2
33	(有)ゴエコーボレーション	37(2)3755	中村 恒彦	0877-48-3350	0877-48-2235	762-0024	坂出市府中町5435番地2
34	(株)近藤設計事務所	37(8)2181	近藤 篤弘	087-822-6800	087-874-6777	760-0020	高松市錦町2-6-21

香川県本部 整理番号	商号	免許番号	代表者氏名	TEL	FAX	〒	住所
35	(有)近藤不動産	37(2)3525	近藤千恵子	0875-63-2213	0875-63-2358	768-0103	三豊郡山本町大字財田町西 968-1
36	(株)さくら興産	37(1)3920	為定 健二	0877-22-3381	0877-24-2832	763-0084	丸亀市飯野町東 2-1714 番地 3
37	サン企画(株)	37(1)3802	天野智恵子	0875-67-3375	0875-67-3775	769-0402	三豊郡財田町財田中 4398 番地 2
38	(株)三協不動産	37(1)3942	村井東紀夫	0877-22-9035	0877-22-7058	763-0012	丸亀市土居町 2 丁目 1 番 13 号
39	(有)三名住宅	37(5)3073	北田 明仁	087-889-1103	087-889-1103	761-8083	高松市三名町 396
40	(有)ジェイエトラスト	37(4)3295	西岡 公明	087-851-7692	087-851-7692	761-0011	高松市浜の町 31 番 8 号
41	(有)繁不動産	37(9)1824	繁 直樹	0877-22-2010	0877-23-7200	763-0023	丸亀市本町 17-1
42	(株)七宝地所	37(2)3571	合田 浩一	0877-24-2730	0877-24-3024	763-0066	丸亀市天満町 1-7-30
43	七宝住宅サービス	37(6)2656	筒井 久	087-831-5990	087-837-1465	760-0080	高松市木太町 1821-2
44	(株)志度土地建物相談センター	37(11)1232	高橋 孝雄	087-894-0069	087-894-3356	769-2101	さぬき市志度町志度 519-3
45	シヤルルハウジング	37(2)3745	林 正知	087-882-5540	087-882-5540	761-8013	高松市香西東町 279-12
46	住宅センター	37(9)2003	村上 範子	087-834-2734	087-833-2571	760-0062	高松市塩上町 2-7-2
47	(有)秀友	37(5)3028	宮武 茂夫	087-831-7287	087-833-0186	760-0005	高松市宮脇町 1-8-33
48	秀和(株)	37(8)2305	木内 光敏	087-823-3900	087-823-2900	760-0067	高松市松福町 1-2-6
49	笑福屋(株)	37(2)3632	米岡 稔	087-815-1770	087-869-9666	761-0301	高松市林町 6-33
50	すえひろ不動産	37(1)3965	廣瀬 幹子	087-811-9222	087-811-9333	760-0080	高松市末込町 3 番地 11
51	(有)杉山倉庫	37(8)2279	杉山 進	087-862-3121	087-862-3121	760-0080	高松市木太町 2580
52	(有)須田木材	37(5)2994	須田 敏彰	087-876-0627	087-876-4161	761-2308	綾歌郡綾南町大字床下 2348-1
53	セイフテイハウス(株)	37(2)3674	西岡 八郎	0879-25-6811	0879-25-6783	769-2605	東かがわ市中筋 484 番地 2
54	成慶不動産	37(4)3320	宮内 清成	0877-58-1084	0877-58-1091	763-0046	丸亀市南条町 17-10
55	成友不動産	37(4)3084	東島 秀満	087-833-5353	087-833-5568	760-0078	高松市今里町 2-14-20
56	瀬戸の不動産	37(2)3638	久保 道則	087-833-4261		760-0012	高松市瀬戸内町 21 番 6 号
57	(株)セントラル住建	37(5)2948	溝渕 敏雄	087-833-2202	087-833-8900	760-0080	高松市木太町 3396-11
58	大幸住宅	37(1)3793	田代 幸雄	0875-84-6964	0875-84-6993	769-1105	三豊郡詫間町大字横 1199-5
59	大成興産(有)	37(7)2476	小山 嘉樹	087-865-3230	087-868-0758	761-8083	高松市三桑町 79-5
60	(有)大東興産	37(5)2981	植村 利雄	087-868-5090	087-868-5091	761-8075	高松市多肥下町 961-1
61	大宝開発(株)	37(8)2301	立花 広海	087-823-3863		760-0065	高松市朝日町 5 丁目 6 番 5 号
62	大宝商事	37(6)2599	多田 達子	087-834-8303	087-837-3825	760-0071	高松市藤塚町 1-16-19
63	(有)ダイム産業	37(6)2693	大西 義雄	0877-25-1257	0877-24-7577	763-0093	丸亀市郡家町 3086-6
64	(株)谷川工務店	37(4)3164	谷川 智章	0875-67-3161	0875-67-3731	769-0401	三豊郡財田町財田 925 番地 1
65	(有)たから土地	37(1)3953	田村 淳二	0875-73-6033	0875-73-6033	767-0011	三豊郡高瀬町大字下勝間 1539 番地 8
66	中央商事	37(8)2224	野萱 祥子	0877-62-6431	0877-63-4131	765-0031	善通寺市金蔵寺町 266-1
67	長栄開発	37(2)3597	鶴川 正信	087-886-2658		761-0443	高松市川島東 1447-1
68	テラヤ不動産	37(3)3380	寺西 保孝	087-885-1622	087-885-7282	761-8041	高松市檀紙町 853-1
69	長瀬不動産事務所	37(7)2467	長瀬 由和	087-898-7815	087-898-7815	761-0612	木田郡三木町米上 1572
70	(有)仲吉不動産	37(10)1492	仲吉 清	087-843-0400	087-843-0400	761-0112	高松市屋島中町 197-1

香川県本部 整理番号	商号	免許番号	代表者氏名	TEL	FAX	〒	住所
71	(株)西日本住宅センター	37(8)2253	秋山 善志	087-888-2300	087-888-2800	761-8083	高松市三名町 340-1
72	(株)日綜ハウジング	37(3)3391	山西 俊克	0877-59-0377	0877-59-0381	762-0025	坂出市川津町 3300 番地
73	日本不動産ハウジングセンター(有)	37(8)2086	平井 宏	087-833-5198	087-833-5173	760-0061	高松市築地町 16 番地 13
74	(有)ネット	37(1)3857	前川 月代	0877-58-1610	0877-58-1612	763-0074	丸亀市原田町 2242 番地ベルメール原田 1F
75	(有)ハッピー不動産	37(1)3964	岡崎 裕幸	0877-22-6820	0877-23-7048	763-0081	丸亀市土器町西 5 丁目 498
76	(株)福島工務所	37(7)2444	福島助三郎	087-851-6481	087-851-7021	760-0066	高松市福岡町 4-9-6
77	富國管財(有)	37(1)3894	青木 哲也	087-837-0800	087-832-5175	760-0018	高松市天神前 9 番 17 号
78	ふじ商事	37(4)3310	佐藤 正夫	0877-22-9800	0877-25-1347	763-0034	丸亀市大手町 3-12-10 グリーンビル 4F
79	(株)富士店舗管理	37(3)3420	函師 豪	087-834-2244	087-834-2279	760-0062	高松市塩上町 2 丁目 2 番 1 号
80	(有)フォーチュン	37(1)3886	富田 健二	087-841-6857	087-841-4541	761-0113	高松市屋島西町 1949-7
81	(有)ホテールハウス	37(3)3498	松原 誉人	087-844-2222	087-844-3777	761-0113	高松市屋島西町 1879-10
82	(有)増元	37(1)3922	増元 敬次	087-898-0326	087-898-0326	761-0612	木田郡三木町大字氷上 1461 番地 1
83	松尾不動産	37(4)3147	松尾 富子	0879-52-5929	0879-52-5929	769-2311	さぬき市長尾町造田宮西 1419 番地 4
84	(有)真鍋不動産	37(7)2391	真鍋 政信	087-869-0749	087-866-0454	761-8071	高松市伏石町 566-3
85	丸一不動産	37(2)3570	池田 晃子	087-894-2152	087-894-2152	769-2101	さぬき市志度町志度 969-3
86	マルシン店舗	37(8)2243	潮 進	087-834-0596	087-834-6963	760-0052	高松市瓦町 2-8-16
87	(有)丸新	37(7)2406	佐藤継一郎	087-894-5858	087-894-5859	769-2101	さぬき市志度町志度 912-12
88	丸美不動産	37(1)3766	町川 道子	087-821-3194	087-821-3117	760-0040	高松市片原町 4-1-3
89	みずのや不動産	37(10)1608	水野 守	087-866-5555	087-865-0222	761-8076	高松市多肥下町 25-1
90	(有)ミツヤ	37(1)3876	松永 昭弘	0877-58-7328	0877-58-7327	763-0092	丸亀市川西町南 445-1
91	南不動産	37(1)3827	義本 賢一	0877-58-4877	0877-58-4878	763-0013	丸亀市城東町 3 丁目 11 番 22 号
92	みやもと不動産	37(13)253	宮本 明	087-889-1283	087-889-1283	761-8078	高松市仏生山甲 2501-6
93	(株)六松フーズ	37(1)3899	関 貞美	0875-72-5131	0875-72-5132	767-0011	三豊郡高瀬町大字下勝間 1251-6
94	八栗不動産事務所	37(2)3726	濱口 彰	087-845-9221	087-845-7771	761-0121	木田郡牟礼町牟礼 2420-3
95	(株)ヤシマ住宅	37(8)2152	高橋 幸嗣	087-843-0550	087-841-5404	761-0104	高松市高松町 2502
96	(有)山下不動産	37(5)2824	山下 稔	087-886-7500	087-886-7400	761-8042	高松市御殿町 1660
97	山政不動産(株)	37(4)3145	山西 正敏	087-898-8703	087-898-8504	761-0701	木田郡三木町大字鹿伏 440-1
98	ユーロ不動産(株)	37(2)3704	内海 幸造	0877-25-2469	0877-25-2479	763-0093	丸亀市郡家町 3445 番地 1
99	(株)ヨコタ	37(2)3587	横田 進	0877-24-7025	0877-24-7065	763-0082	丸亀市土器町東 3-5-41
100	ラークハウジング	37(1)3800	川口 久和	087-851-7402	087-851-7402	760-0011	高松市浜の町 18-28
101	(株)リアルネット	37(1)3765	青木 茂廣	087-863-5000	087-863-6000	760-0018	高松市天神前 9 番 17 号
102	和光ハウジング(株)	37(9)1814	田中 勤	087-861-8877	087-833-5545	760-0005	高松市宮脇町 1-2-29
103	和田不動産	37(7)2431	和田 正幸	087-894-2244	087-894-6655	796-2101	さぬき市志度町志度 2113-1

(香 川 県) 支 店 会 員 名 簿

香川県本部 整理番号	商 号	免許番号	代表者氏名	TEL	FAX	〒	住 所
201	(株)会員権のえざき 高松支店	0(1)6207	江崎 英夫	087-835-6337	087-835-6340	761-0068	高松市松島町 2-14-6
202	(株)シブティホーム 瓦町駅前センター	0(2)5598	入江 靖夫	087-862-6600	087-862-6609	760-0054	高松市常磐町 1-2-25
203	下電開発(株) 高松営業所	0(10)1484	永山 靖人	087-835-1146	087-835-1143	760-0005	高松市宮脇町 1-3-19
204	大成サービズ(株)四国支店	0(5)3702	日々野宏明	087-825-5500	087-825-5501	760-0019	高松市サンポート 2 番 1 号 高松シンボルタワー18F
205	東建コーポレーション(株)高松店	0(7)3058	左右田 稔	087-864-3033	087-864-3855	761-8073	高松市太田下町 2618-1
206	東建コーポレーション(株)丸亀店	0(7)3058	左右田 稔	0877-58-0400	0877-58-0408	763-0071	丸亀市田村町字 2 丁目 615-1
207	(株)マイム 高松店	0(5)3636	丹野 智幸	087-832-5390	087-832-5391	760-0054	高松市常磐町 1-9-4 瓦町ステーションビル1F
208	両備住宅(株) 高松支店	0(7)3033	小嶋 光信	087-885-8800	087-885-0808	761-8084	高松市一宮町 657-3

(9) 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ

台風・地震等による非常災害が発生または予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難施設の使用等について、琴平町（以下「甲」という。）と香川県立農業大学校（以下「乙」という。）は、次により申し合わせをする。

1. 避難場所

- (1) 甲は地域住民に避難勧告の必要があると予想される場合は、地域住民の受け入れについて、乙に連絡し確認するものとする。ただし、震災等により被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、ただちに受け入れ、甲に連絡する。乙の職員がいないときは、甲が職員を派遣し、避難させるとともに、乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の規定による連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

2. 職員の派遣

- (1) 甲は、避難勧告を発令したとき、または地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を乙の施設に派遣するものとする。
- (2) 前号の職員は、地域住民に対する施設への誘導、施設・設備の取り扱いの指導及び外部との連絡・調整等を行うものとする。

3. 施設の使用

- (1) 使用施設は、乙の「体育館」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。
- (2) 使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告解除の日までとし、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

4. 使用上の注意

- (1) 甲は、乙の施設を使用する場合には、行政財産の使用許可申請書を乙に提出し許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。
- (2) 甲は、学校管理運営に支障が生じないように避難住民を指導しなければならない。
- (3) 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

5. 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

6. 有効期間

この申し合わせ事項は、平成19年7月1日から平成20年3月31日とし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

7. 協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議する。

この申し合わせの証として、本申し合わせ書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 6月26日

甲 仲多度郡琴平町榎井817番地10
琴平町長 山下正臣

乙 仲多度郡琴平町榎井34番地3
香川県立農業大学校
校長 西谷寛昭

非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ

台風・地震等による非常災害が発生または予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難施設の使用等について、琴平町（以下「甲」という。）と香川県立琴平高等学校（以下「乙」という。）は、次により申し合わせをする。

1. 避難場所

- (1) 甲は地域住民に避難勧告の必要があると予想される場合は、地域住民の受け入れについて、乙に連絡し確認するものとする。ただし、震災等により被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、ただちに受け入れ、甲に連絡する。乙の職員がいないときは、甲が職員を派遣し、避難させるとともに、乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の規定による連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

2. 職員の派遣

- (1) 甲は、避難勧告を発令したとき、または地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を乙の施設に派遣するものとする。
- (2) 前号の職員は、地域住民に対する施設への誘導、施設・設備の取り扱いの指導及び外部との連絡・調整等を行うものとする。

3. 施設の使用

- (1) 使用施設は、乙の「体育館」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。
- (2) 使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告解除の日までとし、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

4. 使用上の注意

- (1) 甲は、乙の施設を使用する場合には、行政財産の使用許可申請書を乙に提出し許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。
- (2) 甲は、学校管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。
- (3) 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

5. 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

6. 有効期間

この申し合わせ事項は、平成19年7月1日から平成20年3月31日とし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

7. 協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議する。

この申し合わせの証として、本申し合わせ書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 6月26日

甲 仲多度郡琴平町榎井817番地10
琴平町長 山下正臣

乙 仲多度郡琴平町142番地2
香川県立琴平高等学校

(10) 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と琴平町長（以下「乙」という。）は、琴平町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、琴平町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1）被害状況の把握及び提供
- （2）情報連絡網の構築
- （3）災害応急措置
- （4）その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、琴平町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 琴平町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を經由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整したうえで、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月15日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10
琴平町長 小野 正人

(11) 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ①食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③救援活動に必要な車両等の提供
- ④応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受け入れを含む。）
- ⑥被災した児童生徒の一時受入
- ⑦被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ①災害の状況
- ②応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
- ③応援を求める期間、場所
- ④その他必要な事項
 - 2 被災市町は前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。
 - 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
 - 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援にかかる調整を行うことができるものとする。
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
 - 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市長は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。但し、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。
- 2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

- 第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。
- 2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

- 第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。
- 2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

- 第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

香川県
香川県知事 浜田 恵造

高松市
高松市長 大西 秀人

丸亀市
丸亀市長 新井 哲二

(12) 災害時の医療救護活動に関する協定書

琴平町 町長 小野 正人（以下「甲」という。）と仲多度南部医師会琴平町支部 支部長 大浦 正博（以下「乙」という。）と仲多度郡歯科医師会琴平町支部 支部長 前田 和也（以下「丙」という。）と善通寺市仲多度郡薬剤師会 会長 真鍋 励次郎（以下「丁」という。）仲多度南部消防組合消防本部 消防長 片山 保（以下「戊」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲、乙、丙、丁と戊の連携・協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲、乙、丙、丁と戊は、琴平町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に琴平町医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置する。

2 医療救護本部の長（以下「医療救護本部長」という。）は、乙又は乙の指名する医師とする。甲、丙、丁と戊は、医療救護本部長を補助するため、必要な要員を医療救護本部長の要請により、派遣する。

3 戊は、医療救護本部長の要請により医療救護本部に、連絡調整のために無線機器を携行した人員を配置する。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の配備
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 広域医療救護チームの派遣要請、受入、配備

- (7) 琴平町内の医療機関の稼働状況を把握
 - (8) 医療救護活動の記録
 - (9) 災害対策本部への状況等の報告
 - (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (医療救護班の派遣)

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで医療救護班を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 派遣された医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。
- 5 乙は、甲の医療救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ医療救護班の編成など必要な事項を定めておくものとする。
- 6 戊は、医療救護班を補助するために、必要に応じて補助要員を派遣する。派遣する要員には原則として救急救命士を充てるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第4条の2 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、丙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 丙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。
- 3 丙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで歯科医療救護班を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 派遣された歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。
- 5 丙は、甲の歯科医療救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ歯科医療救護班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

(薬剤師班の派遣)

第4条の3 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、丁に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 丁は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 丁は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで薬剤師班を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものが行うものとする。

5 丁は、甲の薬剤師班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ薬剤師班の編成など必要な事項を定めておくものとする。

(医療救護班の任務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、原則として、甲が設置する応急救護所等又は、救護病院において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診察（トリアージを含む）と応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (4) 避難所の巡回診療
- (5) 助産活動
- (6) 死亡の確認及び死体の検案
- (7) 活動の記録と報告
- (8) その他状況に応じた必要な措置

(歯科医療救護班の任務)

第5条の2 丙が派遣する歯科医療救護班は、原則として、甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導

- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤師班の任務)

第5条の3 丁が派遣する薬剤師班は、原則として、応急救護所、医薬品等の集積場所及びその他甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における調剤、服薬指導及び健康相談
- (2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- (3) 医療救護班等のサポート
- (4) 活動の記録と報告
- (5) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の調達)

第6条 乙が派遣する医療救護班及び丙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員及び丙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

2 甲は、医療救護活動において医薬品等が必要となった場合は、丁の会員が保管する医薬品等の提供を要請できるものとする。

3 丁は、甲から前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 医療救護班の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲及び戊に対して緊急自動車及び公用自動車による輸送の協力を求めることができるものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第7条の2 歯科医療救護班の輸送は、丙又は丙の指定する者が行う。

2 丙は、必要に応じて、甲及び戊に対して緊急自動車及び公用自動車による輸送の協力を求めることができるものとする。

(薬剤師班及び医薬品等の輸送)

第7条の3 薬剤師班及び医薬品等の輸送は、丁又は丁の指定する者が行う。

2 丁は、必要に応じて、甲及び戊に対して緊急自動車及び公用自動車による輸送の協力を求めることができるものとする。

(医療費)

第8条 応急救護所、救護病院及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき乙、丙及び丁が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する費用
- (2) 乙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 歯科医療救護班の派遣に要する費用
- (5) 丙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費
- (6) 歯科医療救護班の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助金
- (7) 薬剤師班の派遣に要する費用
- (8) 丁が携行した医薬品及びその会員が提供した医薬品等を使用した場合の費用
- (9) 薬剤師班の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて、甲、乙、丙及び丁協議のうえ定めるものとする。

(調剤費)

第9条の2 応急救護所等における調剤費は無料とし、前条に規定する費用の弁償に含まないものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、乙、丙及び丁は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙、丙及び丁と協議のうえ、

誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

(平常時からの医薬品等の確保)

第11条 医療救護活動において必要と想定される医薬品等の薬効別などの品目及び数量については、医療救護本部構成員が協議のうえ、あらかじめリストを作成するものとする。

2 丁は、会員が保管する医薬品等が、前項のリストに掲載された品目及び数量を確保できているかを確認し、甲に報告するものとする。

3 丁の会員が保管する医薬品等だけでは、第1項のリストに掲載された品目及び数量の確保が難しい場合は、甲丁協議のうえ確保に努めるものとする。

4 第1項のリストは、必要に応じて見直しを行うものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙、丙、丁及び戊は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(救護病院及び応急救護所の指定)

第13条 乙及び丙は、甲が琴平町地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲、乙、丙、丁及び戊協議のうえ別に定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙、丙、丁及び戊協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印の上、

各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月3日

- 甲) 仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10
琴平町
町 長
- 乙) 仲多度郡琴平町榎井 853 番地 28
仲多度南部医師会琴平町支部
支部長
- 丙) 仲多度郡琴平町 198 番地
仲多度郡歯科医師会琴平町支部
支部長
- 丁) 仲多度郡琴平町 225 番地
善通寺市仲多度郡薬剤師会
会 長
- 戊) 仲多度郡琴平町五條 313 番地
仲多度南部消防組合消防本部
消防長

(13) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

琴平町（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合中讃支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、公共施設等における電気設備等の復旧に関し、甲が乙に対して、支援協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる内容の支援協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

- 2 甲から協力要請は、協力業務の内容、期間等を明らかにし、「災害協力要望書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。
- 3 災害規模により乙は、他支部（四国連合会及び全日連合会）に協力要請をすることができる。

(協力業務)

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備の復旧活動に関すること。
 - (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
 - (3) その他甲が必要とする災害応急対策に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要望することができる。

(災害応急対策業務の指示)

第4条 災害応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて災害応急対策業務を実施するものとする。

(業務報告)

第5条 災害応急対策業務実施者は、災害応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく災害応急対策業務を円滑に実施するため、甲においては総務課長を、乙においては中讃支部支部長を連絡責任者とし、乙は組合員名簿等を毎年甲に提供する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10
琴平町
町長 小野 正人

乙 香川県丸亀市大手町3丁目2-1
香川県電気工事業工業組合中讃支部
支部長 小野 貴史

(14) 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

琴平町（以下「甲」という。）と琴平町建友会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

(応急対策業務)

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集並びに簡易な障害物の除去及び危険個所の表示
- (2) 障害物の除去（簡易なものを除く。）及び応急対策等
- (3) その他甲が必要とする業務

(協力体制の整備)

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、会員（別紙）ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

(応急業務実施者)

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

(応急対策業務の指示)

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

(応急対策業務の報告)

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあつては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあつては甲は負担しないものとする。

(補償)

第9条 甲からの協力要請に応じて第3条第1号に掲げる業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、乙が加入しているボランティア活動保健によるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する総務課又は農政土木課の長（以下「課長」という。）を、乙にあつては会長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じて課長及び会長が協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を、継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年7月1日

甲 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10
琴平町長 片岡 英樹

乙 香川県仲多度郡琴平町 269 番地
琴平町建友会 会長 岩倉 彰三

(15) 災害時の協力に関する協定書

琴平町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

(災害情報の提供)

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

(電力供給設備の復旧)

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら、災害復旧対策の中核となる官公署や医療機関（災害拠点病院など）等への、電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、配電線等が甲の道路復旧作業に支障が生じた場合においては、甲および乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置する必要がある場合は、甲は、この協定の目的を尊重し協力する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となったときは、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害復旧に伴い、乙が仮設電柱等の工事を緊急に行う場合、乙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、乙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続き等を行うものとする。

(復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力)

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

(平常時の活動)

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な進捗に資するため、平素からの情報交換等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月23日

甲 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10
琴平町長 小野 正人

乙 香川県高松市亀井町7番地9
四国電力株式会社
執行役員 高松支店長 谷崎 浩一

(16) 災害時における西日本電信電話株式会社施設の利用に関する協定書

西日本電信電話株式会社香川支店（以下「甲」という。）琴平町（以下「乙」という。）は、災害時における甲所有の建物及び敷地使用に関して、次の通り協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に乙から避難指示、避難勧告（以下「避難指示等」という。）が発令された場合に、乙からの要請に基づき、甲が甲所有の施設の指定箇所（以下「提供場所」という。）を乙の職員及び地域住民（以下「避難者」という。）の一時避難場所、並びに救援物資の一時保管場所として、乙に提供することを定める。

（要請の手続き）

第2条 要請の手続きは文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2. 前項に基づき乙から甲に対し要請があった場合、甲は乙に対し速やかに協力の可否について回答するものとする。

（提供場所）

第3条 提供場所は次に掲げるNTT西日本琴平交換所のフロア及び敷地の一部分とし、具体的には、甲の指定する別図に定める部分とする。

- ・名称 NTT西日本琴平交換所事務棟
- ・所有者 西日本電信電話株式会社
- ・所在地 香川県仲多度郡琴平町川東 309
- ・構造等 鉄筋コンクリート2階建て

（提供期間）

第4条 提供期間は、第1条に定める乙からの要請に基づく提供開始の後、避難指示等の状況及び、被害状況等を勘案の上で、甲乙協議にて決定する。但し、避難が長期化する場合等、甲が特に申し出た場合は、乙は自己の責任において他の避難場所を準備することとする。

（使用料等）

第5条 本協定に基づく建物及び敷地使用については無償とする。

2. 乙は、提供場所の管理運営にかかる費用を負担するものとする。

（避難誘導等）

第6条 避難誘導は乙が行うものとする。

2. 避難中に発生した避難者の怪我・盗難・その他トラブルに関しては、甲は一切の責任を負わないものとし、乙が責任を持って対処することとする。

3. 乙は、避難者が、指定箇所以外の部分に立ち入らないように注意し、管

理等行うものとする。

4. 避難者の衛生面に関する措置は、乙が責任を持って行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者(正・副)を定め、あらかじめ通知しておくものとする。

また、連絡責任者に変更があった場合は、速やかに通知するものとする。

(鍵の保管)

第8条 緊急を要する避難等に備え、甲は施設入口の鍵を事前に乙に手渡すものとし、乙は、この鍵について善良なる管理者の注意義務を持って保管するものとする。

(準備品等)

第9条 避難者用の食料、飲料、布団類等避難に必要な物品については、乙が準備し搬入を行う。

第10条 甲所有の建物における冷暖房等の室内空調について、避難時において使用可能な場合は、乙の責任により使用できるものとする。

2. 避難者が使用するトイレについては、予め甲が指定した箇所について、乙の責任にて使用できるものとする。

(責任事項)

第11条 乙及び避難者の責に帰すべき事由により、甲が所有する建物・設備等に損害を与えた場合は、乙の責任において、これを解決するものとする。但し、これをもって甲から乙への損害賠償請求を妨げるものではない。なお、提供期間終了後も同様とする。

2. 提供期間が終了した場合は、乙の責任において原状回復を行うものとする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のこととする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成21年3月31日までとする。

但し、有効期間満了の1カ月前までに甲又は乙から別段の通知がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して、なお1年間、本協定書と同一条件で継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 20 年 4 月 7 日

甲 香川県高松市観光通 1 丁目 8 番地 2
西日本電信電話株式会社 香川支店
支店長 上田 一彦

乙 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 - 10
琴平町長 山下 正臣

(17) 大規模地震等の災害時における創価学会琴平文化会館施設の一時避難所 使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会（甲）と琴平町（乙）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が琴平文化会館（以下、「施設」という。）の一部を一時避難所として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時避難所の定義）

本確認書という一時避難所とは、非常災害時に乙が認定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、災害初動時を過ぎた場合は、避難者は行政機関が開設する収容避難所等へ移動することを確認する

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙より甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下の通り定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

琴平文化会館内 新世紀の間 207名、友舞の間 64名 合計 271名
駐車場については、別図1に指定する場所(50台)

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は避難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（施設の退去）

行政機関による災害鎮静宣言・警戒宣言解除等、緊急性を必要としなくなった場合、または発生後7日以内を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は避難者に対し、施設から行政機関等が開設する広域避難場所・収容避難所等へ移動するよう指示する。

(施設の原状回復)

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替え等を行わない。また乙は、甲の施設または備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・滅失したとき、または甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

(施設運営責任者)

施設提供の開始および運営についての協議は、いずれも原則として別表1に掲げる甲乙の施設運営責任者を通じて行うものとする。

(有効期間)

この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

前項の期間満了の1カ月前までに、甲又は乙いずれの側からも何らかの意思表示がないときは、更に1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

(双方の協議)

甲および乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場をもち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月1日

所在地 高松市勅使町76-1
(甲) 名称 創価学会 四国方面事務局
代表者 事務総局長 木村 修三

所在地 仲多度郡琴平町榎井817-10
(乙) 名称 琴平町
代表者 町長 山下 正臣

(18) 災害時における物資供給に関する協定書

香川県琴平町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1)別表に掲げる物資
- (2)その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月21日

甲 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10
琴平町長 小野正人

乙 新潟県新潟市南区清水 4501-1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

(19) 災害時における救援物資提供に関する協定書

琴平町（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は同等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部等から物資の提供について要請があった時は、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けた時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）及び甲の有する施設に設置された自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。
2 前項の解消の申し出は、1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成 19 年 8 月 8 日

甲 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 - 10
琴平町
町長
山下 正臣

乙 香川県高松市春日町 1378 番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
常務取締役営業本部長
三谷 久士

(20) 災害時における救援物資提供に関する協定書

琴平町（以下「甲」という。）と香川ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、公共施設に設置している緊急時対策自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後において速やかに文書を提供するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1カ月前までに、甲又は乙いずれの側からもなんらかの意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実勢に関して必要な事項、その他この協定に定めなき事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10
琴平町
町長 小野 正人

乙 香川県坂出市府中町5326番地の5
香川ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 朝倉 英視

(21) 災害時における要配慮者等の緊急受入れに関する協定書

琴平町(以下「甲」という。)と社会福祉法人琴平事業団(以下「乙」という。)とは、災害時に避難所での生活において特別な配慮を要するもの(以下「要配慮者等」という。)の緊急受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が要配慮者等の緊急受け入れ先(以下「避難施設」という。)として、乙の管理する施設の利用等の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害をいう。

(対象者)

第3条 乙の管理する施設を避難施設として利用できる者は、甲の区域内に住所を有する要配慮者等であって、甲があらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅をいう。)では対応が困難なもの及びその家族等(以下「対象者」という。)とする。

(要請及び受諾)

第4条 甲は、次条に掲げる施設を避難施設として利用することについて、乙に協力を要請する場合は、口頭で電話等の手段により行い、その後、要請文書を遅滞なく乙に提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第5条 避難施設として利用する施設は、乙の管理する「琴平老人の家」とする。

(移送)

第6条 対象者に対する避難施設への移送については、可能な限り家族等の協力を得て対象者自身の責任において行うものとする。ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が対象者を移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(利用者の報告等)

第7条 乙は、第5条に掲げる避難施設の利用を受諾して対象者の緊急受け入れを開始した場合は、速やかに、甲に対し、避難施設を利用する者(以下「利用者」という。)の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けて、乙と十分に連携を図り避難施設としての利用を行うために、必要な措置を講ずるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、利用者に係る日常生活用品及び食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、必要に応じて、介護員、ボランティアその他の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 避難所としての利用に要した経費の負担は、乙の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲、乙協議するものとする。

(受入の期間)

第10条 甲が乙に本協定に基づいた依頼をする期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、甲より乙に対し、受け入れ期間の延長依頼があった場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、避難施設の運営にあたり業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲又は乙から文章による終了の申し出がない限り、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙の間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 香川県仲多度郡琴平町榎井817番地10
琴平町長 小野 正人

乙 香川県仲多度郡琴平町榎井572番地1
社会福祉法人 琴平福祉事業団
理事長 五所野尾 優

(22) 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町(以下「構成団体」という。)とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等(以下「災害等」という。)の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

(災害情報の共有)

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

(水道施設の復旧)

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

(復旧作業に対する協力)

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

(応急給水作業に対する協力)

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

(相互応援)

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必

要な職種、人数など)

(3) 応援を求める期間、場所

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事	浜田 恵造	高松市長	大西 秀人
丸亀市長	梶 正治	坂出市長	綾 宏
善通寺市長	平岡 政典	観音寺市長	白川 晴司
さぬき市長	大山 茂樹	東かがわ市長	藤井 秀城
三豊市長	山下 昭史	土庄町長	三枝 邦彦
小豆島町長	塩田 幸雄	三木町長	筒井 敏行
宇多津町長	谷川 俊博	綾川町長	藤井 賢
琴平町長	小野 正人	多度津町長	丸尾 幸雜
まんのう町長	栗田 隆義	香川県広域水道企業団 企業長	浜田 恵造

(23) その他の協定

- ・ 災害発生時における琴平町と琴平町内郵便局の協力に関する協定書

(締結先：琴平町内郵便局、締結日：平成 27 年 7 月 1 日)

- ・ 災害時における物資等の輸送に関する協定書

(締結先：赤帽香川県軽自動車運送協同組合、締結日：平成 29 年 11 月 12 日)

- ・ 災害時における要配慮者等の緊急受入れに関する協定書

(締結先：社会福祉法人慶生会、締結日：平成 30 年 4 月 1 日)

- ・ 災害時における要配慮者等の緊急受入れに関する協定書

(締結先：医療法人慶昭会、締結日：平成 30 年 4 月 1 日)

- ・ 特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書

(締結先：西日本電信電話(株)香川支店、締結日：平成 30 年 10 月 1 日)

3 その他要領等

(1) 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

〔改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生し

た地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2即報基準」又は「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
 - オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
 - カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域

において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第17条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

 - ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)の(ア)の(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)の(イ)の(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)の(ウ)の(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造		建築面積	m ²			
	階層		延べ面積	m ²			
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼	棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼	棟			林野焼損面積	ha
		ぼや	棟				
り災世帯数			世帯	気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年	月	日	時	分
	2 危険物等に係る事故	都道府県					
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)					
	4 その他特定の事故	報告者名					
消防庁受信者氏名							

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()								
発生場所									
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕							
出火日時 (覚知日時)	月	日	時	分	発見日時	月	日	時	分
	(月 日 時 分)				鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況								
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()				物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()								
施設の概要					危険物施設の 区 分				
事故の概要									
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人			負傷者等 人 (人)					
				重症 人 (人)					
				中等症 人 (人)					
				軽症 人 (人)					
消 防 防 災 活動状況 及び 救急・救助 活 動 状 況	出場機関		出場人員		出場資機材				
	事業所	自衛防災組織		人					
		共同防災組織		人					
		その他		人					
	消防本部(署)		台						
	消 防 団		台						
	消防防災ヘリコプター		機						
	海上保安庁		人						
自 衛 隊		人							
警戒区域の設定		月 日 時 分		そ の 他			人		
使用停止命令		月 日 時 分							
災害対策本部等の設置状況									
その他参考事項									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
事故災害種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
		重症	人 (人)
	計 人	中等症	人 (人)
	不明 人	軽症	人 (人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリ

コプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

第 報

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概要	発生場所											発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

(2) 災害報告取扱要領

〔昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官〕

〔改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第58号、
昭和59年10月消防災第267号、平成6年12月消防災第278号、平
成8年4月消防災第59号、平成13年6月消防災第101号・消防情第
91号、平成31年4月消防応第28号〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じ

ているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家で

あるかどうかを問わない。

- (2) 「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
- (3) 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

とする。

- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害				
災害名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha				
					冠水	ha				
報告者名				畑	流失・埋没	ha				
					冠水	ha				
区分		被害		学	校	箇所				
					病	院	箇所			
人的被害	死者		人	道の	路	箇所				
	うち 災害関連死者		人		橋	り よ う	箇所			
	行方不明者		人		河	川	箇所			
	負傷者	重症			人	港	湾	箇所		
		軽傷			人	砂	防	箇所		
					他	清	掃 施 設	箇所		
				崖		く ず れ	箇所			
				鉄		道 不 通	箇所			
				被		害 船 舶	隻			
				水		道	戸			
				電		話	回 線			
住家被害	全壊		棟	の	電	気	戸			
			世帯		ガ	ス	戸			
			人		ブ	ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	半壊		棟		り	災	世 帯 数	世 帯		
			世帯			り	災	者 数	人	
			人			火	災 発 生	建	物	件
一部破損		棟	火	災		発	生	危	険 物	件
		世帯						そ	の 他	件
		人								
床上浸水		棟								
		世帯								
		人								
床下浸水		棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							

区 分		被 害	都 道 府 策 災 害 部	名 称			
公立文教施設	千円			設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解 散	月	日
公共土木施設	千円		災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名				
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						計 団 体
公共施設被害市町村数	千円						
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 用 市 救 町 助 村 法 名			
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生時年月日 災害の状況 消防機関の活動状況 その他（避難の告知・指示の状況）						

第2号様式 災害中間年報

発生年月日			災害名		都道府県名					計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県	設置	月日	月日	月日	月日	月日				
	災害対策本部 解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

第3号様式 災害年報

発生年月日		災害名	都道府県名					計
区分								
人的被害	死者	人						
	うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
その他	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
その他	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
	水道	戸						

災害名 発生年月日			都道府県名					計
区分								
電話	回線							
電気	戸							
ガス	戸							
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り 災 世 帯 数	世帯							
り 災 者 数	人							
公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()	()
公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	()
小 計	千円	()	()	()	()	()	()	()
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円							
都道府県	設置	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部	解散	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

(3) 琴平町防災会議委員

平成 31 年 4 月 1 日現在

整理 番号	機 関 名	委 員	氏 名
1	琴平町（会長）	琴平町長	片 岡 英 樹
2	香川県	香川県危機管理課長	石 川 恵 市
3	香川県	香川県中讃土木事務所長	川 本 浩 之
4	琴平警察署	琴平警察署長	堀 江 良 英
5	仲多度南部消防組合	仲多度南部消防組合消防本部 消防長	宮 下 春 夫
6	琴平町	琴平町副町長	大 林 正 和
7	琴平町	琴平町総務課長	宮 脇 公 男
8	琴平町	琴平町地域整備課長	西 岡 敏
9	琴平町	琴平町農政課長	大 西 洋 二
10	琴平町	琴平町住民福祉課長	大 西 直 樹
11	琴平町	琴平町教育委員会教育長	篠 原 好 宏
12	琴平町消防団	琴平町消防団長	山 田 悟
13	指定公共機関	西日本電信電話(株)香川支店長	北 口 哲 也
14	指定公共機関	四国電力(株)送配電カンパニー 丸亀事業所 所長	桃 田 和 彦
15	指定地方公共機関	四国ガス(株)丸亀支店長	竹 内 広 一
16	琴平町議会	琴平町議会議長	安 川 稔
17	琴平町婦人防火クラブ	琴平町婦人防火クラブ会長	池 尻 恵 子

(4) 被害状況報告書
様式第1号

被害状況報告書

(発生経過)(

市 第 報)
町

災害の原因

災害の発生日 平成 年 月 日

災害発生場所(地域)

平成 年 月 日 時 分 現在
発信時刻

発信者
受信者

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要	
人的被害	死者	1	人			
	うち災害関連死者	2	人			
	行方不明者	3	人			
	負傷者	重傷	4			人
		軽傷	5			人
住家被害	全壊 (流・埋没)	6	棟			
		7	世帯			
		8	人			
	半壊 (流・埋没)	9	棟			
		10	世帯			
		11	人			
	一部破損	12	棟			
		13	世帯			
		14	人			
	床上浸水	15	棟			
		16	世帯			
		17	人			
	床下浸水	18	棟			
		19	世帯			
		20	人			
	り 災 世 帯 数	21	世帯			
	り 災 者 数	22	人			

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要
非 住 家	公 共 建 物	23	棟		
	そ の 他	24	棟		
耕 地	田	流 ・ 埋	25	ha	
		冠 水	26	ha	
	畑	流 ・ 埋	27	ha	
		冠 水	28	ha	
農 畜 林 産	農 作 物	29	ha (トン)		
	家 畜 (家 き ん)	30	頭 (羽)		
	林 産 物	31	Ha (トン)		
船 舶 (漁 船)	沈 没	32	隻		
	流 出	33	隻		
	破 損	34	隻		
	分解等による船	35	隻		
水 産	漁 具	36	流		
	水 産 物	37			
施 設	学 校	38	箇所		
	病 院	39	箇所		
	道 路	40	箇所		
	橋 梁	41	箇所		
	河 川	42	箇所		
	砂 防	43	箇所		
	海 岸	44	箇所		
	港 湾	45	箇所		
	漁 港	46	箇所		
	農 業 施 設	47	箇所		
	林 業 施 設	48	箇所		
	水 産 施 設	49	箇所		
	商 工 施 設	50	箇所		
清 掃 施 設	51	箇所			

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要
施設		52	箇所		
その他	崖くずれ	53	箇所		
	鉄道不通	54	箇所		
	水道	55	戸		
	電話	56	回線		
	電気	57	戸		
	ガス	58	戸		
	ブロック塀等	59	箇所		
		60			
火災発生	建物	61	件		
	危険物	62	件		
	その他	63	件		
被害総額		64		千円	
今後の見通し等					
市町災害対策本部設置日時					
災害救助法発動要請日時					
避難状況					
応急活動及び救助活動状況					
応援機関等の出動状況			消防(水防)団員数 人・その他応援者数 人		
備考			消防職員出動延人数 人・消防団員出動人数 人		

1 災害に関する記録等

(1) 過去における県下の主な風水害等一覧

発成年	発生日	災害名	死者 (人)	負傷者 (人)	家屋(棟)		床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備考
					全壊	半壊			
昭和20	10.8~	台風	5	1	5	23	1,051	6,914	行方不明2人 県下一円諸所で河川氾濫
	10.13	(阿久根台風)							
24	7.28~	台風	3		1	2	10	243	家屋流出5戸 鴨部川氾濫(志度・長尾)
	7.31	(心坊-台風)							
26	7.12~	大雨	2		6	8	21	487	家屋流出5戸、船沈没1隻 中部沿岸被害大
	7.13								
27	10.14~	台風	1	2	58	83	278	西讃・小豆島被害大	
	10.15	(0-6台風)							
29	7.1~	大雨	4	4	6	8	451	3,264	県下一円、強雨断続諸所で水害
	7.3								
34	6.28~	大雨	4	2	1	8	38	1,606	仲多度郡被害大、家屋流出1戸 (観音寺・滝宮・琴平)
	6.30								
35	7.4~	大雨	1		4	1	136	136	中部沿岸(丸亀)
	7.5								
36	9.13~	台風第12号	1	8	30	65	477	5,428	県下一円、船沈没1隻
	9.14								
39	9.24~	台風第15号	8	57	275	430	626	5,096	県下一円 家屋流出15戸、船沈没18隻 災害救助法適用
	9.27	(洞爺丸台風)							
40	8.7~	台風第6号	1		1	2	125	125	県下一円(高松・観音寺)
	8.9								
43	9.26~	台風第15号	4		8	5	52	1,254	県下一円(東讃被害大)
	9.27	(伊勢湾台風)							
44	8.28~	台風第16号	1	1	3	13	374	13	県下一円(高松・小豆島)
	8.30								
46	9.14~	台風第18号	36		88	123	1,503	10,503	県下一円(大川郡被害大) 家屋流出3戸、船沈没5隻 災害救助法適用
	9.16	(第2室戸台風)							
49	10.28~	集中豪雨	2	29	42	104	1,351	4,633	大川郡・小豆島被害大 行方不明2人 災害救助法適用
	10.27								
50	9.24~	台風第20号	8		56	2	58	58	台風を中心通過
	9.25								
51	9.9~	台風第23号	3	18	62	703	6,041	6,041	災害救助法適用
	9.10								
52	9.17	台風第24号	1	5	15	93	4,472	4,472	災害救助法適用
	9.18								
53	7.28~	台風第4号	1				589	589	
	7.30								
54	3.12	雪害	1						アークード3ヶ所倒落
	3.13								
55	8.22~	台風第9号	3		3	3			
	8.23								
56	8.21	台風第10号	18	4	8	8	223	223	
	8.22								
57	8.30	台風第23号	1	7	3	4	39	884	
	8.31								

発成年	発生日	災害名	死者 (人)	負傷者 (人)	家屋(棟)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	備考
47	3.31~	突風	1	1	1			
	4.1							
49	6.7~	6月豪雨		1		53	53	
	6.8							
50	9.16~	台風第20号	2	11	12	29	1,344	8,439
	9.17							
51	4.21	突風	1					香川町
	4.22							
53	7.6~	台風第8号による集中豪雨	29	24	47	216	3,243	小豆郡・大川郡特に内海町で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用
	7.8							
54	8.31	台風第16号		2		64	64	
	8.17							
55	8.22~	台風第5号	1	1	10	168	2,308	
	8.23							
56	9.8~	台風第17号	50	127	274	317	4,477	小豆島・東讃地方被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用
	9.14							
58	9.15~	台風第18号				2	86	
	9.16							
59	6.29~	大雨					110	
	6.30							
60	9.30~	台風第16号	10	2	1	214	3,541	
	10.19~							
61	10.19~	台風第20号	1			2	791	
	10.20							
62	9.11	台風第13号					199	
	10.14							
63	6.26~	梅雨前線					20	多度津町
	6.29							
64	9.25	台風第19号	2	2	2	23	603	
	9.28							
65	1.31	雪害	1	2	8	7	342	行方不明1人
	1.32							
66	6.21~	梅雨前線					62	
	7.7							
67	10.16~	台風第19号	3	10	18	25	3,720	県下一円 高松市・三木町に災害救助法適用
	10.17							
68	6.2~	台風第2号					7	
	6.3							
69	7.13~	梅雨前線					146	
	7.14							
70	8.26~	台風第17号					36	一部損壊家屋2戸
	8.27							
71	9.14	大雨・雷・高潮				4	245	多度津町桜川水門
	9.15							
72	9.19	台風第22号	2				4	負傷者はJR列車の脱線による
	9.20							

発 生 年	発 生 月 日	災 害 名	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	家屋(棟)		床 上 浸 水 (戸)	床 下 浸 水 (戸)	備 考
					全 壊	半 壊			
10	9.22	台風第7号					257	1,273	床上浸水高松市256、多度津町1 床下浸水高松市1,039 坂出市107 丸亀市4、三木町18 尾尾町2、多度津町86 翠平町3、香南町2 綾歌町4、香川町6 瀧瀬町2 非住家床下浸水2 (綾歌町1、香南町1) 自主避難高松市3箇所13人
	10.17	台風第10号						4	床上浸水 多度津町4 一部損壊 内海町1 非住家一部損壊 内海町2 避難勧告 高松市1箇所30人 引田町2箇所11人 自主避難 大内町2箇所6人
	9.14~ 9.15	台風第16号						3	床上浸水 高松市3 床下浸水 高松市95、内海町1 重傷2名(備前寺市) 軽傷2名(白鳥町、豊中町)
11	9.24	台風第18号		4					
13	6.19~ 6.20	梅雨前線豪雨						5	多度津町4、豊浜町1 一部破壊 高松市1 軽傷 高松市1さぬき市1 一部損壊 高松市2、 内海町、綾上町、各1 床上浸水 高松市1、さぬき市15 重かがわ市2、牟礼町2 床下浸水 高松市1、さぬき市166 東かがわ市14、内海町4 池田町2、牟礼町36
15	8.8~ 8.22	台風第10号	2				19	223	床上浸水 高松市1、さぬき市15 重かがわ市2、牟礼町2 床下浸水 高松市1、さぬき市166 東かがわ市14、内海町4 池田町2、牟礼町36
	6.20~ 6.21	台風第6号		3				1	重傷 高松市1、普通寺市1 軽傷 高松市1、普通寺市1 床下浸水 高松市1
	7.31~ 8.2	台風第10号		1				75	軽傷 坂出市1 一部損壊 丸亀市1、 高松市38、丸亀市5 床下浸水 高松市6、直島町15 多度津町7、詫間町4
16	8.4~ 8.5	台風第11号						4	床上浸水 高松市4
	8.17~ 8.19	台風第15号 連前線による 大雨		5				390	県西部を中心に被害甚大
	8.23	大雨						23	
	8.30~ 31	台風16号と高 潮		3				15,643	高松市を中心に県下全域で被害 甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請(高松市)

発 生 年	発 生 月 日	災 害 名	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	家屋(棟)		床 上 浸 水 (戸)	床 下 浸 水 (戸)	備 考
					全 壊	半 壊			
2	9.11~ 9.20	秋雨前線 台風第19号	2	2	2	2	158	2,253	災害対策本部設置
	10.1~ 10.8	豪雨 台風第21号						2	丸亀市
	11.4	低気圧の通過 に伴う災害					8	166	床上浸水 多度津町8 床下浸水丸亀市8、多度津町158
3	7.4~ 7.5	梅雨前線			1				土庄町鹿島 民家
4	9.26~ 9.28	豪雨 台風第19号		7			12	554	軽傷7名(普通寺市、一部損壊92 非住家被害88、り災害救39)
	8.8~ 8.9	豪雨 台風第10号				2	220		一部損壊 綾歌町1
5	6.28~ 6.29	梅雨前線					4	253	一部損壊 飯山町1
	7.27~ 7.28	台風第5号						3	一部損壊 白鳥町1
	7.29~ 7.30	台風第6号					1		三野町
	8.1~ 8.2	豪雨					4		一部損壊 山本町1
7	9.3~ 9.4	台風第13号					12		一部損壊 丸亀市1、白鳥町1 内海町1、翠平町2 災害対策本部設置
	1.17	阪神・淡路大震 災		7					重傷1名(大川町)、軽傷6名(高 松市2、坂出市、大内町、寒川町、 牟礼町) 一部損壊 津田町1、牟礼町1
	6.30~ 7.7	豪雨			1			17	全壊1(満濃町)
8	7.20~ 7.22	豪雨						3	
	8.14~ 8.15	台風第12号		2	1	3	321		軽傷2名(高松市1、宇多津町1) 半壊1(高瀬町) 一部損壊(豊中町)
9	7.12~ 7.13	梅雨前線						74	高松市56、丸亀市8、坂出市1 志度町2、多度津町7
	7.26~ 7.27	台風第9号		3	1	1	5		軽傷3名(内海町、香南町、 満濃町) 全壊1(香川町)半壊1(高松市) 一部損壊6、非住家被害3
	9.16~ 9.17	台風第19号		1				307	重傷1名(高松市) 床上浸水 (志度町3、土庄、牟礼、 詫間町)

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
21	8.9~10	台風9号						51	床上浸水 高松市5 東かがわ市46
	6.28	大雨						9	床上浸水 坂出市1 宇多津町8
	8.7	大雨				3		68	床上浸水 普通寺市3 床下浸水 普通寺市68
22	9.23	竜巻		1		1			軽傷 綾川町1 半壊 綾川町1 一部損壊 綾川町9 非住家被害 綾川町1
	12.3	強風		4					軽傷 観音寺市1 多度津町3 非住家被害 三豊市2
	12.9	強風		1					重傷 三木町1
	12.28	強風		2					軽傷 丸亀市1、 坂出市1
	5.29	大雨		1		1	61	床上浸水 高松市1 高松市1、坂出市1 床下浸水 観音寺市59	
	7.19~20	台風6号		12			2	軽傷 高松市7、丸亀市1 坂出市3、三豊市 丸亀市2、小豆島町1 一部損壊 坂出市2 床下浸水 坂出市2 非住家被害 高松市1、丸亀市3	
	8.2	大雨					21	床下浸水 観音寺市21 非住家被害 観音寺市2	
23	9.2~3	台風12号	3	3	2	11	276	死者 丸亀市2、さぬき市1 重傷 小豆島町1 軽傷 高松市2 全壊 綾川町2 一部損壊 丸亀市2、坂出市1 さぬき市1、三豊市1 土庄町1、綾川町3 高松市5、丸亀市3 床上浸水 綾川町1、琴平町1 多度津町1 床下浸水 高松市30、丸亀市112 坂出市2、三木町6 綾川町35、琴平町6 多度津町81、 まんのう町4 非住家被害 高松市4、丸亀市18、 観音寺市1、さぬき市1、 三木町3、綾川町10	

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
16	9.7	台風18号		8	1	1	16	491	重傷 丸亀市1、観音寺市1 多度津町1 軽傷 高松市1、普通寺市1 観音寺市1、琴南町1 全壊 観音寺市1 半壊 豊浜町1 床上浸水 土庄町5、牟礼町1 庵治町4、塩江町2 直島町2、宇多津町2 直島町2、丸亀市7 床上浸水 高松市293、丸亀市2 坂出市4、観音寺市2 土庄町59、池田町24 牟礼町14、庵治町44 直島町40、多度津町4
	9.29	台風21号			2	2	76	235	全壊 大野原町2 半壊 大野原町2 床上浸水 山本町1、大野原町32 豊浜町43 床上浸水 仲南町2、大野原町49 豊浜町154 自衛隊災害派遣要請 (大野原町、豊浜町)
	10.20	台風23号	11	30	50	52	4,119	12,390	県東部を中心に県下全域で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請 (高松市、普通寺市、さぬき市、国分寺町)
	7.2~3	大雨		1			10	652	死者 丸亀市1 床上浸水 普通寺市5、満濃町2 琴平町3 丸亀市71、 普通寺市186、 満濃町30、 琴平町301、 多度津町39、 高瀬町20、三野町5
17	9.5~7	台風14号		1	3	2	77		重傷 高松市1 半壊 内海町2、土庄町1 床上浸水 観音寺市1、 多度津町1、 高松市16、丸亀市10 観音寺市14、 土庄町3 庵治町10、直島町12 多度津町12
	8.23	大雨					22		床上浸水 高松市22
19	7.14~15	台風4号					1		非住家一部損壊 さぬき市1 床上浸水 坂出1
20	8.29	大雨					56		床上浸水 高松市1、坂出市3 宇多津町52

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
27	7.16	台風11号に伴う大雨・暴風・波浪等		5			2		軽傷 高松市3、観音寺市1、さぬき市1 一部損壊 高松市1、観音寺市11、三木町2、綾川町9 床上浸水 さぬき市1、三豊市1 床下浸水 東かがわ市1、三豊市1 非住家被害 高松市1
	8.25	台風第15号		1					重傷 坂出市1
	10.13	平成27年9月9日の大雨					1		床上浸水 三豊市1
	6.23	平成28年6月23日の梅雨前線による大雨					60		床上浸水 高松市60
28	9.8	平成28年9月8日の大雨					64		床上浸水 高松市6、丸亀市8、三豊市6、宇多津町41、多度津町3
	9.20	平成28年台風16号による大雨		1		2	60		軽傷 高松市1 床上浸水 高松市1、多度津町1 床下浸水 高松市5、丸亀市3、普通通寺市1、直島町2、多度津町49
29	9.17	平成29年台風18号による大雨	1	3	1	99	326		死者 三豊市1 軽傷 高松市1、さぬき市2 全壊 三豊市1 床上浸水 高松市7、丸亀市6、土庄町1、琴平町1、多度津町84 床下浸水 高松市17、丸亀市61、普通通寺市7、観音寺市5、三木町10、宇多津町1、琴平町3、多度津町209、まんのう町1
30	7.4	平成30年台風第7号の影響による被害		2					軽傷 土庄2
	7.5	平成30年7月5日からの梅雨前線による大雨		1	1	2	1	9	軽傷 高松1 全壊 直島1 半壊 丸亀1、坂出1 床上浸水 普通通寺1 床上浸水 丸亀2、普通寺1、三豊1、土庄3、琴平2
	8.23	平成30年台風第20号による大雨						5	床上浸水 東かがわ1、土庄1、小豆島3
	9.4	平成30年台風第21号による大雨		1				3	軽傷 高松1 床上浸水 東かがわ1、土庄2
	9.30	平成30年台風第24号による大雨		1		5	61	軽傷 高松1 床上浸水 高松5 床下浸水 高松16、丸亀1、普通通寺4、三豊7、土庄1、多度津32	

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
23	9.16	大雨				13	164		床上浸水 さぬき市5、東かがわ市6、小豆島町2 床下浸水 さぬき市43、東かがわ市94、小豆島町27 非住家被害 さぬき市1
	9.19~21	台風15号	1			12	163		軽傷 坂出市1 一部損壊 小豆島町1 床上浸水 東かがわ市6、小豆島町1、三木町1、まんのう町4 高松市2、普通通寺市3、さぬき市4、東かがわ市146、小豆島町6、三木町2 非住家被害 高松市2、さぬき市1、東かがわ市65
	4.3	暴風	1	17					死者 三豊市1 重傷 高松市3、観音寺市1、小豆島町1 軽傷 高松市5、丸亀市1、観音寺市2、さぬき市3、宇多津町1 非住家被害 高松市4、丸亀市4、普通通寺市3、三豊市7、三木町1、綾川町1、多度津町2
	9.11	大雨					3		床上浸水 三豊市3 非住家被害 三豊市1
25	6.20	大雨					1		床上浸水 三豊市1
	9.3~9.4	台風17号					12		一部損壊 綾川町1 床上浸水 高松市1、三豊市3、多度津町8 非住家被害 普通通寺市1
	9.15~9.16	台風18号					1		床上浸水 高松市1
	10.24~10.25	台風27号					1		床上浸水 普通通寺市1
	8.9	台風11号		5	1	2	1	13	災害対策本部設置 負傷者 高松市5 全壊 高松市1 半壊 東かがわ市2 床上浸水 土庄町1 床下浸水 東かがわ市3、土庄町1、小豆島町9
26	10.6	台風18号					2		床上浸水 高松市2
	10.13	台風19号					16		床上浸水 小豆島町16

(2) 過去における県下の主な地震一覧

発生年月日	地震名	震度	規模	震央	被害状況
1707年 (宝永4年) 10月28日 14時	宝永地震	—	8.4	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級地震の一つ。全体で死者約5,000人余、潰家59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
1711年 (正徳1年) 12月20日 15時		—	6.7	北緯 34.3° 東経 134.0° 深さ — 讃岐中部 (香川県中部)	被害は、高松領のみ。死者1,000人余、倒壊家屋1,073軒、道路、堤割れる。また、津波が1日10回押し寄せ、余震は約30回続く。
1854年 (安政1年) 12月24日 16時	安政南海地震	—	8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者3,000人、家屋全壊10,000戸、半壊40,000戸、焼失6,000戸、流失15,000戸。香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なって、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	北丹後地震	多度津4	7.3	北緯 35° 32' 東経 135° 09' 深さ 0km 京都府北部	被害は、丹後半島の頸部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。香川県では、小被害があった。

発生年月日	地震名	震度	規模	震央	被害状況
1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	南海道地震	高松 多度津 5	8.0	北緯 33° 02' 東経 135° 37' 深さ 20km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決壊・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	兵庫県南部地震	高松 多度津 坂出 4	7.3	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16km 淡路島	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,432人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道が崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	平成12年鳥取県西部地震	土庄 高松 多度津 大内 坂出 5強 5弱 4 4 4	7.3	北緯 35° 17' 東経 135° 21' 深さ 11km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	平成13年(2001年)芸予地震	高松 多度津 大内 土庄 坂出 観音寺 4 4 4 4 4 4	6.7	北緯 34° 07' 東経 132° 43' 深さ 51km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。全体で、死者2名、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10種の被害があった。

発生日月	地震名	震度	規模	震央	被害状況
2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	淡路島付近 を震源とする 地震	東かがわ5弱 高松4 さぬき4 土庄4 綾川4	6.3	北緯 34° 26.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15km	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部破損8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいづれもなかった。
2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	伊予灘を震 源とする地 震	高松4 丸亀4 観音寺4 さぬき4 三豊4 土庄4 小豆島4 直島4 多度津4	6.2	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78km	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいづれもなかった。
2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	鳥取県中部 を震源とする 地震	高松4 観音寺4 さぬき4 東かがわ4 三豊4 土庄4 小豆島4 綾川4	6.6	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11km	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者30人(うち重傷者5人)、家屋全壊12棟、半壊95棟、一部破損12,525棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいづれもなかった。
2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	大阪府北部 を震源とする 地震	小豆島4 高松3 丸亀3 さぬき3 三豊3 土庄3	6.1	北緯 34° 50.6' 東経 135° 37.3' 深さ 13km	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者443人(うち重傷者28人)、家屋全壊18棟、半壊517棟、一部破損57,787棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいづれもなかった。

(注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)

2 震度は各市町の震度観測点の最大の値である。

但し、「平成13年(2001年)芸予地震」までは気象庁震度観測点による。

3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震及び大阪府北部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

2 防災上注意すべき区域等

(1) 河川重要水防区域

番号	水系名	河川名	関係 土木事務 所	担当水防管理 団体	危険度区分 (m)					河川 延長 計
					A	B	C	D	E	
1	金倉川	金倉川	中讃土木 事務所	丸亀市、善通寺市、 琴平町、まんのう町	380	810	2,740	920	15,650	20,500
2	金倉川	満濃川	中讃土木 事務所	琴平町			450		600	1,050
3	金倉川	平松川	中讃土木 事務所	琴平町			1,100			1,100
4	金倉川	買田川	中讃土木 事務所	まんのう町			2,338		980	3,318

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（自然 I）※（I）は、保全対象人家 5 戸以上又は公共施設が有る箇所

番号	箇所名	位置	地形			人家 (戸)	関係土木事務所
			傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1	通町	川西	66	240	10	7	中讃土木事務所
2	谷川 札の前	川西	40	390	35	45	〃
3	小松町 (A)	川西	44	110	11	9	〃
4	通町 (B)	川西	40	140	11	6	〃
5	南通町	川西	50	190	70	15	〃
6	愛宕町	川西	38	140	19	9	〃
7	小松町 (B)	川西	44	240	211	32	〃
8	谷川	川西	36	110	15	10	〃
9	丸山	下榎梨	64	170	68	7	〃
10	谷川 (2)	川西	34	220	104	17	〃

急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）※（Ⅱ）は、保全対象人家5戸未満

番号	箇所名	位置	地形			人家 (戸)	関係土木事務所
			傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1	愛宕山	川西	46	130	60	3	中讃土木事務所
2	山根(1)	下榑梨	36	30	6	1	〃
3	西山	川西	30	70	32	2	〃
4	山根(3)	下榑梨	33	25	5	2	〃
5	山根(4)	下榑梨	39	60	60	1	〃
6	山根(5)	下榑梨	32	70	62	1	〃

急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）※（Ⅱ）は、保全対象人家5戸未満

番号	箇所名	位置	地形			人家 (戸)	関係土木事務所
			傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1	山根(2)	下榑梨	43	30	9	3	中讃土木事務所

(3) 土石流危険溪流

土石流危険溪流（Ⅰ）※（Ⅰ）は、保全対象人家5戸以上又は公共施設が有る箇所

番号	河川名			地形	
	水系名	河川名	溪流名	流路延長 km	流域面積 k m ²
1	金倉川	金倉川	北山川	0.13	0.03
2	金倉川	金倉川	北柳谷川	0.15	0.06
3	金倉川	金倉川	川西下川	0.04	0.04
4	金倉川	金倉川	川西上川	0.09	0.02
5	金倉川	金倉川	愛宕川	0.06	0.04
6	金倉川	金倉川	揚子川	0.05	0.18
7	金倉川	金倉川	馬坂川	0.04	0.07
8	金倉川	金倉川	金毘羅川	0.23	0.12
9	金倉川	金倉川	荒神川	0.30	0.16
10	金倉川	金倉川	照明寺川	0.60	0.27
11	金倉川	金倉川	西山上川	0.34	0.13

土石流危険溪流（Ⅱ）※（Ⅱ）は、保全対象人家5戸未満

番号	河川名			地形	
	水系名	河川名	溪流名	流路延長 km	流域面積 k m ²
1	金倉川	金倉川	中柳谷川	0.11	0.06

(4) 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区（民有林）

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	市郡	町村	大字	字			
1	仲多度	琴平		川西	3	78	西部林業事務所
2	仲多度	琴平		川西	7	1	西部林業事務所
3	仲多度	琴平		川西	4	259	西部林業事務所
4	仲多度	琴平		川西	2	142	西部林業事務所
5	仲多度	琴平		川西	5	71	西部林業事務所
6	仲多度	琴平	下櫛梨	丸山	8	42	西部林業事務所

(5) 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区（民有林）

番号	位 置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所 等
	市郡	町村	大字	字			
1	仲多度	琴平		川西	0.12	52	西部林業事務所
2	仲多度	琴平		川西	0.28	260	西部林業事務所
3	仲多度	琴平		川西	0.18	253	西部林業事務所
4	仲多度	琴平		川西	0.28	105	西部林業事務所
5	仲多度	琴平		川西	0.36	71	西部林業事務所
6	仲多度	琴平		川西	0.50	39	西部林業事務所
7	仲多度	琴平		川西	0.99	54	西部林業事務所
8	仲多度	琴平		川西	0.09	95	西部林業事務所
9	仲多度	琴平		川西	0.56	139	西部林業事務所
10	仲多度	琴平		川西	0.51	3	西部林業事務所
11	仲多度	琴平		川西	0.36	3	西部林業事務所

(6) ため池一覧

番号	堤防名	関係 河川名	規模			重要 水防区域 ha	所有者	管理者
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千m ³			
1	ゴマ谷池	金倉川	87.0	8.8	8.2	不明	国	ゴマ谷池 水利組合
2	調整池	金倉川	66.0	8.0	2.2	不明	琴平町	正田和雄
3	枡池	金倉川	3.5	3.5	0.3	不明	白川幸夫	山口數子
4	青池	金倉川	2.5	24.0	0.4	不明	金刀比羅宮	金刀比羅宮

(7) 浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設一覧

土器川（洪水予報河川）

施設名	所在地	電話番号	浸水深
琴平町立北保育所	琴平町苗田 634-1	73-3440	0.5m未満

○ 土器川水系土器川の浸水想定区域図（平成 21 年 3 月 19 日指定）

土器川流域の 6 時間雨量 254mm の雨量を想定して作成されている。

金倉川（水位周知河川）

施設名	所在地	電話番号	浸水深
琴平町立琴平中学校	琴平町五條 661	73-4181	0.5m未満
琴平町立榎井小学校	琴平町榎井 58-3	73-2494	0.5m未満
琴平町立琴平小学校	琴平町 145-1	73-2831	0.5m未満
琴平町立象郷小学校	琴平町上櫛梨 26	73-2830	0.5m未満
琴平町立南幼稚園	琴平町 102-1	73-2521	0.5m未満
琴平町立南保育所	琴平町 103	75-1022	0.5m未満
琴平町立北保育所	琴平町苗田 634-1	73-3440	0.5m未満
グループホームこんぴら	琴平町 167	73-0811	0.5m未満
クレールみどり	琴平町苗田 402-1	75-5577	0.5m未満
ケアハウスクレールみどり	琴平町苗田 402-1	75-5577	0.5m未満
ふぁみりえ	琴平町 378-1	75-6565	0.5m未満
リトモ琴平	琴平町 355-1	75-5222	0.5m未満
サンライズこんぴら	琴平町榎井 451-1	58-8600	0.5m未満
社会福祉法人琴平福祉事業団 琴平老人の家	琴平町榎井 572-1	75-4070	0.5m未満

○ 金倉川水系金倉川の浸水想定区域図（平成 17 年 12 月 20 日指定）

金倉川流域の 1 日総雨量 210mm の雨量を想定して作成されている。

(8) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

地区名	箇所名	枝番号	特別警戒区域 の有無	分類	
琴平町琴平	通町	1	有	急傾斜地の崩壊	
		2	無		
	谷川 札の前	1	無		
		2	有		
		3	有		
	小松町 (A)		有		
	通町 (B)	1	有		
		2	有		
		3	有		
	南通町		有		
	愛宕町		有		
	小松町 (B)	1	無		
		2	有		
	谷川		有		
	谷川 (2)		有		
	愛宕山		有		
	西山	1	有		
		2	無		
	川西		有		
	北柳谷川		有	土石流	
	川西下川		有		
	川西上川		無		
	愛宕川		無		
揚子川	1	無			
	2	有			
馬坂川		有			
金毘羅川		無			
荒神川		無			
照明寺川	1	無			
	2	有			
西山上川	1	無			
	2	有			
中柳谷川		有			
琴平町下櫛梨	丸山		有		急傾斜地の崩壊
	山根 (2)		無		
	下櫛梨		有		
	山根 (1)		有		
	山根 (4)		有		
	山根 (5)		有		
	北山川		無	土石流	

(9) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地	電話番号	収容人員(人)
社会福祉法人 あかね保育園	琴平町 507 番地 1	75-3060	120
愛徳会 池田内科医院	琴平町 750	73-2366	18

(10) 洪水予報、水防警報、水位情報の周知について

洪水予報、水防警報、水位情報の周知について

平成22年5月14日現在

	洪水予報河川	水防警報河川	水位周知河川
<p>目的</p>	<p>洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川を指定し、河川管理者と気象庁長官が共同して流域の雨量や水位状況を示して洪水予報（はん濫注意情報、はん濫注意警報情報）を発表し、水防管理者に通知し、報道機関の協力を得て、住民に周知する（水防法第11条）</p>	<p>洪水により河川の水位が上昇した場合は、水防管理者の水防活動に指針を与える（水防法第16条）</p>	<p>避難等の参考となる避難判断水位を定め、洪水により河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者を通じて住民に周知する（水防法第17条）</p>
<p>香川県の指定状況</p>	<p>【国】 土器川</p> <p>【県】 H18.7.28指定 1河川（香東川）</p>	<p>【国】 土器川</p> <p>【県】 H17.5.31指定 6河川（新川、香東川、綾川、金倉川、財田川） H19.3.16指定 1河川（津川） H19.5.15指定 2河川（本津川、大津川） H20.5.16指定 1河川（高瀬川） H22.5.14指定 2河川（津田川、鴨部川）</p>	<p>【国】 -</p> <p>【県】 H17.9.27指定 6河川（新川、春日川、綾川、金倉川、財田川） H19.3.16指定 1河川（津川） H19.5.15指定 2河川（本津川、大津川） H20.5.16指定 1河川（高瀬川） H22.5.14指定 2河川（津田川、鴨部川）</p>
<p>情報伝達</p>	<p>県土木事務所・香川地方気象台一水防団 県土木事務所・高松地方気象台一水防団 県土木事務所・高松地方気象台一報道機関・その他関係機関</p>	<p>県土木事務所一水防管理者一水防団 県庁一気象台</p>	<p>県土木事務所一水防管理者一水防団 県庁一報道機関 県庁一気象台</p>
<p>はん濫危険水位 (対象区域において、最も狭窄している箇所においてはん濫が起る恐れのある水位)</p>	<p>【字源】はん濫危険水位に到達する恐れがあることを水防管理者及び住民に情報提供する (避難等の目安となる)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>避難判断水位 (洪水により災害の発生を特に警戒すべき水位であり、上記危険水位から避難に要する時間分の上昇水位を引いた水位。避難等の目安となる。)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>県が関係水防管理者に通知し、報道機関を通じて住民に周知</p>
<p>はん濫注意水位 (水害に備え水防機関が自動し、警戒にあたる水位)</p>	<p>【字源】はん濫注意水位に到達する恐れがあることを水防管理者及び住民に情報提供する (水防団出動準備の目安となる)</p>	<p>県は水防管理者に水位を通知し、水防管理者は水防団を自動させる</p>	<p>-</p>
<p>水防団待機水位 (各水防機関が水防活動に対して準備する水位)</p>	<p>-</p>	<p>県は水防管理者に水位を通知し、水防管理者は水防団を出動準備させる</p>	<p>-</p>
<p>イメージ図</p>			

3 危険物等施設関係

(1) 一般取扱所

	名 称	住 所	代表者	電話番号
1	有限会社 久保井商店	琴平町五条 624-5	久保井 信晴	73-2148
2	株式会社 村井住宅設備	琴平町苗田 1061-2	村井 俊介	75-1221
3	ことひら温泉琴参閣 (讚水)	琴平町 685-11	中山 芳彦	75-1000
4	ことひら温泉琴参閣 (讚水)	琴平町 685-11	中山 芳彦	75-1000
5	ヴィスポことひら	琴平町五条 1022-1	琴平町長	75-0010

(2) 給油取扱所

	名 称	住 所	代表者	電話番号
1	有限会社 竹内石油店	琴平町榎井 69-7	竹内 俊之	75-3623
2	株式会社 福岡商会	琴平町苗田 945-1	福岡 審	75-3356
3	琴平バス株式会社	琴平町 1228-2	楠木 哲雄	73-3341

(3) 地下タンク貯蔵所

	名 称	住 所	代表者	電話番号
1	西日本電信電話株式会社 NTT 西日本琴平交換所	琴平町 316	伊勢 拓史	73-4230
2	香川県水道局 中部浄水場	琴平町下櫛梨 111-1	香川県知事	75-1117
3	医療法人林泉会 林医院	琴平町 45	木村 敏章	75-5125
4	ことひら温泉琴参閣 (讚水)	琴平町 685-11	中山 芳彦	75-1000
5	貸切湯の宿 ことね	琴平町 685-21	漆原 幸一	75-3261
6	中讃広域行政組合 仲善クリーンセンター	琴平町五条 1050	梶 正治	75-3074
7	ヴィスポことひら	琴平町五条 1022-1	琴平町長	75-0010
8	独立行政法人 水資源機構	琴平町榎井 891-2	落井 康裕	73-4221

(4) 屋内タンク貯蔵所

	名 称	住 所	代表者	電話番号
1	株式会社 琴平花壇	琴平町 1241-5	木下 紘一	75-3232
2	琴平グランドホテル 桜の抄	琴平町 977-1	近兼 弘幸	75-3218

(5) 屋内貯蔵所

	名 称	住 所	代表者	電話番号
1	有限会社 竹内石油店	琴平町榎井 69-7	竹内 俊之	75-3623
2	有限会社 久保井商店	琴平町五条 624-5	久保井 信晴	75-3377
3	四国旅客鉄道株式会社	琴平町榎井 864	梅原 利之	73-4171
4	株式会社 都村製作所	琴平町榎井 595	都村 忠弘	73-2251

4 気象関係

(1) 水位、雨量観測所

番号	種別	観測所	水防団 待機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	位置	観測 機関	備考
1	水位	高藪橋	0.7	1.3	仲多度郡琴平町高藪	中讃土木 事務所	金倉川 (テレメータ)
2	雨量	琴平			仲多度郡琴平町榎井	中讃土木 事務所	(テレメータ)
3	雨量	琴平			仲多度郡琴平町榎井	(独) 水資 源機構香川 用水総合事 業所	香川用水 関係雨量 観測所 (自記)

(2) 震度観測点

番号	地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
1	香川県西部	琴平町	※琴平町榎井	琴平町榎井 817 - 10 琴平町役場敷地内

※地方公共団体の震度観測点である。

(3) 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別していません。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(2) 消防団現勢

琴平町消防団

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

分 団 数	消 防 団 員								条 例 定 員	普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車 B 1 以 上	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 B 1 以 上	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	そ の 他 の 小 型 動 力 ポ ン プ	化 学 消 防 自 動 車	指 揮 車	運 搬 車
	実 員															
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計								
5	1	3	4	3	10	9	60	90	100	4	—	2	—	—	—	—

(3) 消防水利の現況

(平成30年4月1日現在)

合計 (A)~(E) の計	消火栓			計				公設				私設				その他
	計 (A)	公設	私設	防火水槽			井戸	防火水槽			井戸	防火水槽			井戸	
				100m ³ 以上 (B)	40~ 100m ³ 未満 (C)	20~ 40m ³ 未満 (D)		(E)	100m ³ 以上	40~ 100m ³ 未満		20~ 40m ³ 未満	100m ³ 以上	40~ 100m ³ 未満		
214	190	190	—	2	16	6	—	1	13	6	—	1	3	—	—	30

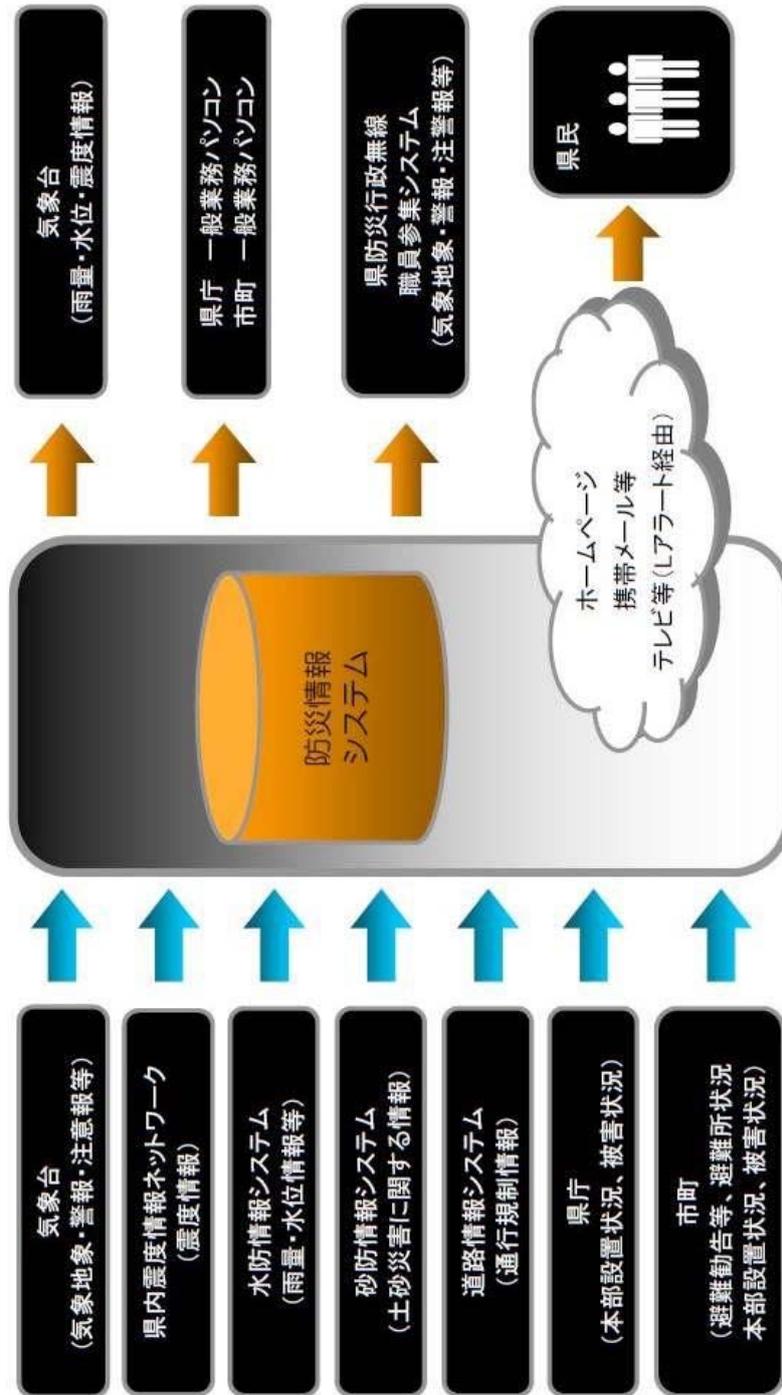
(4) 水防資機材一覧表

町の管理する水防資機材

品名	数量	品名	数量
土のう袋又は空俵	800枚	鎌	4丁
ブルーシート	10枚	カケヤ	2ヶ
スコップ	10丁	ノコ	3丁
刃口	5丁	オノ	3丁
つるはし	2本	発電機	1台
ロープ	100m	照明具	3組

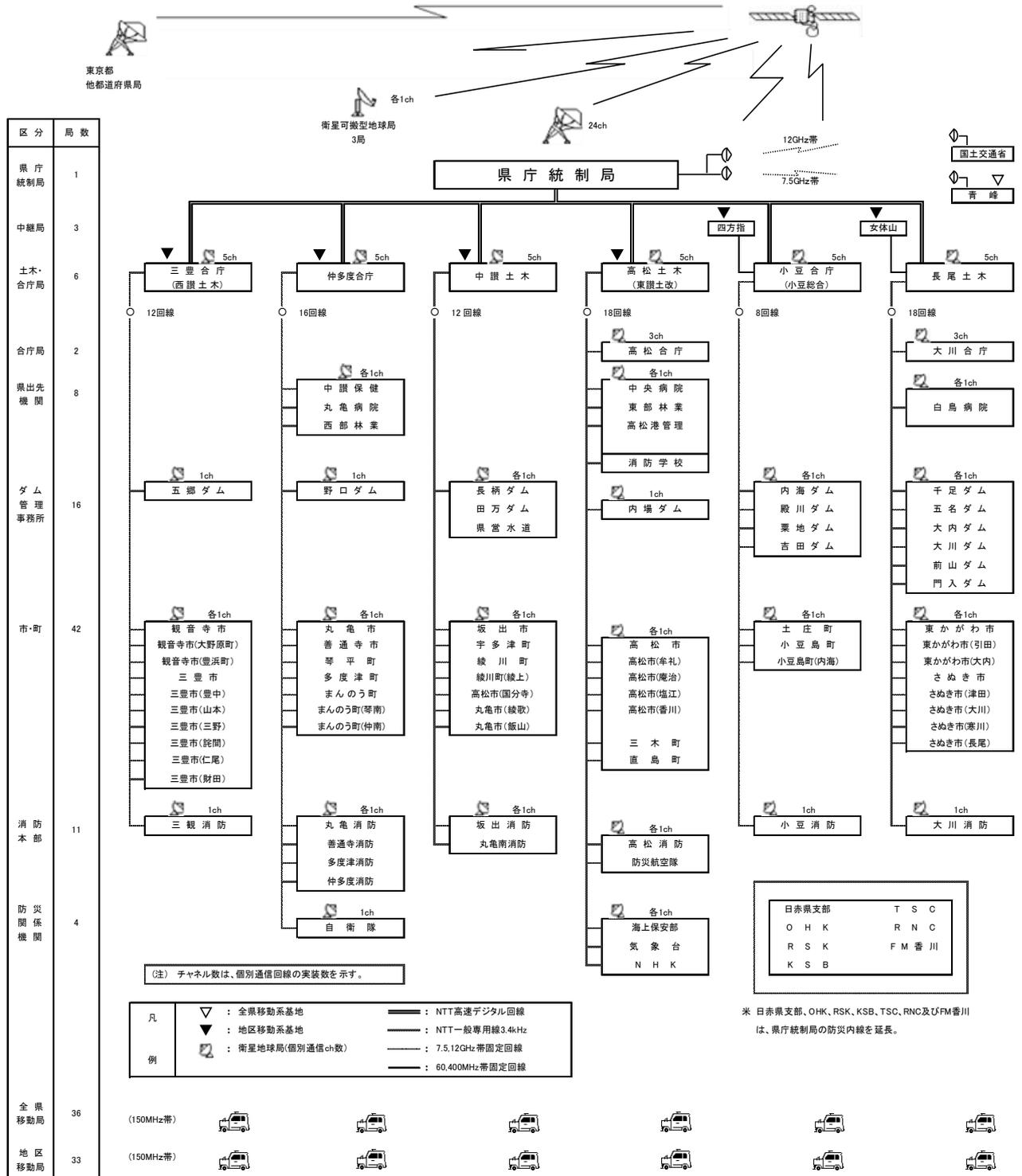
6 通信施設関係

(1) 香川県防災情報システム



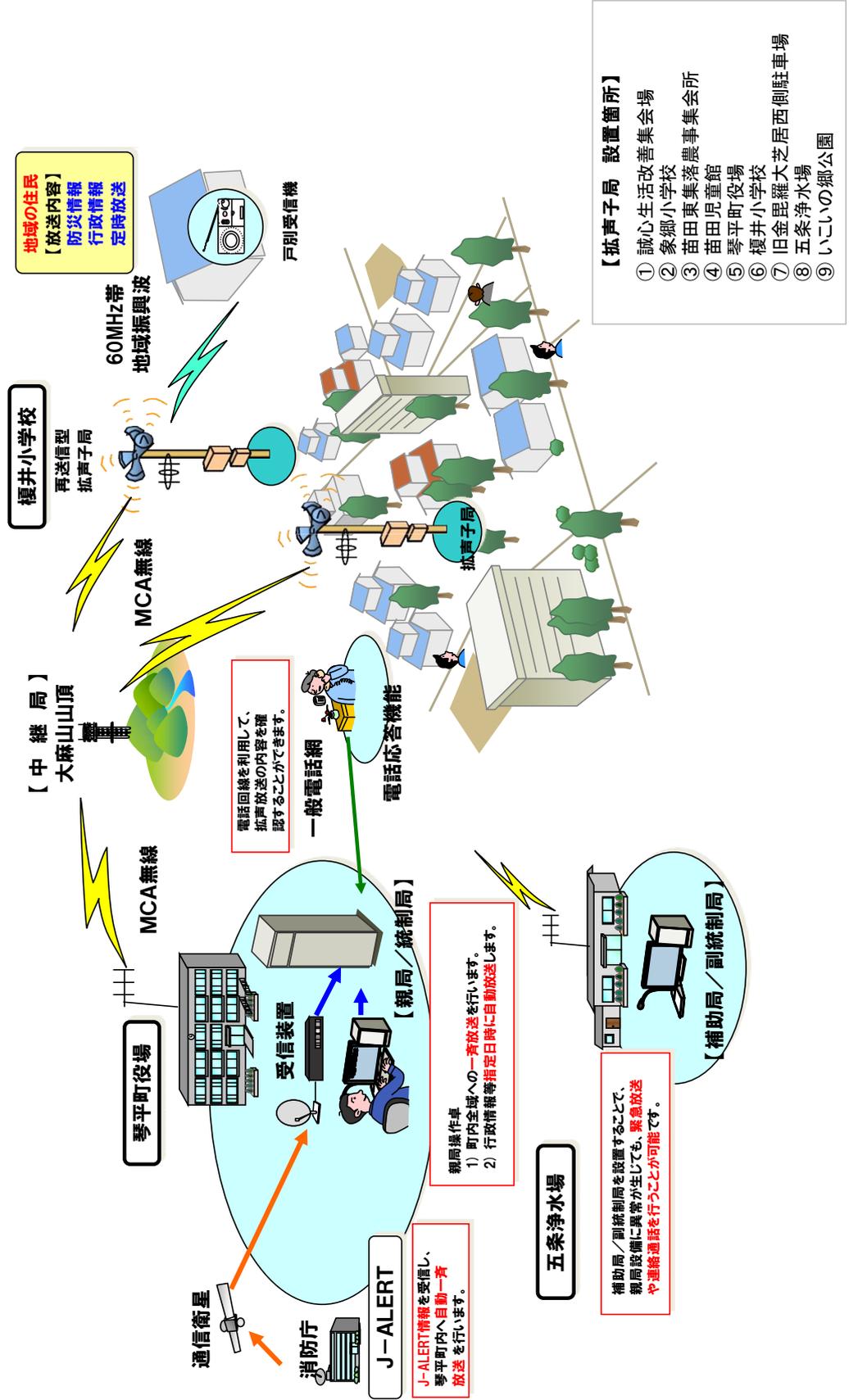
(2) 香川県防災行政無線施設

香川県防災行政無線システム回線構成図



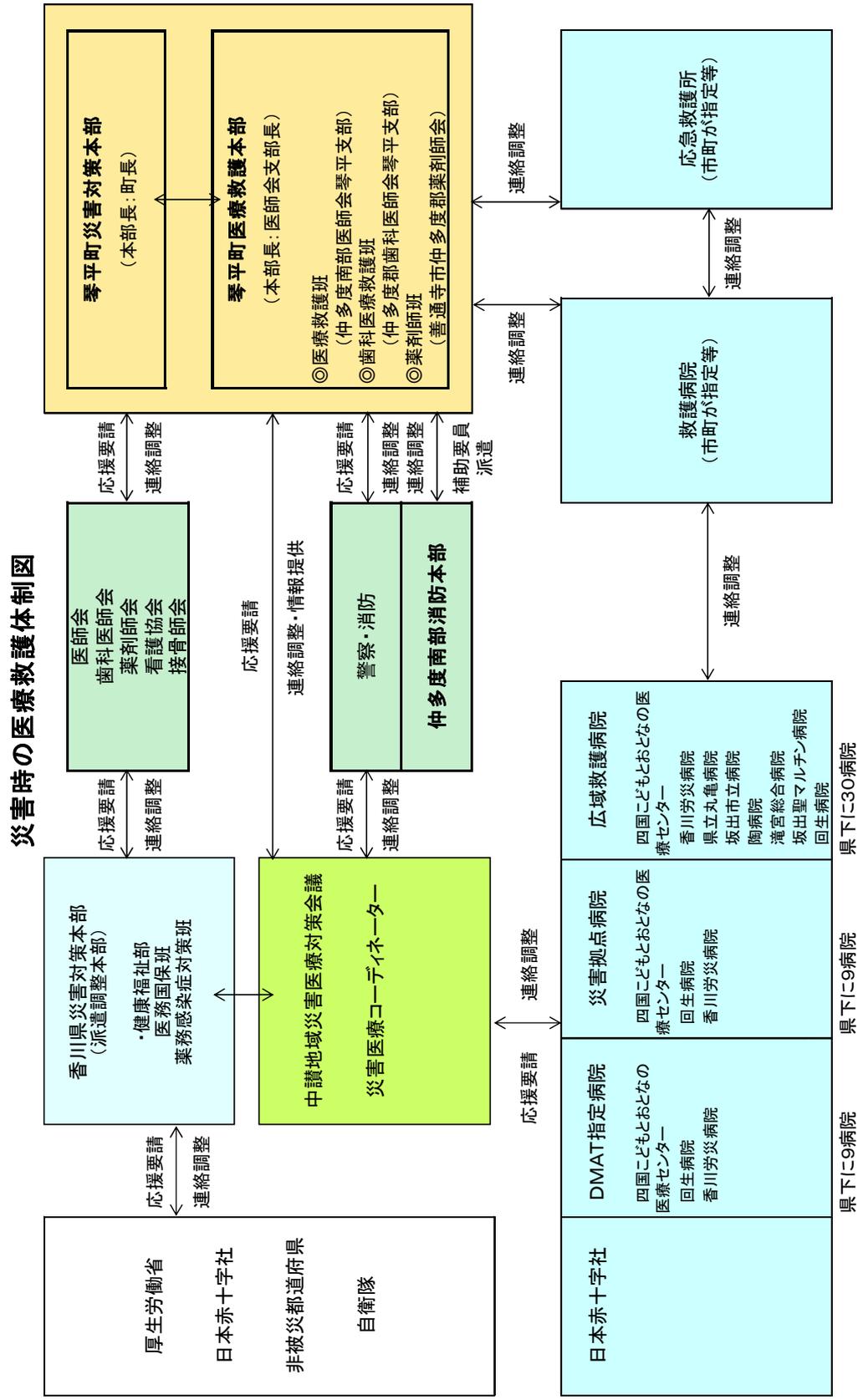
(3) 町防災無線システム

琴平町防災無線システム構成 (イメージ図)



7 医療救護関係

(1) 災害時の医療救護体制



(2) 救護病院一覧表

No	医療機関名	所在地	電話番号
1	池田内科医院	琴平町 750	73-2366
2	岩佐病院	琴平町榎井 775	73-3535
3	岩崎医院	琴平町 283	75-5161
4	大浦内科消化器科医院	琴平町榎井 853-28	75-1600
5	おおにし病院	琴平町 350-10	75-5101
6	森内科医院	琴平町 167	73-4188
7	山田外科医院	琴平町 164-1	73-5211
8	やまもと耳鼻咽喉科	琴平町五條 636-3	75-4133
9	五条眼科医院	琴平町五條 210	75-5040
10	浜田眼科医院	琴平町榎井 873-3	73-3322
11	うつみ歯科医院	琴平町榎井 69-3	75-4182
12	香川歯科医院	琴平町榎井 614	75-2311
13	塩田歯科医院	琴平町榎井 817-17	75-3497
14	嶋田歯科医院	琴平町上櫛梨 1463-9	73-3799
15	前田歯科医院	琴平町 198	75-3873

(3) 広域救護病院一覧表

中讃地区

No	医療機関名	病床数	所在地	電話番号
1	(独)国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター ○★	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
2	香川労災病院 ○★	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
3	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
4	坂出市立病院	194	坂出市寿町 3-1-2	0877-46-5131
5	陶病院	63	綾川町陶 1720-1	087-876-1185
6	滝宮総合病院	191	綾川町滝宮 486	087-876-1145
7	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1-4-13	0877-46-5195
8	回生病院 ○★	398	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011

- (注) 1 ○は、DMA T指定病院
2 ★は、災害拠点病院

8 保健・衛生関係

(1) 精神科医療機関

【医療機関】19施設

病 院 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
香川大学医学部附属病院	761-0793	木田郡三木町池戸 1750-1	087-898-5111
四国こどもとおとなの医療センター	765-8507	普通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
香川県立丸亀病院	763-8518	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
高松市民病院	760-8538	高松市宮脇町 2-36-1	087-834-2181
三豊市立永康病院	769-1101	三豊市詫間町詫間 1298-2	0875-83-3001
三豊市立西香川病院	767-0003	三豊市高瀬町比地中 2986-3	0875-72-5121
いわき病院	761-1402	高松市香南町由佐 113-1	087-879-3533
大西病院	761-8056	高松市上天神町 336	087-866-1792
三光病院	761-0123	高松市牟礼町原 883-1	087-845-3301
馬場病院	761-8031	高松市郷東町 580	087-881-4375
三船病院	763-0073	丸亀市柞原町 366	0877-23-2341
西紋病院	763-0052	丸亀市津森町 595	0877-22-5205
赤沢病院	762-0024	坂出市府中町 325	0877-48-3200
回生病院	762-0007	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011
五色台病院	762-0023	坂出市加茂町 963	0877-48-2700
清水病院	768-0040	観音寺市柞田町甲 1425-1	0875-25-3749
橋本病院	768-0103	三豊市山本町財田西 902-1	0875-63-3311
小豆島病院	761-4301	小豆郡小豆島町池田 2519-4	0879-75-0570
しおかぜ病院	764-0021	仲多度郡多度津町堀江 4-3-19	0877-33-2545

【診療所】30施設

診 療 所 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
アイクリニック	760-0050	高松市亀井町 8-1 統治ビル 6F	087-812-0550
あじの港メンタルクリニック	761-0130	高松市庵治町 5732	087-871-5377
泉クリニック	761-0113	高松市屋島西町 2490-1	087-841-8808
磯島クリニック	760-0054	高松市常磐町 2-3-6	087-862-5177
えないメンタルクリニック	760-0076	高松市観光町 649-8	087-813-1613
えのもとクリニック	760-0050	高松市亀井町 9-3	087-861-7100
五色台クリニック	760-0023	高松市寿町 1-1-5	087-822-2311
鷺岡クリニック	760-0056	高松市中新町 11-12	087-833-2631
さくらメンタルクリニック	761-0104	高松市高松町 2412 番 10 カサシエイロジアル 101 号	087-844-0231
さんあいクリニック	760-0079	高松市松縄町 1005 番地 3	087-816-3192
全人クリニック	761-8058	高松市勅使町 62-4	087-867-1717
ほそかわクリニック	760-0017	高松市番町 1 丁目 2-19 安西ビル 2F	087-811-3252
みのクリニック	760-0052	高松市瓦町 2-7-16 ソレイユ第 3 ビル 4F	087-863-1155
メディカルカウンセリングたまなクリニック	760-0050	高松市亀井町 3-8A ポイントビル 4F	087-812-5556
屋島伊藤クリニック	761-0104	高松市高松町 2552-2	087-844-3933
やまぐちクリニック	760-0018	高松市天神前 5-6 高松メディカルモール 5F	087-832-5611
やまもと医院	760-0018	高松市天神前 5-22	087-837-0707
ゆいメンタルクリニック	761-8071	高松市伏石町 2150 番地 5	087-897-7277
よしまつクリニック	760-0021	高松市西の丸町 2-17 宮脇書店高松駅前ビル 2F	087-811-7333
竜雲メンタルクリニック	761-8075	高松市多肥下町 466	087-840-0735
かまだメンタルクリニック	763-0023	丸亀市本町 105-1 丸亀フロントビル 4F	0877-58-0123
坂出メンタルクリニック	762-0032	坂出市駒止町 1-3-5 ライフスクエア坂出 3F	0877-45-7672
つばさクリニック	762-0025	坂出市川津町字東山 2495-1	0877-45-8886
中島クリニック	765-0003	普通寺市普通寺町 7 丁目 5-8	0877-63-5211
図子メンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度 2383-1	087-870-2355
森クリニック	767-0031	三豊市三野町大見甲 3416	0875-72-1567
すくすくクリニックこにし	761-0612	木田郡三木町氷上 206	087-813-7876
森岡メンタルクリニック	761-0612	木田郡三木町氷上 403-5	087-891-9877
松浦こどもメンタルクリニック	769-0206	綾歌郡宇多津町浜六番丁 78 番地 12	0877-56-7358
やましるクリニック	769-0209	綾歌郡宇多津町浜九番丁 142 番地 6	0877-41-1028

(2) 一般廃棄物処理施設

ごみ焼却施設

名 称	設置主体	構成市町	処理能力 (t/日)	稼動年月	所 在 地
仲善クリーンセンター	中 讚 広 域 行政事務組合	善 通 寺 市 琴 平 町 まんのう町	90	H9.10	仲多度郡琴平町五條 1050

し尿処理施設

名 称	設置主体	構成市町	処理能力 (kl/日)	稼動年月	所 在 地
瀬戸グリーンセンター	中 讚 広 域 行政事務組合	丸 亀 市 善 通 寺 市 琴 平 町 多 度 津 町 まんのう町 (三豊市)	174	H5.4	仲多度郡多度津町堀江 5-11

再生利用施設

名 称	設置主体	構成市町	処理能力 (t/日)	稼動年月	所 在 地
未来クルパーク 2 1	善 通 寺 市	善 通 寺 市 まんのう町	21	H12.4	善通寺市原田町 43

最終処分場

名 称	設置主体	構成市町	全体容量 (m ³)	稼動年月	所 在 地
エコランド林ヶ谷	中 讚 広 域 行政事務組合	丸 亀 市 善 通 寺 市 琴 平 町 多 度 津 町 まんのう町	365,000	H11.3	仲多度郡まんのう町追上 325-27

(3) 一般廃棄物収集車両

平成 29 年度末現在
(積載量単位：ごみ t、し尿 kl)

	直営		委託		許可	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
ごみ収集運搬車	6	10	0	0	47	115
し尿収集運搬車	0	0	19	67	19	67

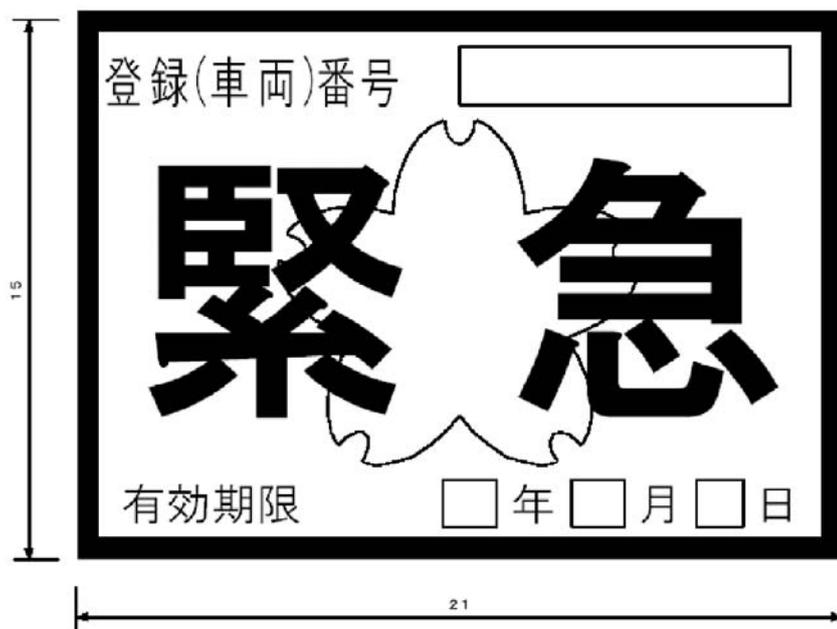
(4) 火葬場一覧

所 管 (課 名) (電 話) (F A X)	火 葬 場		
	名 称	所 在 地	炉数
住 民 福 祉 課 TEL 0877-75-6707 FAX 0877-73-2140	琴平町斎場	琴平町 1262-4	2

9 交通・輸送関係

(1) 緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さは、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		
備 考		

(2) 緊急輸送路

県指定

【第1次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
四国横断自動車道	東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町、坂出市(坂出JCT～坂出IC)
瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境～坂出IC
国道 11 号	東かがわ市坂元～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町
国道 30 号	高松市鍛冶屋町～玉藻町
国道 32 号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町
国道 319 号	丸亀市原田町～まんのう町買田
国道 193 号	高松市上天神町～三木町
国道 318 号	東かがわ市(全線)
国道 436 号	土庄町～小豆島町安田
国道 438 号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦
県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
県道高松王越坂出線	高松市西町～香西北町
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市観音寺町～豊浜町姫浜、丸亀市天満町～昭和町、三豊市詫間町詫間
県道詫間琴平線	三豊市詫間町詫間～高瀬町新名
県道三木津田線	さぬき市津田町津田
県道白鳥引田線	東かがわ市引田
県道大内白鳥インター線	東かがわ市三本松～川東
県道中徳三谷高松線	高松市木太町～林町
県道高松空港線	高松市香南町(全線)
県道石田東志度線	さぬき市志度町志度
県道高松東港線	高松市朝日町
県道高松坂出線	高松市香西北町～坂出市林田町(全線)
県道高松停車場栗林公園線	高松市西内町～錦町
県道衣掛郷東線	高松市郷東町～鶴市町
県道檀紙鶴市線	高松市鶴市町～檀紙町(全線)
県道山崎御厩線	高松市中間町～檀紙町
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町
県道林田府中線	坂出市林田町～加茂町
県道瀬居坂出港線	坂出市西大浜北
県道川津丸亀線	宇多津町～丸亀市昭和町
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬～大見
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間
市道郷東中央線	高松市郷東町
市道高松海岸線	高松市西町～朝日町
市道高松海岸2号線	高松市朝日町～春日町
市道屋島東山崎線	高松市屋島西町～春日町
市道朝日町仏生山線	高松市福岡町
市道福岡林線	高松市福岡町～木太町
市道昭和町田村線	丸亀市天満町～田村町

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。
 (高松港(朝日地区の①及び朝日C地区)、坂出港、三本松港、津田港、内海港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港)

【第2次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道 377 号	高松市香川町安原下～丸亀市綾歌町栗熊東、まんのう町買田～観音寺市豊浜町姫浜
国道 436 号	小豆島町安田～福田
県道丸亀三好線	琴平町五條
県道観音寺池田線	観音寺市本大町～三豊市財田町財田上
県道三木国分寺線	高松市十川西町～国分寺町新居
県道三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶（全線）
県道高松王越坂出線	高松市亀水町、坂出市江尻町
県道善通寺府中線	丸亀市飯山町、坂出市府中町新宮～府中町石井
県道坂出港線	坂出市久米町、坂出市入船町、坂出市寿町～富士見町
県道坂出停車場線	坂出市元町
県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市昭和町～三豊市詫間町、三豊市仁尾町～観音寺市観音寺町
県道善通寺大野原線	善通寺市与北町～上吉田町
県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町
県道坂手港線	小豆島町安田～坂手（全線）
県道高松善通寺線	高松市中新町～丸亀市原田町
県道豊中三野線	三豊市豊中町笠田笠岡～豊中町比地大
県道高松牟礼線	高松市高松町～庵治町浜
県道三木津田線	さぬき市寒川町神前
県道三木牟礼線	三木町氷上～高松市牟礼町
県道小叢前田東線	三木町池戸
県道中徳三谷高松線	高松市中新町～花園町、高松市林町～三谷町
県道円座香南線	高松市中間町～岡本町
県道岡田善通寺線	善通寺市生野町、琴平町上櫛梨～善通寺市大麻町
県道善通寺詫間線	善通寺市善通寺町～仙遊町
県道観音寺善通寺線	観音寺市栄町～坂本町、観音寺市駅通町～三架橋町
県道津田引田線	さぬき市津田町鶴羽
県道三本松停車場線	東かがわ市三本松
県道大串鴨部線	さぬき市志度
県道富田西鴨庄線	さぬき市寒川町神前
県道石田東志度線	さぬき市寒川町神前～寒川町石田東
県道太田上町志度線	高松市鹿角町～林町
県道牟礼中新線	高松市花園町～木太町
県道高松東港線	高松市松島町～福岡町
県道高松港栗林公園線	高松市桜町～藤塚町
県道高松停車場栗林公園線	高松市番町
県道千疋高松線	高松市岡本町～香南町西庄
県道鴨川停車場五色台線	高松市亀水町～生島町
県道綾川国分寺線	綾川町滝宮
県道綾川府中線	坂出市府中町石井～綾川町滝宮
県道炭所東琴平線	まんのう町四條～琴平町五條、まんのう町炭所西
県道瀬居坂出港線	坂出市番の州公園～番の州町
県道財田まんのう線	三豊市財田町財田上～まんのう町長尾（全線）
県道炭所西善通寺線	まんのう町炭所西
県道丸亀港線	丸亀市風袋町～港町
県道丸亀停車場線	丸亀市浜町～大手町
県道原田琴平線	琴平町榎井

路 線 名	区 間
県道琴平停車場琴平公園線	琴平町榎井
県道大麻琴平買田線	善通寺市大麻町～琴平町
県道善通寺停車場線	善通寺市文京町
県道多度津停車場線	多度津町栄町
県道西白方善通寺線	善通寺市生野町
県道宮尾高瀬線	三豊市高瀬町
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町～仁尾町仁尾
県道黒渕本大線	観音寺市本大町～植田町
県道丸井萩原豊浜線	観音寺市大野原町
県道福田原観音寺線	観音寺市大野原町
県道先林姫浜線	観音寺市豊浜町
県道北風戸積浦線	直島町（全線）
県道豊中仁尾線	三豊市豊中町比地大～仁尾町仁尾
県道高松志度線	高松市木太町～さぬき市志度
県道高松香川線	高松市仏生山町
臨港道路玉藻 1 号線	高松市サンポート
臨港道路宮浦臨港道路 1 号	直島町
臨港道路 G 地区 1 号線	高松市朝日町
臨港道路石油基地本線	高松市朝日町
郷東公共施設団地内道路	高松市郷東町
市道高松駅北線	高松市サンポート
市道香西東臨港線	高松市鬼無町～香西南町
市道木太鬼無線	高松市鬼無町～鶴市町
市道香西郷東線	高松市郷東町
市道香東川西堤防 4 号線	高松市郷東町
市道郷東町 22 号線	高松市郷東町
市道香西 5 号線	高松市香西南町
市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐（全線）
市道吉光高根線	高松市香南町由佐
市道桜町 3 号線	高松市桜町（全線）
市道桜町 5 号線	高松市桜町（全線）
市道栗林公園東線	高松市室新町
市道花/宮木太線	高松市室町～木太町
市道松島町 7 号線	高松市松島町
市道片原町沖松島線	高松市松島町
市道松島上福岡線	高松市上福岡町～松島町
市道生島神在川窪 2 号線	高松市生島町
市道生島土地区画整理 1 号線	高松市生島町（全線）
市道上福岡多肥下町線	高松市多肥下町～上福岡町（全線）
市道多肥上町 19 号線	高松市多肥下町～多肥上町
市道五番町西宝線	高松市番町
市道仏生山円座線	高松市仏生山町
市道田井役戸線	高松市牟礼町
市道落合田井線	高松市牟礼町
市道城東町南北 2 号線	丸亀市城東町
市道大手町南北 1 号線	丸亀市大手町
市道土器線	丸亀市土器町
市道土居町南北 6 号線	丸亀市土居町
市道坂出貨物駅前線	坂出市久米町、坂出市室町
市道東大浜 26 号線	坂出市久米町
市道川崎町 2 号線	坂出市川崎町

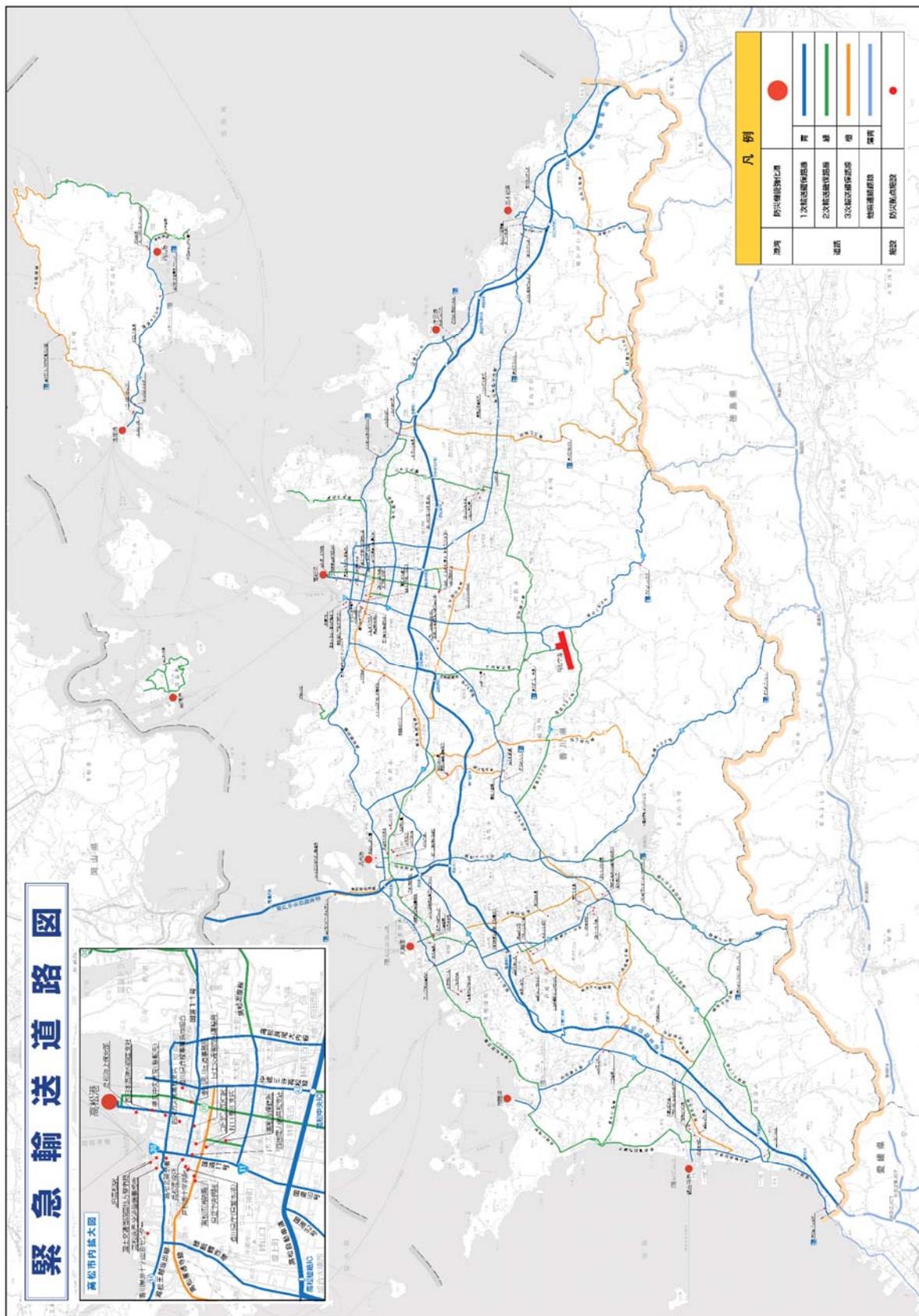
路 線 名	区 間
市道坂出港海岸線	坂出市入船町
市道番の州南北幹線	坂出市番の州町～番の州緑地
市道府中ダム東 1 号線	坂出市府中町
市道生野線	善通寺市生野町
市道大門通り線	善通寺市南町
市道坂本 1 号線	観音寺市坂本町
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～駅通町
市道下組本村線	観音寺市大野原町
市道観音寺大野原線	観音寺市大野原町
市道丸井福田原線	観音寺市大野原町
市道芝原東線	観音寺市豊浜町
市道昭和富田西線	さぬき市寒川町石田東、さぬき市長尾東
市道江の口線	さぬき市志度
市道志度港 1 号線	さぬき市志度
市道新造田滝/宮線	さぬき市長尾東
市道鶴部臨港線	さぬき市津田町鶴羽
市道西町・東町線	さぬき市津田町鶴羽
市道東代臨港線	さぬき市津田町鶴羽
市道東町 1 号線	さぬき市津田町鶴羽
市道中央公園伊座線	東かがわ市帰来
市道田高田帰来線	東かがわ市帰来
市道加茂長池線	三豊市高瀬町
町道掛条線	土庄町
町道西古浜線	土庄町
町道東元浜海岸 2 号線	土庄町
町道学校東線	小豆島町池田
町道片城埋立 10 号線	小豆島町片城
町道片城埋立 8 号線	小豆島町片城
町道高松東ファクトリーパーク 1 号線	三木町井上
町道中谷線	三木町井上
町道北地中谷線	三木町井上
町道池戸井戸線	三木町平木
町道番ノ州線	宇多津町吉田
町道番ノ州北第 3 号線	宇多津町吉田
町道宇多津港線	宇多津町浜三番丁
町道苗田櫛梨線	琴平町下櫛梨
町道北山 1 号線	琴平町下櫛梨
町道国鉄駅東 1 号線	琴平町五條
町道 335 号線	多度津町栄町
町道 111 号線	多度津町西白方～東白方
町道 8 号線	多度津町東白方
町道 262-1 号線	多度津町東白方～青木

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第 2 次輸送確保路線と同等扱いとする。
(高松港(朝日地区の②)、宮浦港)

※赤字は、緊急輸送路に追加された路線のうち町域を含むもの

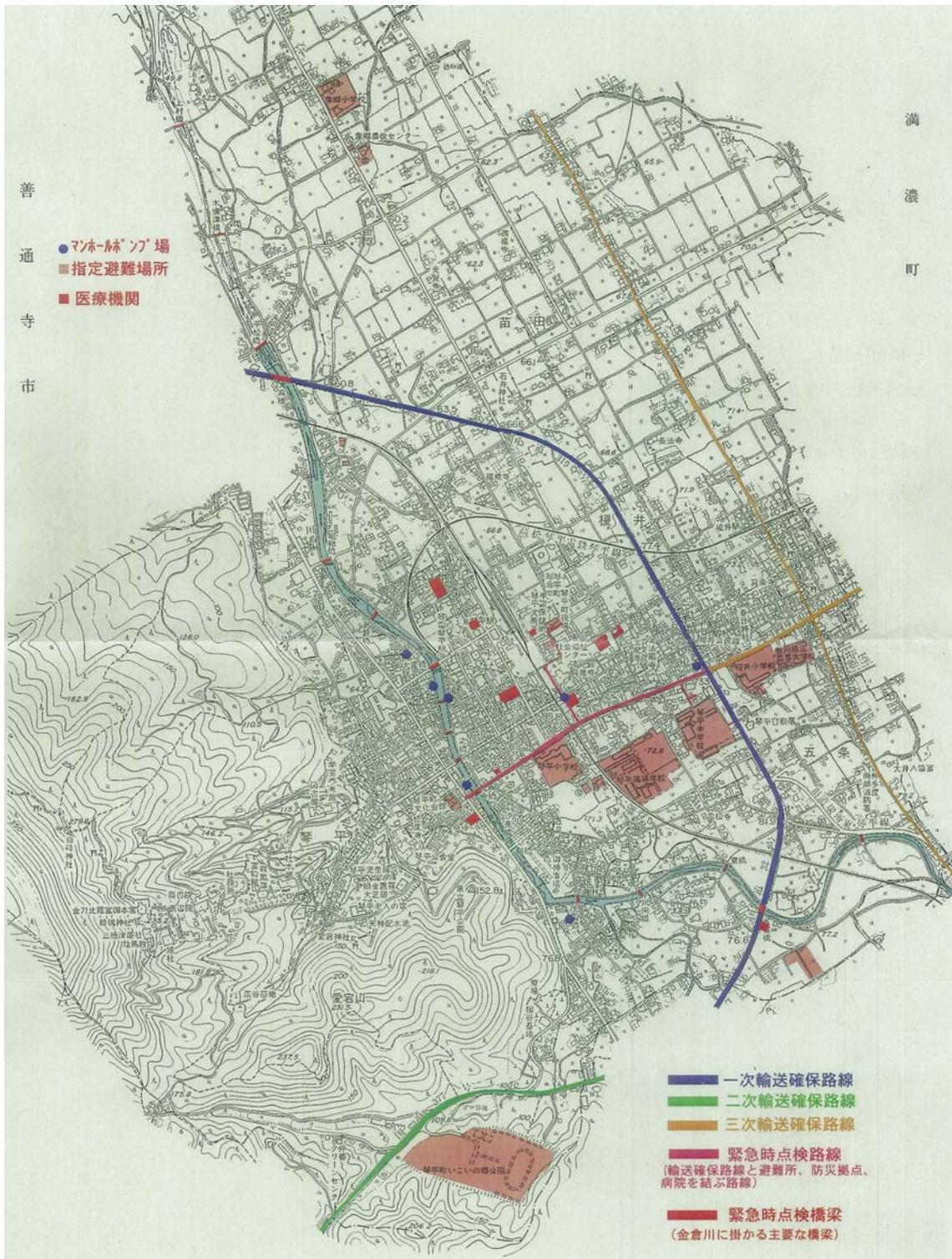
【第3次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道 377 号	東かがわ市西山～三木町奥山
県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和
県道丸亀三好線	丸亀市柞原町～善通寺市与北町
県道三木国分寺線	高松市十川西町～国分寺町新居
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田（全線）
県道詫間琴平線	三豊市高瀬町新名～まんのう町佐文
県道善通寺大野原線	善通寺市上吉田町～三豊市高瀬町下麻、 観音寺市本大町～三豊市高瀬町佐股
県道土庄福田線	土庄町淵崎～小豆島町福田
県道白鳥引田線	東かがわ市西山～引田
県道長尾丸亀線	まんのう町羽間～長尾
県道まんのう善通寺線	まんのう町四条～善通寺市与北町
県道黒渕本大線	観音寺市柞田町～植田町
県道高松琴平線	琴平町榎井～丸亀市綾歌町岡田上
市道木太鬼無線	高松市鶴市町～東ハゼ町
市道常盤御供所線	坂出市常磐町～御供所町
市道観音寺大野原線	観音寺市柞田町
市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町



(3) 緊急輸送路線確保計画

地震等の災害時に、優先的に道路啓開を図るべき路線を設定



10 避難収容関係

(1) 指定避難所兼指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所名	住所	電話番号	想定収容人数	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模な 火事	内水氾濫	
琴平町五条浄水場	琴平町五條 71	75-6717	123	○	○	○	○	○	○
琴平町立榎井小学校	琴平町榎井 58-3	73-2494	444	○	○	○	○	○	○
榎井公民館	琴平町榎井 85-3	75-3575	108	○	○	○	○	○	○
琴平町立琴平中学校	琴平町五條 661	73-4181	694	○	○	○	○	○	○
琴平町立南幼稚園	琴平町 102-1	73-2521	133	○	○	○	○	○	○
琴平町立南保育所	琴平町 103	75-1022	313	○	○	○	○	○	○
琴平町立琴平小学校	琴平町 145-1	73-2831	444	○	○	○	○	○	○
琴平町総合センター	琴平町榎井 817-9	75-6718	270	○	○	○	○	○	○
琴平町社会福祉センター	琴平町榎井 891-1	75-1371	65	○	○	○	○	○	○
琴平町文化会館	琴平町 758-1	73-5586	41	○	○	○	○	○	○
琴平町ふれあい交流館	琴平町苗田 995-4	73-3891	65	○	○	○	○	○	○
琴平町デイ・サービスセンター	琴平町苗田 1020-1	73-2881	80	○	○	○	○	○	○
琴平町立教育集会所	琴平町苗田 1020-1	73-5870	40	○	○	○	○	○	○
琴平町立北保育所	琴平町苗田 634-1	73-3440	163		○	○	○		○
象郷農業構造改善センター	琴平町苗田 631-3	75-3135	90		○	○	○		○
琴平町立象郷小学校	琴平町上榎梨 26	73-2830	337	○	○	○	○	○	○
琴平町立北幼稚園	琴平町上榎梨 31-1	73-2523	137	○	○	○	○	○	○
いこいの郷公園	琴平町五條 1022-1	75-0010	1,730	○	○	○	○	○	○
香川県立琴平高等学校	琴平町 142-2	73-2261	1,999	○	○	○	○	○	○
香川県立農業大学校	琴平町榎井 34-3	75-1141	375	○	○	○	○	○	○

1 1 備蓄・調達関係

(1) 備蓄物資一覧

最低限必要な資機材以外で、現在保有する資機材

※計画的・継続的な調達は実施しないが、避難所生活の充実等のため、損耗及び必要に応じて、調達する。

(令和2年2月現在)

品目	保有数	品目	保有数
テント（屋根のみ）	6	浄水装置	3
給水袋	400	担架	13
どこの袋	800	ハンドメガホン	9
カセットコンロ	40	カセットコンロ用ボンベ	96
リヤカー	3	災害用手動タンクポンプ	3
スコップ	20	ツルハシ	7
オノ（大2、小4）	6	ナタ	3
ノコギリ	4	カマ	12
ペンチ	5	バケツ	50

食料及び飲料水

(令和2年2月現在)

品目	目標量	単位	保有量	2年度	3年度	合計
アルファ化米	1,200	食	2,650	賞味期限に随時対応し目標数を維持する		
乾パン等	1,140	食	1,512			
調整粉乳	1	kg	0.22	毎年調達		1
調整粉乳 アレルギー対応	0.14	kg	0	毎年調達		0.14
飲料水	2,340	ℓ	1,608	賞味期限に随時対応し目標数を指す		

※アルファ化米、乾パン等は、逐次賞味期限の前年に訓練等で使用し、目標数を確保する数量を調達する。

生活必需品

(令和2年2月現在)

品目	目標量	単位	保有量	2年度	3年度	合計
毛布	130	枚	594	0	0	594
タオル	260	枚	50			
紙おむつ(乳幼児用)	80	枚	804	0	0	804
紙おむつ(大人用)	27	枚	36	0	0	36
生理用品	38	パック	13	20	5	38
哺乳瓶	9	本	0	9	0	9
トイレットペーパー	35	パック	0	35	0	35
ごみ袋	12	セット	0	12	0	12
ポリ手袋	12	セット	0	12	0	12
ビニールラップ	72	本	0	36	36	72
食器セット	312	セット	0	200	150	350
紙コップ	54	個	0	54	0	54

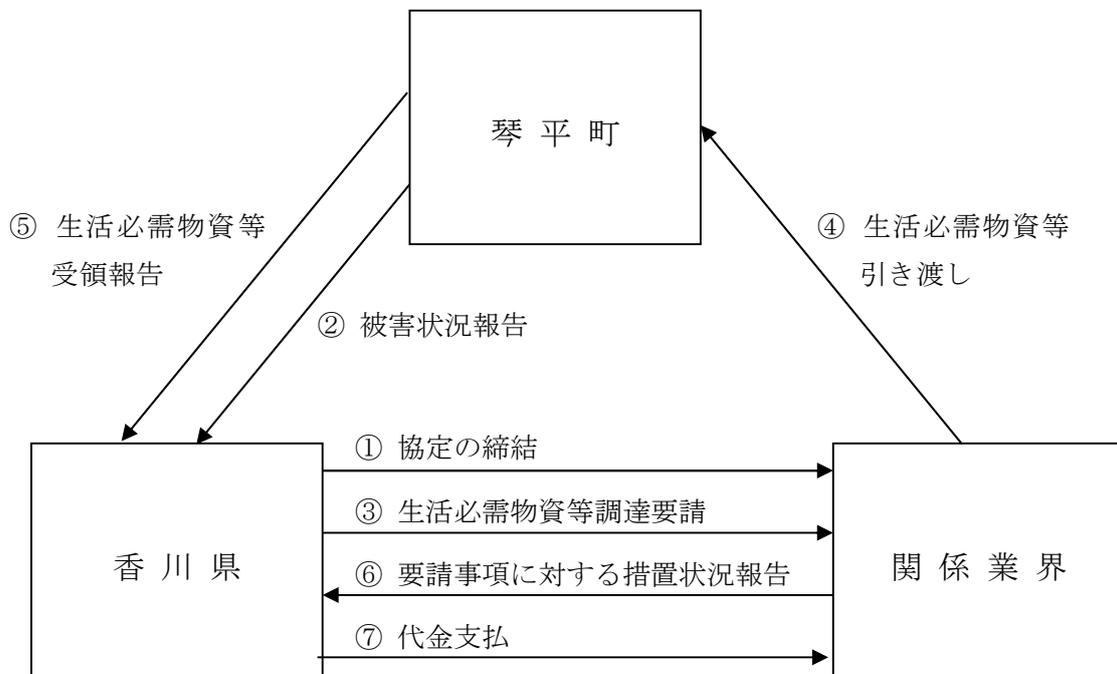
避難所に必要な資器材

(令和2年2月現在)

品目	目標量	単位	保有量	2年度	3年度	合計
簡易トイレ	54	セット	28	10	10	48
凝固剤	1,560	セット	3,280	0	0	3,280
トイレtent	48	張	20	14	14	48
プライベートルーム	24	セット	9	0	15	24
懐中電灯	24	個	17	7	0	24
懐中電灯用電池	96	本	0	50	50	100
間仕切り	120	張	60	30	30	120
発電機	12	台	17	0	0	17
ガソリン缶	12	缶	11	1	0	12
コードリール	24	個	11	0	1	12
投光器	12	基	13	0	0	13
ランタン(LED)	48	個	0	24	24	48

(2) 生活必需物資等の調達方法

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結（平常時）
- ② 町から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



1 2 防災ヘリコプター関係

(1) 災害対策用ヘリポート

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
琴平いこいの郷	琴平町いこいの郷公園 多目的広場	琴平町五條 1029	琴平町 (総務課)	75-6700	N 34° 10' 34" E 133° 49' 17"	防災対応

(2) 広域航空応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、香川県域において、大規模災害が発生した場合、広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必須事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、地震、石油コンビナート、林野等の大規模な火災等で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長（または副隊長）は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断または中止させ、「香川県防災航空隊の地震等災害発生時における動員計画」の連絡系統により、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運行管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由で参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けること。

第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、応援消防・防災航空隊を県と調整・選定する。要請先を決定すれば、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う情報提供を情報確認票（第1号様式）により、FAX等で出動待機依頼を行うものとする。

1 航空隊員（勤務者）の任務

- (1) 航空隊員(勤務者)は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要な資器材を搭載、出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。
- (2) 格納庫および高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。
- (3) 出動準備内容
 - ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
 - イ 個人装備品の搭載
 - ウ 格納庫から機体搬出補助
 - エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
 - オ 飛行場外離着陸場の選定
(選定条件)
 - * 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
 - * 同時に3～4機着陸駐機が可能な場所
 - カ 防災消防本部等への地上支援指示
(指示内容)
 - * 飛行場外離着陸場での警戒、散水
 - * 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
 - * 離着陸ポイントにHマークの指示（直径7m）
 - * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
 - * 発災場所の地図の準備（1/10,000）
 - * 現場指揮本部との連絡手段（主運用波）の確保
 - * 水利の確保等その他必須事項

2 機長の任務

- (1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 災害内容の確認
 - イ 飛行場外離着陸場の選定
 - ウ 気象状況の確認

- エ 飛行ルート の 決定
- オ 飛行計画 の 作成
- カ スポット の 確保
- キ その他必要事項

3 整備士の任務

- (1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トーイングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 航空機の点検準備
 - イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
 - ウ その他必要な事項

4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整ならびに燃料補給等の調整を行うものとする。

5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等

航空隊員(勤務者)は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行い結果を報告するものとする。

1 報告先

- (1) 香川県危機管理課 (防災行政無線 ぼうさいかがわへり 1→ぼうさいかがわ)
- (2) 発災地現場指揮本部 (消防無線 主運用波 265.75625MHz)

2 報告内容

- (1) 災害現場を撮影したビデオテープ等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲
 - イ 延焼方向
 - ウ 倒壊家屋の状況
 - エ 土砂崩れ等の状況
 - オ 水没地区、家屋の状況
 - カ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道の崩壊(水没)状況
 - イ 県道の崩壊(水没)状況
 - ウ 橋りょうの崩壊(水没)状況
- (4) 海岸線の状況
 - 高潮等の状況
- (5) 石油港地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況
- (6) 情報収集時の搭載資器材
 - ア ビデオカメラ(テープ、予備バッテリー)
 - イ デジタルカメラ、カメラ、(フィルム予備)

3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災指揮本部長及び危機管理課に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。指揮本部長の決定を受けて、危機管理課に報告するとともに、県を通じて待機依頼中の応援航空隊に対して正式出動要請を行う。

また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断し

た場合、発災指揮本部長及び危機管理課に対し、自衛隊航空部隊の増強を進言する。指揮本部長の決定を受け、香川県が派遣要請を行い、指揮本部長を中心に活動内容、航空管制について協議を行う。

第7 飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに飛行場外離着陸場での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

1 飛行場外離着陸場での GOP を行うとともに無線（航空波等）により航空管制を行う。

使用区分（チャンネル）			周波数	
消防・防災ヘリ	消防波	全国共通波 1	2 6 5 . 9 0 6 2 5 MHz	
		全国共通波 2	2 6 5 . 2 3 1 2 5 MHz	
		全国共通波 3	2 6 5 . 5 3 1 2 5 MHz	
		主運用波 6（香川県）	2 6 5 . 7 5 6 2 5 MHz	
	航空波	全国	航空機相互間	1 2 2 . 6 0 0 MHz
			災害時飛行援助通信	1 2 3 . 4 5 MHz
その他 関係機関ヘリ	航空波	全国	災害時飛行援助通信	1 2 3 . 4 5 MHz

2 飛行場外離着陸場上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援機長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

1 応援航空隊として活動できる内容の確認

- (1) 偵察、空撮
- (2) 救出、救急、消火活動、
- (3) 物資、人員搬送

2 応援航空隊の活動ローテーションの作成

3 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、次のとおりとする。

- 1 災害応急対策活動 : 現場把握・情報収集・指揮支援等の活動、物資、人員等の輸送活動
- 2 救急活動 : 救急搬送のための活動
- 3 救助活動 : 人命救助のための活動
- 4 火災防御活動 : 消火のための活動

第10 応援航空隊到着後の航空隊の組織体制及び任務分担

1 隊長は、現場指揮本部、飛行場外離着陸場等で各航空機の運航調整に関し応援航空機指揮者との連絡調整にあたるとともに、各航空機を統括し、運航に関する指示を行う。

なお、航空隊の組織体制を別表1「航空隊の組織体制」に示し、隊員は別表2「航空隊の組織体制（隊員指定表）」に示す。

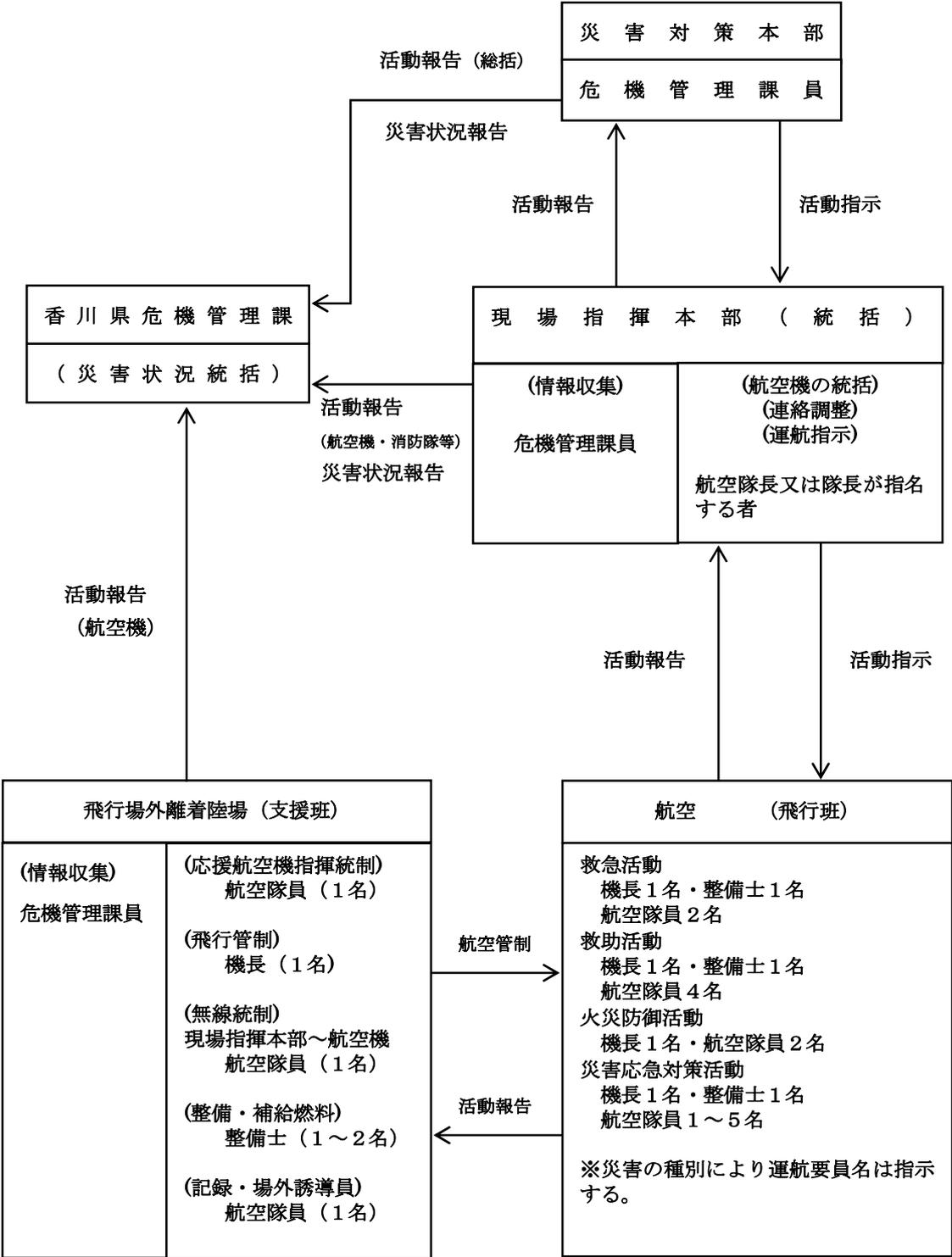
2 航空隊の任務分担は、別表3「航空隊の任務分担」のとおりとする。

第11 応援航空隊の活動記録管理

各応援航空隊の活動記録実績の記録管理は、次の様式により取りまとめ、緊急運航報告書とともに運航管理責任者へ報告するものとする。

- 1 災害の経緯 第2号様式
- 2 応援航空隊活動状況 第3号様式
- 3 広域航空消防応援に係る自治体経費状況調べ 第4号様式

航空隊の組織体制



航空隊の組織体制（隊員指定表）

現場指揮本部（統括）		
航空隊長又は航空隊長が指名するもの（1名）		
飛行場外離着陸場（支援班）	航空（飛行班）	
応援機 指揮統制	航空隊長又は航空隊長が指名するもの（1名）	・操縦士 防災担当機長
飛行管制	防災担当機長	・航空隊員 災害種別により運航要員名は隊長が指示する。（2～4名）
無線統制	航空隊員（1名）	・整備 防災担当整備士
整備 補給燃料	防災担当整備士	
記録	航空隊員（1名）	

航空隊員の任務分担

	任務	担当	内容
現場指揮本部	統括	航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部等の調整 2 応援航空隊の活動方針の決定、指示 3 情報収集及び取得情報の伝達指示
	航空機指揮統制	航空隊長又は航空隊長が指名する者（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空隊の活動調整 2 情報収集及び取得情報の伝達指示
	航空管制	防災担当機長（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域航空機飛行、離着陸時における無線統制 2 応援機駐機場の割り当て 3 ノータムに関すること
	無線統制	航空隊員（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空機、現場指揮本部等の連絡調整
	整備 補給燃料	防災担当整備士（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援隊整備従事者との連絡調整と整備に関すること 2 補給燃料の確保、補給場所の指定と燃料補給時の安全確保 3 燃料補給等の記録管理 4 飛行場外離着陸場への機体誘導と離着陸場での機体保全
	記録	航空隊員（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動班及び応援隊の活動記録 2 飛行場外離着陸場での各支援補助
飛行班	飛行	航空隊員（2～4名） 防災担当機長（1名） 防災担当整備（1名）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防御等飛行活動

（飛行場外離着陸場）

13 その他

(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(県資料より)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人以上 1人増す ごとに加 算	
		全 壊 全 焼 流 出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1 世帯当り次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 594,000 円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 300,000 円	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(※2)、中学校生徒(※3)及び高等学校等生徒(※4)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当り次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書)1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人(12 歳以上) 215,200 円以内 小人(12 歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当り 3,500 円以内 一 次 保 存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り 5,400 円以内 検 索 { 救護班以外は 慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,600 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700 円以内 救急救命士 15,400 円以内 土木技術者、建築技術者 16,500 円以内 大工 21,200円以内 左官 22,000円以内 とび職 21,800 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。

※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。

※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

(2) 被災者生活再建支援金の概要

1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
(合併した年と続く5年間の特例措置)

2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

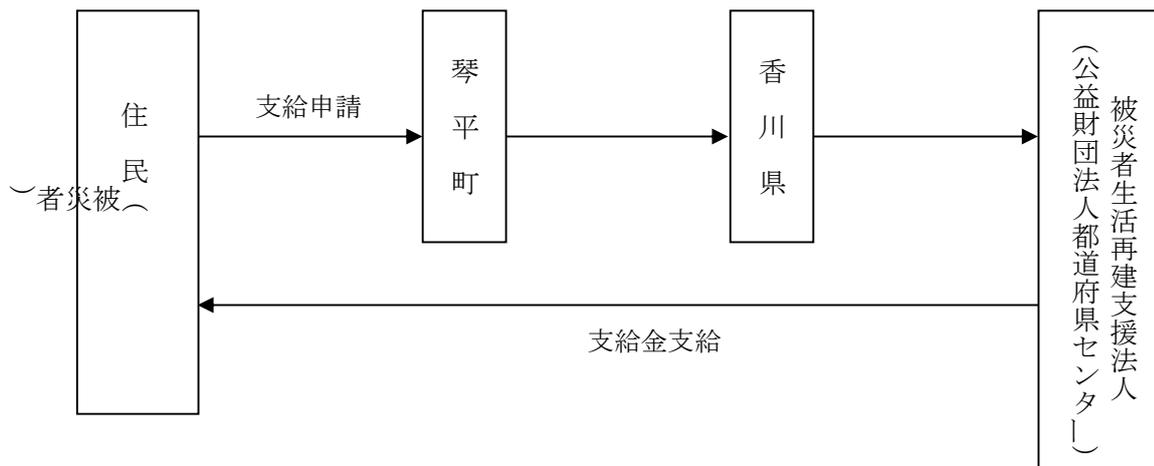
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、
合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

- ① 申請窓口
市町
- ② 申請時の添付書類
 - ア 基礎支援金
 - ・り災証明書
 - ・住民票 等
 - イ 加算支援金
 - ・契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ③ 申請期間
 - ア 基礎支援金
災害発生日から13月以内
 - イ 加算支援金
災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



(3) 防災関係機関連絡先一覧

1 指定地方行政機関（自衛隊を含む）、指定公共機関、指定地方公共機関等

区分	機 関 名	連絡窓口	電話番号	防災行政無線
指定地方行政機関・自衛隊関係	中国四国管区警察局	災害対策官	087-833-2111	
	四国総合通信局	無線通信部陸上課	089-936-5066	
	四国財務局	総務課	087-831-2131	
	四国厚生支局	総務課	087-851-9565	
	香川労働局	総務部総務課	087-831-7281	
	中国四国農政局	農産課	086-224-4511	
	香川農政事務所	農政推進課	087-831-8151	
	四国森林管理局	企画調整室	088-821-2160	
	香川森林管理事務所	所長	087-866-6622	
	四国経済産業局	総務課	087-811-8503	
	中国四国産業保安監督部四国支部	管理課	087-811-8581	
	四国地方整備局	企画部	087-851-8061	
	香川河川国道事務所	所長	087-841-9125	
	高松港湾・空港整備事務所	所長	087-851-5522	
	四国運輸局	交通環境部 環境・安全防災課	087-825-1173	090-3025-9212 (衛星携帯電話)
	香川運輸支局	企画輸送課	087-882-1357	
	高松空港事務所	総務課	087-879-6770	
	高松地方气象台	防災業務課	087-867-6114	436-502
	高松海上保安部	警備救難課	087-821-7011	435-501
	陸上自衛隊第14旅団司令部	第3部	0877-62-2311	466-502
陸上自衛隊第15普通科連隊	第3科	0877-62-2311	466-506	
自衛隊香川地方協力本部	総務課	087-831-0231		

区分	機 関 名	連絡窓口	電話番号	防災行政無線
指定公共機関	日本郵政公社四国支社	企画部企画課	089-936-5126	
	高松中央郵便局	総務課	087-851-5702	
	日本銀行高松支店	総務課	087-825-1111	
	日本赤十字社香川県支部	事業推進課	087-861-4618 4619	200-5811
	N H K 高松放送局	放送センター (報道)	087-825-0161 0162 0165	437-501
	西日本高速道路(株)公団四国支社	保全企画課	087-823-2111	
	独立行政法人水資源機構吉野川局	施設管理課	087-835-6600	
	独立行政法人水資源機構 香川用水総合事業所	管理課	0877-73-4221 4223	
	本州四国連絡高速道路(株)	保全計画部	078-291-1000	
	四国旅客鉄道(株)	工務部工事課	087-825-1642	
	日本通運(株)四国支店	総務課	087-851-0111	
	中国電力(株)岡山支社	広報担当	086-222-8925	
	四国電力(株)高松支店	総務部総務課	087-836-1002	
	N T T 西日本(株)香川支店	設備部災害対策室	087-867-6596	
	(株)NTT ネオメイト四国香川支店	MI サービス部	087-867-6502	
	(株) N T T ドコモ四国	ネットワーク部 災害対策室	087-832-2141	
	(株)NTT ドコモ四国香川支店	企画総務部 技術企画担当	087-811-5505	
NTT コミュニケーションズ(株) 四国営業支店	営業担当	087-863-6947		
指定地方公共機関等	四国ガス(株)丸亀支店	供給課	0877-22-2301	
	高松琴平電気鉄道(株)	鉄道事業本部 運輸部	087-831-6048	
	香川県離島航路事業協同組合	代表理事	0879-82-1080	
	社団法人香川県トラック協会	常務理事	087-851-6381	
	(株)四国新聞社	総務部管理課	087-833-1157	
	西日本放送(株)	報道制作局	087-826-7001	200-5816
	(株)瀬戸内海放送	報道制作ユニット	087-862-1119	200-5814
	山陽放送(株)四国支社	報道部	087-822-5858	200-5813
	岡山放送(株)四国支社	報道部	087-822-1618	200-5812
	テレビせとうち(株)四国支社	報道部	087-837-1919	200-5815
	(株)エフエム香川	製作技術部	087-839-1111	200-5817
香 川 県	危機管理課	087-831-1111	200-5061	

(4) 防災計画一覧表

計画の名称	作成機関	計画の内容
防災基本計画	中央防災会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する総合計画、長期計画 2 防災業務計画、地域防災計画作成の重点事項 3 防災業務計画、地域防災計画の基準となるべき事項
防災業務計画	指定行政機関 指定公共機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務について防災に関しとるべき措置 2 所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項
都道府県 地域防災計画	都道府県 防災会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該都道府県を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務業務の大綱 2 防災施設の新設、改良、防災に関する調査研究、防災訓練災害予防、情報の収集、警報の発令伝達、避難、消防、水防救難救助、衛生その他災害応急対策防災防復旧に関する事項別計画 3 前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の整備、備蓄調達、配分、輸送、通信に関する事項 4 その他必要事項
市町村 地域防災計画	市町村 防災会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該市町村の区域内の公共的団体その他重要な防災施設の管理者の処理すべき事務業務の大綱 2 その他上記都道府県地域防災計画2, 3, 4の事項につき作成する。

目 次

(様 式 編)

1.	様式第1号 (被害状況報告書)	1
2.	様式第2号 (救助実施記録日計票)	4
3.	様式第3号 (被災者台帳)	5
4.	様式第4号 (被災証明書)	6
5.	様式第5号 (避難所設置及び収容状況)	8
6.	様式第6号 (救助の種目別物資受払状況)	9
7.	様式第7号 (被災者救出状況記録簿)	10
8.	様式第8号 (死体処理台帳)	11
9.	様式第9号 (埋葬台帳)	12
10.	様式第10号 (障害物除去の状況)	13
11.	様式第11号 (生業資金貸付台帳)	14
12.	様式第12号 (災害救助法による生業資金借入申込書)	15
13.	様式第13号 (炊出し供与状況)	16
14.	様式第14号 (食糧現品給与簿)	17
15.	様式第15号 (炊出し用物品借用簿)	18
16.	様式第16号 (飲料水の供給簿)	19
17.	様式第17号 (物資購入 (配分) 計画表)	20
18.	様式第18号 (物資の供与状況)	21
19.	様式第19号 (救護班活動状況)	22
20.	様式第20号 (病院診療所医療実施状況)	23
21.	様式第21号 (助産台帳)	24
22.	様式第22号 (応急仮設住宅 (入居) 申込者名簿)	25
23.	様式第23号 (応急仮設住宅台帳)	26
24.	様式第24号 (住宅応急修理記録簿)	27
25.	様式第25号 (臨時雇上人夫勤務状況表)	28
26.	様式第26号 (派遣要請書)	29
27.	様式第27号 (撤収要請書)	30
28.	様式第28号 (輸送記録簿)	31
29.	様式第29号 (学用品購入 (配分) 計画表)	32
30.	様式第30号 (学用品の給与状況)	33

1. 様式第1号 (被害状況報告書)

様式第1号

表1-1 被害状況報告書

(発生経過) (市 第 報)
町

災害の原因

災害の発生日 年 月 日

災害発生場所 (地域)

年 月 日 時 分 現在
 発信時刻
 発信者
 受信者

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要	
人的被害	死者	1	人			
	行方不明者	2	人			
	負傷者	重傷	3			人
		軽傷	4			人
住家被害	全壊 (流・埋没)	5	棟			
		6	世帯			
		7	人			
	半壊 (流・埋没)	8	棟			
		9	世帯			
		10	人			
	一部破損	11	棟			
		12	世帯			
		13	人			
	床上浸水	14	棟			
		15	世帯			
		16	人			
	床下浸水	17	棟			
		18	世帯			
		19	人			
		り 災 世 帯 数	20	世帯		
		り 災 者 数	21	人		

表1-2 被害状況報告書 その2

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要
非住家	公共建物	22	棟	千円	
	その他	23	棟		
耕地	田	流・埋	24	ha	
		冠水	25	ha	
	畑	流・埋	26	ha	
		冠水	27	ha	
農畜林産	農作物	28	ha (トン)		
	家畜(家きん)	29	頭 (羽)		
	林産物	30	ha (トン)		
船舶 (漁船)	沈没	31	隻		
	流出	32	隻		
	破損	33	隻		
	分解等による船	34	隻		
水産	漁具	35	流		
	水産物	36			
施設	文教施設	37	箇所		
	病院	38	箇所		
	道路	39	箇所		
	橋梁	40	箇所		
	河川	41	箇所		
	砂防	42	箇所		
	海岸	43	箇所		
	港湾	44	箇所		
	漁港	45	箇所		
	農業施設	46	箇所		
	林業施設	47	箇所		
	水産施設	48	箇所		
	商工施設	49	箇所		
清掃施設	50	箇所			
	51	箇所			

表1-3 被害状況報告書 その3

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要
その他	崖くずれ	52	箇所		
	鉄道不通	53	箇所		
	水道	54	戸		
	電話	55	回線		
	電気	56	戸		
	ガス	57	戸		
	ブロック塀等	58	箇所		
		59			
火災発生	建物	60	件		
	危険物	61	件		
	その他	62	件		
被害総額		63		千円	
今後の見通し等					
市町災害対策本部設置日時					
災害救助法発動要請日時					
避難状況					
応急活動及び救助活動状況					
応援機関等の出動状況			消防（水防）団員数 人・その他応援者数 人		
備考			消防職員出動延人数 人・消防団員出動延人数 人		

2. 様式第2号（救助実施記録日計票）

様式第2号

表 2-1 救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出	救助実施記録日計票 琴平町 責任者 班 氏名 ㊞ （自治会責任者 氏名 ㊞ ）
	修理	学	死捜	死処	
	障	○	○	○	
	○	○			
No. _____ (〇月〇日〇時〇〇分)					
員数（世帯）					
品目（数量金額）					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

救助実施記録日計票記入要領

- 1：各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2：記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11（No.5訂正）のように記載のうえ、前回分No.5の記録票には朱で×印を附し（No.11に訂正済）とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3：記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入する。
- 4：機械、器具等は無償で借上げた場合についても、記録票を作成する。
- 5：災害救助基金より放出した場合についても、同様とする。
- 6：被服、寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と町調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

3. 様式第3号 (被災者台帳)

様式第3号

表 3-1 被災者台帳 (琴平町)

世帯主	住所	琴平町	番地	番号	方	住家		全壊		全焼		半壊		流失		上		下	
						住家	自家散家	全壊	全焼	半壊	流失	流失	半壊	半焼	床	浸水	床	浸水	
氏名	世帯人員		年月日		被災場所		死亡		人、重傷		人、軽傷		人						
被災者																			
	氏名	年齢	続柄	性別	職業	勤務先又は 学校名 (学年)	死亡	負傷名 (重、軽傷別)	備考										
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
計																			
備考																			

4. 様式第4号（被災証明書）

様式第4号

表4-1 表

第 号		被 災 証 明 書			
世帯主住所					
氏 名		世帯人員 人			
被災事項	災害の原因	水害	震火災	その他	
	被災年月日	年 月 日			
	被災場所				
	被災状況 該当事項に○印を 附すこと	住宅 〔 自家 〕 〔 散家 〕	全壊、半壊、全焼、半焼、流失、浸水		床上 床下
	生命	死亡、重傷、軽傷、行方不明		人	
世帯人員	氏名		続柄	年齢	備考
	1		世帯主		
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
備考					
前記のとおり被災したことを証明する。					
年 月 日					
琴平町長					印

9. 様式第9号（埋葬台帳）

様式第9号

表 9-1 埋葬台帳（琴平町）

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との 関係	氏名	棺（附 属品を 含む。）	埋葬ま たは火 葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1：埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2：町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3：埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

12. 様式第 12 号（災害救助法による生業資金借入申込書）

様式第 12 号

表 12-1 災害救助法による生業資金借入申込書（琴平町）

借入申込人	住所	職業
	氏名	明大昭 年 月 日生
保証人	住所	職業
	氏名	明大昭 年 月 日生
借用金額		
借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
返還場所		
償還方法	一時払	分割払
被害例	全壊	流失
収入の状況		
借入れを受けようとする理由及び目的		
返還計画		
災害救助法による生業資金として上記のとおり借入れいたしたく申込みます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 香川県知事 殿 <div style="text-align: right;">借入申込者 ㊟ 保証人氏名 ㊟</div>		

18. 様式第 18 号（物資の供与状況）

様式第 18 号

表 18-1 物資の供与状況（琴平町）

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎と なった 世帯構 成人員	供与 月日	物資供与の品名						実支 出額	備考
				布団	毛布	作業 衣		なべ	〇〇		
		人	月日							円	
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり供与したことに相違なし

年 月 日

供与責任者

氏 名

印

- (注) 1 : 住家の被害程度に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 : 受領年月日に、その世帯に対して最後に供与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 : 「物資供与の品名」欄に、数量を記入すること。

23. 様式第 23 号（応急仮設住宅台帳）

様式第 23 号

表 23-1 応急仮設住宅台帳（琴平町）

応急 仮設 住宅 番号	世帯主 氏名	家族 数	所在 地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備 考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- (注) 1 : 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 : 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 : 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 : 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パルプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 : 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 : 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

25. 様式第 25 号（臨時雇上人夫勤務状況表）

様式第 25 号

表 25-1 臨時雇上人夫勤務状況表（琴平町）

住所	氏名	年令	単価	○月分			基本賃金		割増賃金		計	備考
				日	日	日数	日数	金額	時間	金額		
				日	日							
			円					円		円		
計	人			人	人							
				人	人							

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

琴平町総務課長

印

- (注) 1：救助種目ごとに別冊又は別頁とすること。
 2：時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を日別欄に記入しておくこと。
 3：必要に応じ「賃金受領」欄を設けて差しかえないこと。
 4：適当な箇所に勤務証明の奥書をしておくこと。

26. 様式第 26 号（派遣要請書）

様式第 26 号

表 26-1 派遣要請書（琴平町）

	年	月	日
香川県知事			
	殿		
			琴平町長
自衛隊に対する災害派遣要請について（申出）			
このことについて、次のとおり自衛隊に派遣方をお願いします。			
記			
1 災害の情况及び派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する時間			
	年	月	日 時から
	年	月	日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
（1）派遣を希望する区域			
（2）活動内容			
4 その他参考となるべき事項			
（1）宿舎			
（2）食糧			
（3）資料			

27. 様式第 27 号（撤収要請書）

様式第 27 号

表 27-1 撤収要請書（琴平町）

		年	月	日
香川県知事	殿			
				琴平町長
災害派遣部隊の撤収について（報告）				
先に申し出た〇〇〇による部隊等の〇〇作業については、その目的を達したので、 次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしくお願いします。				
記				
撤収年月日		年	月	日 時

28. 様式第 28 号 (輸送記録簿)

様式第 28 号

表 28-1 輸送記録簿 (琴平町)

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		修繕					燃料 費	実 支 出 額	備 考	
			使用 車両 等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費				故障 の 概要
			種 類	台 数		名称 番号	所有 者 氏名						
					円					円	円		
計													

- (注) 1 : 「目的」欄は、主たる目的 (又は救助の種類名) を記入すること。
 2 : 都道府県又は市町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 : 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 : 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 : 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

30. 様式第 30 号（学用品の給与状況）

様式第 30 号

表 30-1 学用品の給与状況（琴平町）

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

(注) 1 : 「給与月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 : 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。